

令和5年度第2回北区子ども・子育て会議 次第

日時：令和5年10月2日（月）18時30～

場所：北とぴあ7階第一研修室

- 1 開会
- 2 第6期北区子ども・子育て会議委員紹介
- 3 会長・副会長選出
- 4 部会員振り分けについて
- 5 子ども・子育て施策等に関する報告事項
 - ①（仮称）北区子ども・子育て支援総合計画（素案）について
 - ②（仮称）北区子ども条例について
 - ③さくらだこども園の類型変更及びうめのき幼稚園の場所での新たな認定こども園開設に向けた園舎増築等工事について
 - ④令和6年4月期における区内保育施設の受け入れ可能児童数の変更等について
 - ⑤多様な他者との関わりの機会の創出事業の実施について
- 6 その他
- 7 閉会

【資料一覧】

資料 No.	資料名	配付区分
資料1-①	【1/3】（仮称）北区子ども・子育て支援総合計画 2024（素案）【令和5年10月版】	事前郵送
資料1-②	【2/3】（仮称）北区子ども・子育て支援総合計画 2024（素案）【令和5年10月版】	事前郵送
資料1-③	【3/3】（仮称）北区子ども・子育て支援総合計画 2024（素案）【令和5年10月版】	事前郵送
資料2-①	（仮称）北区子ども条例の基本的な考え方（案）	事前メール、当日配付
資料2-②	「（仮称）北区子ども条例 アンケート」結果報告について	事前メール、当日配付
資料2-③	中学生モニター会議における検討結果（概要報告）	事前メール、当日配付
資料2-④	「（仮称）北区子ども条例」タウンミーティングの開催について	事前メール、当日配付
資料3	さくらだこども園の類型変更及びうめのき幼稚園の場所での新たな認定こども園開設に向けた園舎増築等工事について	事前郵送
資料4	令和6年4月期における区内保育施設の受け入れ可能児童数の変更等について	事前郵送
資料5	多様な他者との関わりの機会の創出事業の実施について	事前メール、当日配付

【事務局】子ども未来課子ども未来係 小泉・梅村・横山

メール：kosodate-ka@city.kita.lg.jp

電話03-3908-9097

(仮称)北区子ども・子育て支援

総合計画2024(素案)

【令和5年10月版】

1 / 3

令和6年(2024年)3月【予定】

北 区

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

(1) 社会情勢と国の動向

(少子化の進行)

- 我が国において、令和5年4月1日時点における15歳未満の子どもの数は1,435万人と前年より30万人少なく、昭和57年から42年連続で減少しています。ピークだった昭和29年の2,989万人から半減するとともに、年齢3歳区分別にみると、年齢が低いほど子どもの数は少なくなる傾向となっています。また、総人口に占める子どもの割合も前年より0.2ポイント低い11.5%と49年連続で減少しており、少子化が進んでいることが伺えます。
- 厚生労働省が令和5年6月に発表した人口動態統計によると、令和4年の日本の出生数は77万0747人と1899年の統計開始以来、初めて80万人を割り込みました。また、合計特殊出生率は1.26と過去最低を記録しました（※東京は1.04で全国最低）。
さらに、女性の平均初婚年齢は昭和55年の25.2歳であったものが、令和4年には29.7歳となっており、晩婚化が進んでいます。
- 令和2年5月に閣議決定された第4次の「少子化社会対策大綱」では、「希望出生率1.8」を実現するため、「結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる」「多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える」「地域の実情に応じたきめ細かな取組を進める」「結婚、妊娠・出産、子供・子育てに温かい社会をつくる」「科学技術の成果など新たなリソースを積極的に活用する」の5つの基本的な考え方のもと、新しい令和の時代にふさわしい当事者目線の少子化対策を進めていくとしています。
- 新型コロナウイルス感染症の流行は、結婚、妊娠・出産、子育ての当事者にも多大な影響を与え、安心して子供を生み育てられる環境を整備することの重要性を改めて浮き彫りにしたことから、影響を受ける子育て世帯への柔軟な支援等とあわせ、非常時の対応にも留意しながら、総合的な少子化対策を進めていくこととしています。

(子どもの貧困の実態)

- 内閣府による調査結果(令和3年子供の生活状況調査の分析報告書)をみると、「準貧困層」は全体の36.9%、「貧困層」は12.9%となっています。「ひとり親世帯」では「貧困層」が50.2%、「母子世帯」では「貧困層」が54.4%となっており、「母子世帯」においては過半数以上が貧困の問題を抱えているということが明らかとなりました。
- また、世帯収入水準や親の婚姻状況により、子どもの学習や生活、心理など様々な面が影響を受けることが明らかとなっています。特に「等価世帯収入が中央値の2分の1未満」で最も収入が低い水準の世帯及びひとり親世帯においては、親子ともに多くの困難に直面しており、「等価世帯収入が中央値の2分の1以上だが中央値未満」の収入が中低位の水準の世帯でも、多様な課題が生じています。
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第41号)には、児童の権利に関する条約の精神に基づき、子どもの「将来」だけでなく、「現在」の生活等についても子どもの貧困対策を総合的に推進することが目的として明記されてい

ます。また、基本理念として、子どもの最善の利益が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があること、市町村が子どもの貧困対策の計画を定めるよう努める旨等が規定されています。

- そして「子供の貧困対策に関する大綱」では、「親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築」「支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮した対策の推進」「地方公共団体による取組の充実等を分野横断的な基本方針として定める」とともに、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等を総合的に推進していくとしています。

(ヤングケアラー対策)

- 全国規模で初めて実施された「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」（令和3年3月）によると、世話をしている家族が「いる」は、中学2年生で5.7%、全日制高校2年生で4.1%となっており、このうち家族への世話を「ほぼ毎日」している中高生は5割弱で、一日平均7時間以上世話をしている中高生が約1割となっています。
- ヤングケアラーについては、早期発見・把握、相談支援など支援策の推進、社会的認知度の向上を課題として捉え、解決に向けた実態調査や研修、支援体制モデル事業の実施、ネットワーク形成や子育て世帯訪問支援モデル事業の創設、普及啓発などに取り組むとしています。

(こども家庭庁の創設)

- 厚生労働省、文部科学省、内閣府などが所管している子ども政策に関する総合調整権限を集約し、縦割りの壁を打破した切れ目のない包括的な支援を実現するための司令塔としての役割を持つ「こども家庭庁」が令和5年4月に発足されました。方針をみると、年齢や制度の壁を克服した切れ目のない包括的な支援を基本姿勢として取り組むとしています。

(こども基本法の施行とこども大綱の策定)

- こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤として、こども施策の基本理念や基本となる事項を定めた包括的な基本法である「こども基本法」が令和5年4月1日より施行されました。同法第10条において、「市町村こども計画」の策定が努力義務として位置づけられています。

- 令和5年●月には、既存の少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困対策に関する大綱を一元化し、さらに必要な施策を盛り込む「こども大綱」が策定されました。この大綱では、この大綱が目指す「こどもまんなか社会」について、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会として明示されるとともに、こども施策に関する基本方針や重要事項が定められました。

(「こども未来戦略方針」の策定)

- 国は、次元の異なる少子化対策の実現のための「こども未来戦略方針」を令和5年6月13

日に閣議決定しました。「こども未来戦略方針」では、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造・意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する、の3つの基本理念のもと、今後3年間に実施する集中的な取組を「加速化プラン」として掲げています。具体的な施策として、児童手当の拡充（所得制限の撤廃・支給期間を高校生までに延長・第3子以降には3万円を支給）、全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充（「子ども誰でも通園制度(仮称)」の創設）等を掲げています。

(2) 東京都の動向

- 東京都では、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策推進法に基づく総合計画として「東京都子供・子育て支援総合計画（第2期）」（令和2～6年度）を策定（令和4年度に中間見直し）し、各種子ども・子育て施策を推進しています。
- 令和3年3月には「未来の東京戦略」を策定し、「人々の希望が叶う社会の実現：安心して産み育てられ、子供たちが健やかに成長できるまちの実現」に向けた施策を定めました。
- 令和3年4月1日には、児童の権利に関する条約の精神に基づき、東京都が取り組むべき施策の基本事項を定めた「東京都こども基本条例」が施行されました。この条例では、こどもがあらゆる場面において権利の主体として尊重されることが明示されるとともに、都がなすべき責務が明示されています。基本事項として、「こどもの遊び場、居場所づくり」「こどもの学び、成長への支援」「こどもの意見表明と施策への反映」などが掲げられています。
- 令和5年度の予算方針として掲げられた「チルドレンファーストの社会の実現に向けた施策の強化」に基づき、“東京から少子化に歯止めをかける”として約1.6兆円の予算を計上し、「018 サポート」（0～18歳まで所得制限なしの子ども1人当たり月5千円の支給）、「第二子の保育料無償化」など、様々な施策を展開しています。
- 「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針 2023」を令和5（2023）年7月に策定し、子供を取り巻く環境を踏まえた子供政策の課題と今後の政策強化の方向を示しました。

(3) 北区の動向

- 平成27年7月に策定した「北区教育大綱」は、北区の教育、学術及び文化の振興と子育て分野の事業に関する総合的な施策について、近年の教育をめぐる環境変化に対応するため、その目標や施策の根本となる方針を定めた「北区教育・子ども大綱」として令和元年11月に改定しました。
- 令和2年3月に、「地域のきずなづくり」と「子育てファミリー層・若年層の定住化」を取り組むべき最重要課題とし、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするを3つの優先課題の一つとして位置づけた「北区基本計画 2020」を策定するとともに、実施

計画である中期計画を中心に取組の充実を図ってきました。

- また、次代を担う子どもの健全な育成や地域における子育てしやすい環境の整備等に向けた「次世代育成支援行動計画」と、幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての事業計画である「子ども・子育て支援事業計画」を包含した「北区子ども・子育て支援計画 2020」を策定（令和2年3月）し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進し、「子育てするなら北区が一番」をより確かなものにするための施策を展開しました。
- さらに、教育分野においては、「教育先進都市・北区」にふさわしい生涯学習社会の創造をめざし、教育環境のあり方の見直しや地域のきずなづくりなど、教育を取り巻く環境のさらなる変化とそれに伴う諸課題に適切に対応していくため、実施計画となる「北区教育ビジョン 2020」を令和2年3月に策定しました。
- 子どもの貧困対策については、国の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の施行や、「子供の貧困対策に関する大綱」の策定を受けて、子どもの貧困対策を総合的、効果的に推進するために、「北区子どもの未来応援プラン（東京都北区子どもの貧困対策に関する計画）」を平成29年3月に策定し、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る取組を推進しました。新型コロナウイルス感染症による経済状況の変化等や他計画との整合性を図る観点から、本プランを修正し（令和3年7月）、計画期間を令和5年度まで2年間延長しました。
- 令和5年9月に「ともにつくる だれもが住みよい 彩り豊かな躍動するまち 北区」をめざすべき将来像として掲げ、今後の区政運営の基本となる考え方をまとめた、新たな「北区基本構想」を策定しました。

(4) 計画策定の目的

- こうした経緯を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を引き続き推進するために「北区子ども・子育て支援計画 2020」及び令和5年度末を計画年度とする「子どもの貧困対策に関する計画（北区子どもの未来応援プラン）」の改定し、これらを統合し、「(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画」（以下「本計画」といいます。）を策定しました。

2 計画の位置づけ

○本計画は、北区基本構想及び北区基本計画に基づく子ども・子育て支援に関する個別計画です。また、本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」(※1)であるとともに、子どもに関する次に掲げる法定計画を包含する総合的な計画とします。

①次世代育成支援対策推進法(※2)に基づく「次世代育成支援行動計画」

②子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」(※3)

~~③子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」(平成29年策定の北区子ども未来応援プランの見直しを行い、新たに本計画の一計画として策定します。)~~

(※1)市町村こども計画は、これまでの少子化社会対策基本法に基づく「少子化社会対策大綱」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子供の貧困対策に関する大綱」を一元化し、さらに必要な施策が盛り込まれた「こども大綱」を勘案して定める計画です。

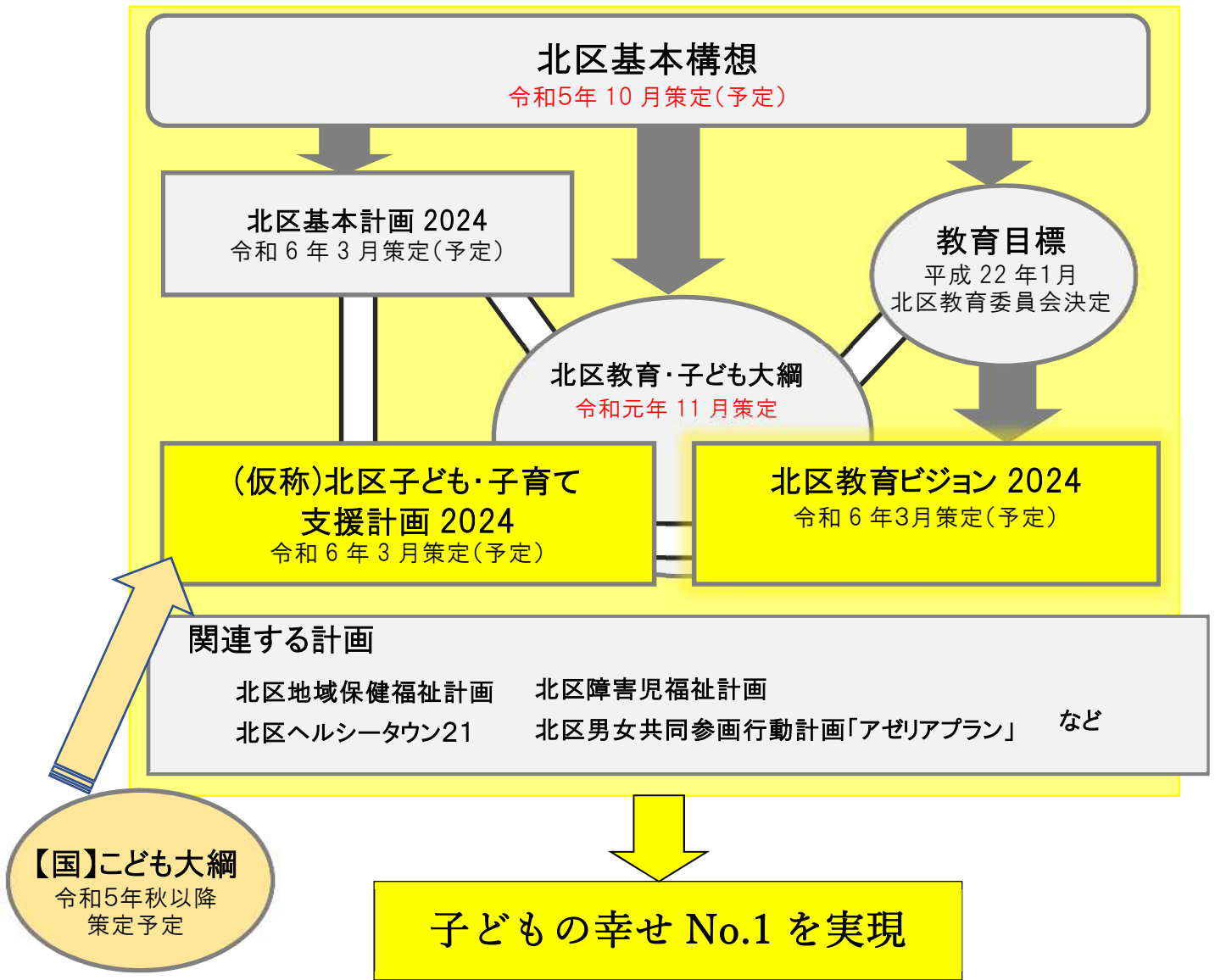
子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策についての計画」は、本計画において、「市町村こども計画」の一つとして位置付けられます。

(※2)次世代育成支援対策推進法は、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境等の整備のために平成17年4月1日に施行されました。この法律は、平成26年度末までの時限立法でしたが、平成27年4月1日付けの法改正により、法律の有効期限が令和7年3月31日まで10年間延長されました。今後、この法律が再度延長されるかは現時点で明らかになっていませんが、延長されない場合における本計画における「次世代育成支援行動計画」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした区独自の計画として位置付けるものとします。

(※3)子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、5年を1期として策定することが義務付けられている法定計画で、現行の第2期計画期間は令和2年度から令和6年度までとなっています。したがって、本計画における令和6年度部分については第2期計画の最終年度の見直しの位置付けとし、R7年度からR10年度までの部分については第2期計画に引き続き、区が子ども・子育て支援事業について策定する区独自の計画として取り扱うこととなります。

○本計画は、区政の基本的方針である「北区基本構想」(令和5年9月策定)ならびに「北区・教育子ども大綱」(令和6年3月策定)を踏まえ、令和6年3月に策定の「北区基本計画2024」などの上位計画や「北区教育ビジョン2024」、また「地域保健福祉計画」「ヘルシータウン21」など、他の関連計画などとの整合を図るものとします。子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅・都市基盤整備などあらゆる分野があり、これらの施策の総合的・一体的な推進を図っていきます。

(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画の位置づけ



「少子化社会対策大綱」
「子ども・若者育成支援推進大綱」
「子どもの貧困対策に関する大綱」

こども大綱に一元化

【参 考】 北区教育・子ども大綱

令和元年11月、総合教育会議における区長と教育委員会との協議・調整を経て、今後5年間の北区の教育・学術及び文化の振興と子育て分野の事業に関する総合的な施策に関する目標や施策の根本となる方針となる「北区教育・子ども大綱」を策定しました。このなかで、子ども分野に関わる部分は次のとおりです。

北区教育・子ども大綱 ～子ども分野の抜粋～

【理念】（教育・子ども共通）

- ・ 基本的人権を尊重し、笑顔と希望があふれ、誰もが自分らしく学び、自分らしく活躍できる社会を目指します。
- ・ 未来を切り拓いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持てるよう、学びあい、育ちあう社会を実現します。

【子ども分野】

子どもの人権を尊重し、「子どもの最善の利益」の実現を目指すことを基本として、自ら育つ力を持っている子どもたちの力を引き出すとともに、子育てをしている保護者への支援をしていきます。

また、子育ての基本は家庭にあるとともに、地域社会全体と協力し、まちぐるみで子育てをする環境づくりを行います。

基本方針

“子育て” への支援

北区のすべての子どもに対し、心身の健全な成長と自立に向けた支援及び居場所となる環境づくりなどに取り組みます。

“すべて” の子育て家庭への支援

経済力や家族形態、年齢等の子どものおかれた状況を踏まえ、すべての子育て家庭に隙間のない支援、妊娠・出産期からの切れ目のない支援をしていきます。

“まちぐるみ” での子育て支援

地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、その力を最大限に発揮できるよう“地域”と“行政”が協働し、まちぐるみで子育てを支援する環境づくりを促進します。

3 計画の期間

- 本計画は、令和6年度から令和10年度までの5年を計画期間とします。
- 「子ども・子育て支援事業計画」においては、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画の中間年を目処に計画の見直しを行うものとします。その際に「次世代育成支援行動計画」等についても、必要に応じて修正を図るものとします。

4 計画の対象

- 本計画の対象は、概ね18歳未満までの子ども（妊娠時を含む）・若者とその保護者（家庭）としますが、施策によっては、こども基本法の趣旨等も踏まえ、18歳以上の者も対象とするなど、施策の内容により、必要に応じて対象となる年齢に幅を持たせ、柔軟な対応を行うこととします。

5 計画の策定方法

(1) 区民ニーズ調査の実施

- 子育て中の家庭の現状とニーズを把握するとともに、小学生、中学生、高校生世代の生活実態や要望・意見などを的確に反映した計画とするため、①就学前の子どもの保護者、②小学生の子どもの保護者、③25歳～39歳の区民、④-1世帯主と子のみで構成されている世帯、④-2児童育成手当受給世帯、⑤区立小学6年生、⑥区立中学2年生、⑦高校2年生世代、⑧妊産婦、⑨児童養護施設等利用者を対象として、「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画策定のための区民意向調査」(以下本計画において「ニーズ調査」といいます。)を令和4年度に実施しました。

(2) 北区子ども・子育て会議での審議

- 本計画は、子育て当事者等の意見を反映するとともに、区における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて展開するため、公募による区民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方等、計18名で構成する「北区子ども・子育て会議」を開催し、本計画の内容について審議しました。また、審議内容をより深めるため、「子ども・子育て支援計画部会」と「子どもの未来応援プラン」の2つの部会を設置しました。
- 本計画については、令和4年6月の北区子ども・子育て会議以降、「子ども・子育て支援事業計画部会」、「子どもの未来応援プラン」を含め、計●回の会議を開催し、毎回活発な議論が交わされる中で、各委員からそれぞれの立場・経験に基づいた多角的な意見をいただ

きました。

(3) パブリックコメントの**実施**

○計画策定にあたり、計画の案を区ホームページに掲載し、令和5年12月11日から令和6年1月16日までパブリックコメントを実施し、区民のみなさまから意見をいただきました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

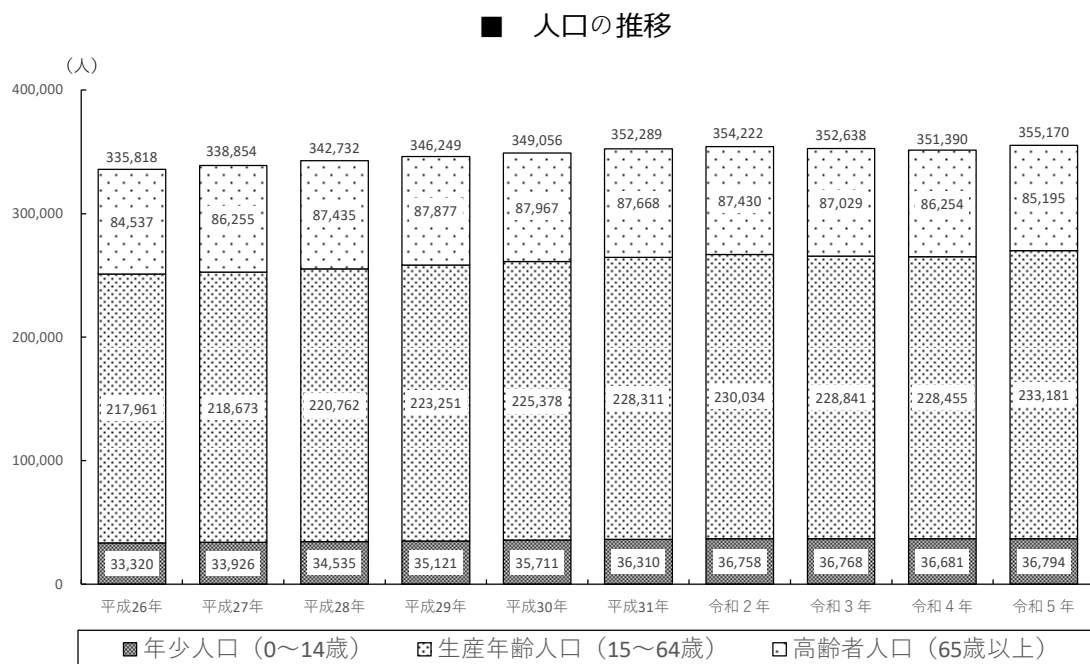
1 子ども・子育てを取り巻く現状

(1) 子ども人口の現状

① 北区における人口の推移

○北区の総人口は増加が続いており、令和5年4月1日現在は35万人を超え、355,170人となっています。

○年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、高齢者人口（65歳以上）いずれもおおむね増加傾向にあります。



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

○令和5年4月1日現在の3区分年齢別の地域別人口とその割合を見ると、人口は赤羽地域が最も多くなっています。赤羽地域の年少人口（0～14歳）は15,724人で、割合も11.0%と、他地域に比べ多くなっています。

■ 3区分年齢別の地域別人口・割合（令和5年4月1日現在）

（単位：人、%）

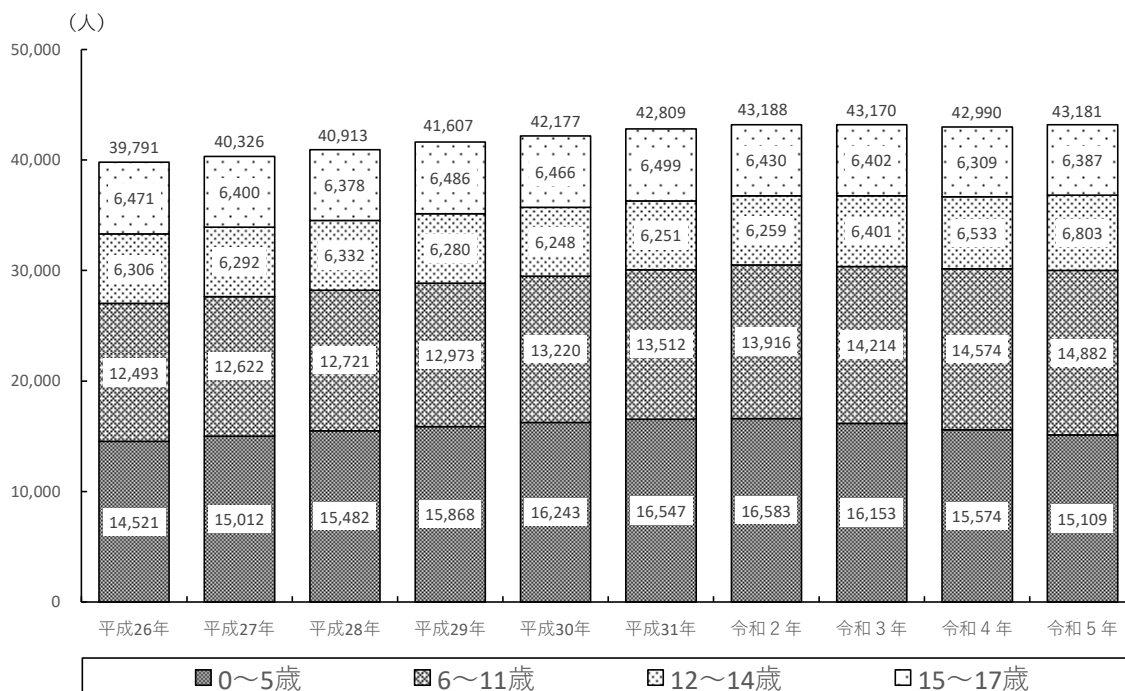
	赤羽地域	王子地域	滝野川地域	北区全域
年少人口 (0～14歳)	15,724	11,305	9,765	36,794
	11.0	9.9	10.0	10.4
生産年齢人口 (15～64歳)	92,472	73,759	66,950	233,181
	64.6	64.6	68.4	65.7
高齢者人口 (65歳以上)	34,901	29,166	21,128	85,195
	24.4	25.5	21.6	24.0
合計	143,097	114,230	97,843	355,170

出典：住民基本台帳（令和5年4月1日現在）

② 北区における年齢別児童数の推移

○0～18歳未満の児童数はおおむね増加傾向となっており、令和5年4月1日現在43,181人となっています。特に6～11歳の人口で増加が見られ、平成26年と比べ2,389人増加しています。

■ 年齢別児童数の推移



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 年齢別の児童数・割合

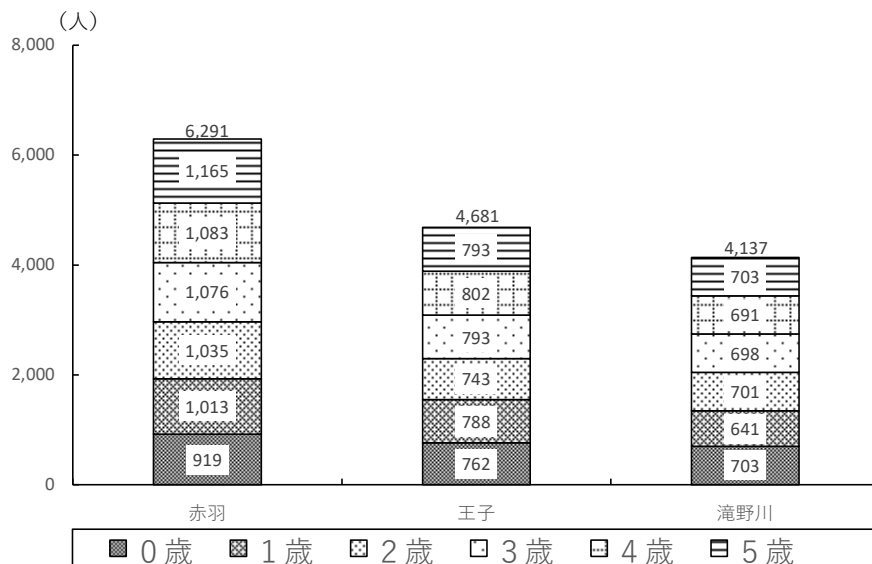
(単位：人、%)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	平成26年→ 令和5年の差
0歳	2,657	2,725	2,901	2,896	2,818	2,760	2,803	2,664	2,479	2,384	▲ 273
	18.3	18.2	18.7	18.3	17.3	16.7	16.9	16.5	15.9	15.8	
1歳	2,510	2,707	2,708	2,918	2,906	2,885	2,759	2,707	2,559	2,442	▲ 68
	17.3	18.0	17.5	18.4	17.9	17.4	16.6	16.8	16.4	16.2	
2歳	2,449	2,478	2,661	2,674	2,867	2,875	2,820	2,654	2,606	2,479	30
	16.9	16.5	17.2	16.9	17.7	17.4	17.0	16.4	16.7	16.4	
3歳	2,373	2,433	2,470	2,597	2,637	2,824	2,771	2,733	2,597	2,567	194
	16.3	16.2	16.0	16.4	16.2	17.1	16.7	16.9	16.7	17.0	
4歳	2,288	2,364	2,386	2,460	2,592	2,631	2,798	2,683	2,681	2,576	288
	15.8	15.7	15.4	15.5	16.0	15.9	16.9	16.6	17.2	17.0	
5歳	2,244	2,305	2,356	2,323	2,423	2,572	2,632	2,712	2,652	2,661	417
	15.5	15.4	15.2	14.6	14.9	15.5	15.9	16.8	17.0	17.6	
0～5歳	14,521	15,012	15,482	15,868	16,243	16,547	16,583	16,153	15,574	15,109	588
	36.5	37.2	37.8	38.1	38.5	38.7	38.4	37.4	36.2	35.0	
6～11歳	12,493	15,012	12,721	12,973	13,220	13,512	13,916	14,214	14,574	14,882	2389
	31.4	37.2	31.1	31.2	31.3	31.6	32.2	32.9	33.9	34.5	
12～14歳	6,306	6,292	6,332	6,280	6,248	6,251	6,259	6,401	6,533	6,803	497
	15.8	15.6	15.5	15.1	14.8	14.6	14.5	14.8	15.2	15.8	
15～17歳	6,471	6,400	6,378	6,486	6,466	6,499	6,430	6,402	6,309	6,387	▲ 84
	16.3	15.9	15.6	15.6	15.3	15.2	14.9	14.8	14.7	14.8	

出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

○令和5年4月1日現在の地域別の年齢別就学前児童数は、赤羽地域が6,291人で最も多く、次いで王子地域、滝野川地域となっています。

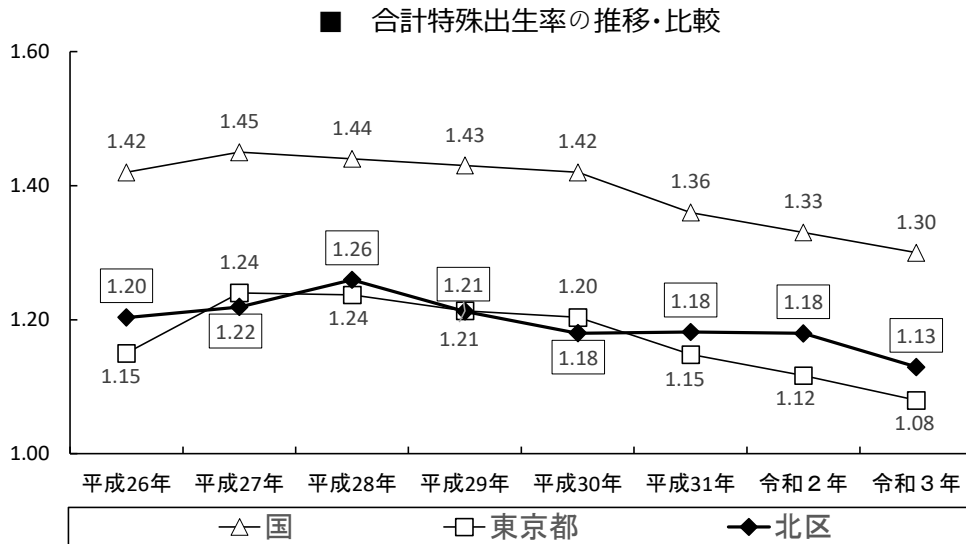
■ 地域別就学前児童数の状況



出典：住民基本台帳（令和5年4月1日現在）

③ 北区・東京都・国における合計特殊出生率の比較

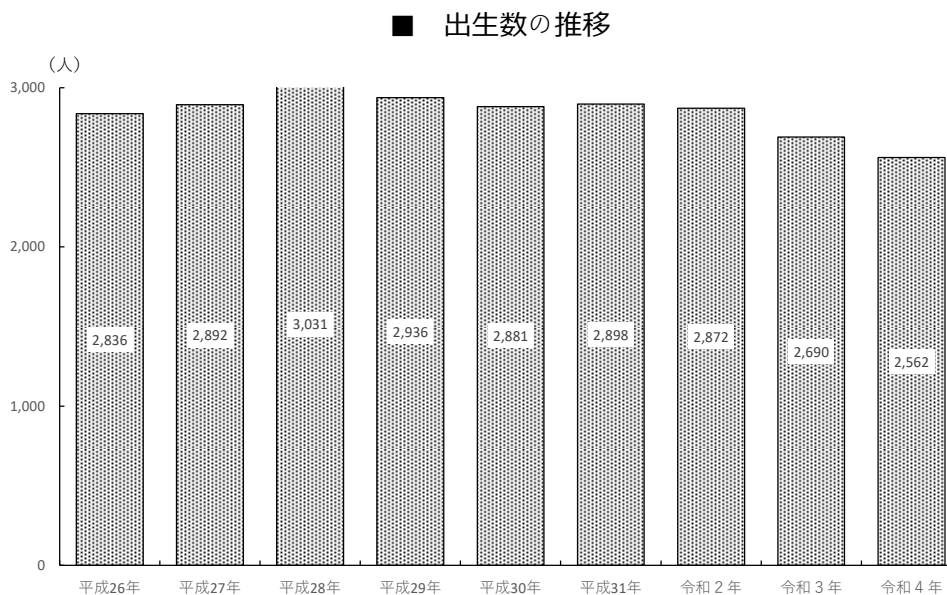
○北区の合計特殊出生率は、令和3年は1.13となっています。東京都の1.08を上回っているものの、国の1.30を下回っています。



出典：厚生労働省「人口動態統計」、東京都「人口動態統計」
※ 北区の数値は枠で囲っている

④ 北区における出生数の推移

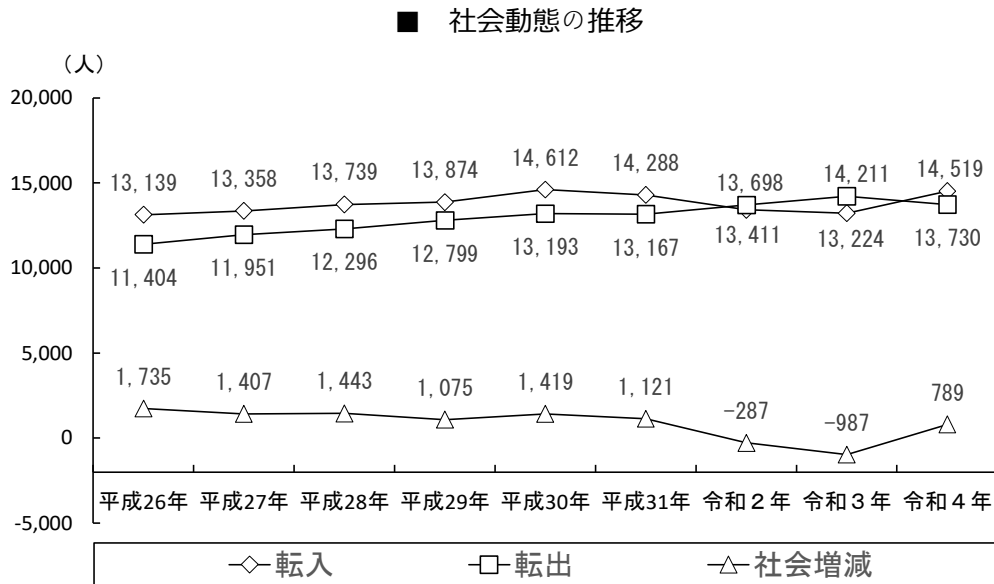
○北区の出生数は、平成26年から平成28年までは増加傾向となっていましたが、平成29年以降は減少に転じており、令和4年では2,562人となっています。



出典：東京都「人口動態統計」

⑤ 北区における社会動態

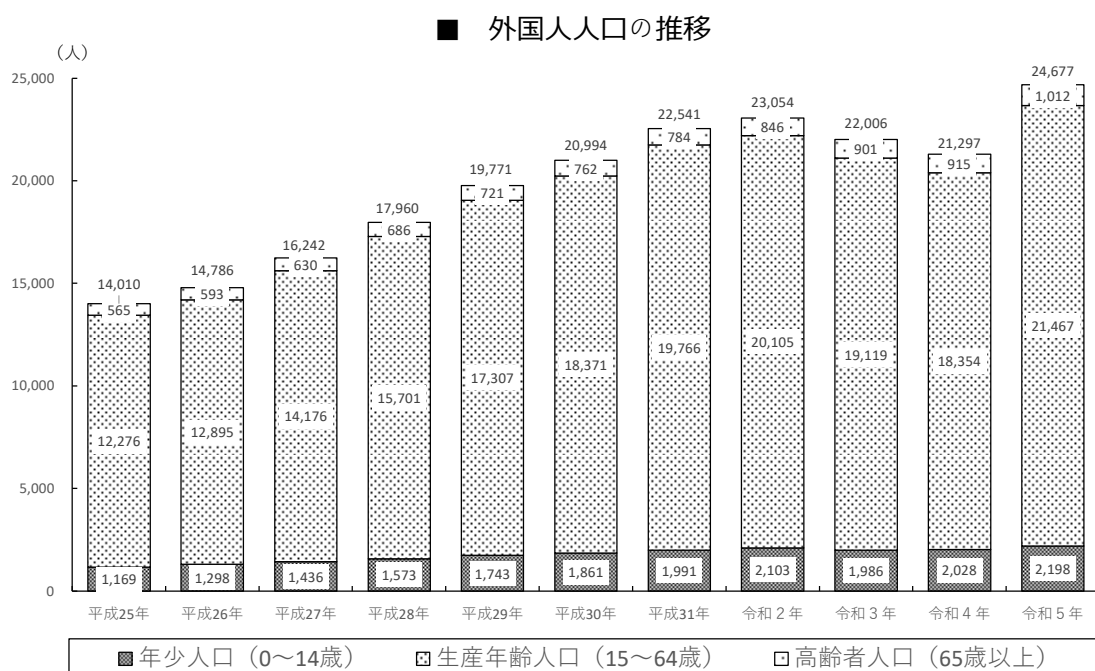
○社会動態は、平成26年から平成31年まで社会増となっていました。令和2年、令和3年は社会減に転じています。



出典：東京都統計データ「人口の動き」

⑥ 北区における外国人人口

○外国人人口は、令和2年まで増加傾向にありましたが、その後減少に転じました。しかし、令和4年から令和5年にかけて大きく増加し、平成25年以降で最多となっています。

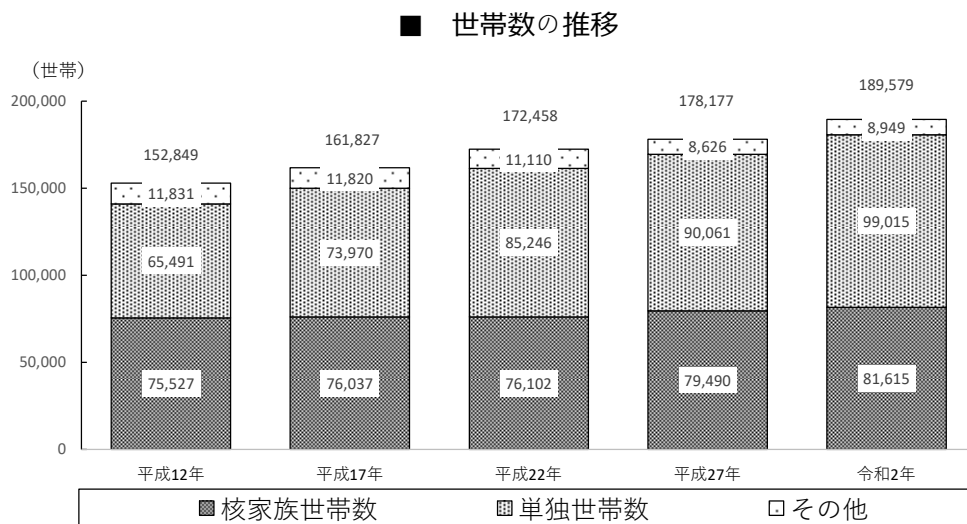


出典：戸籍住民課資料（各年4月1日現在）

(2) 世帯の現状

① 北区における世帯数の推移

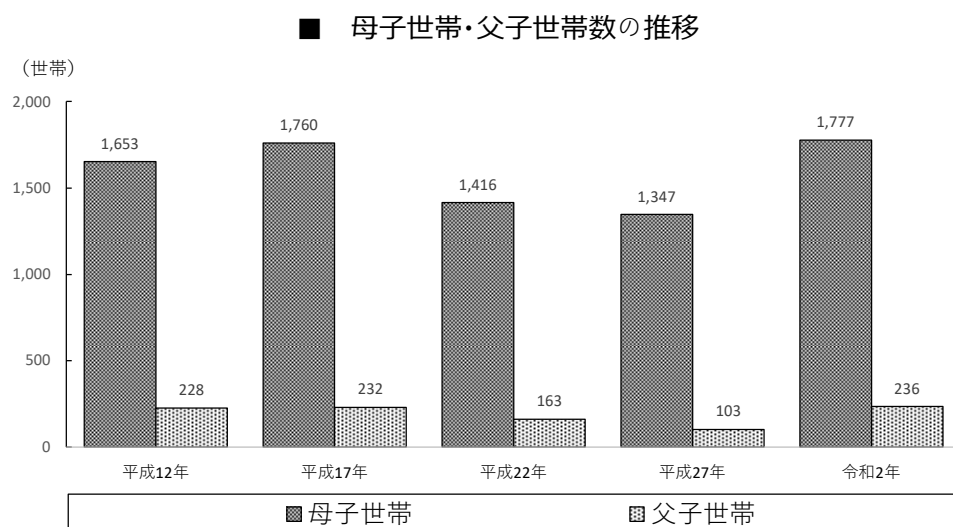
○世帯数は、増加傾向が続いています。そのうち、核家族世帯数は、令和2年は81,615世帯となっており、平成12年と比べ6,088世帯増加しています。



出典：国勢調査

② 北区における母子世帯・父子世帯[※]数の推移

○母子世帯・父子世帯数は、平成17年以降減少していましたが、令和2年は増加に転じ、母子世帯数は1,777世帯、父子世帯数は236世帯となっています。

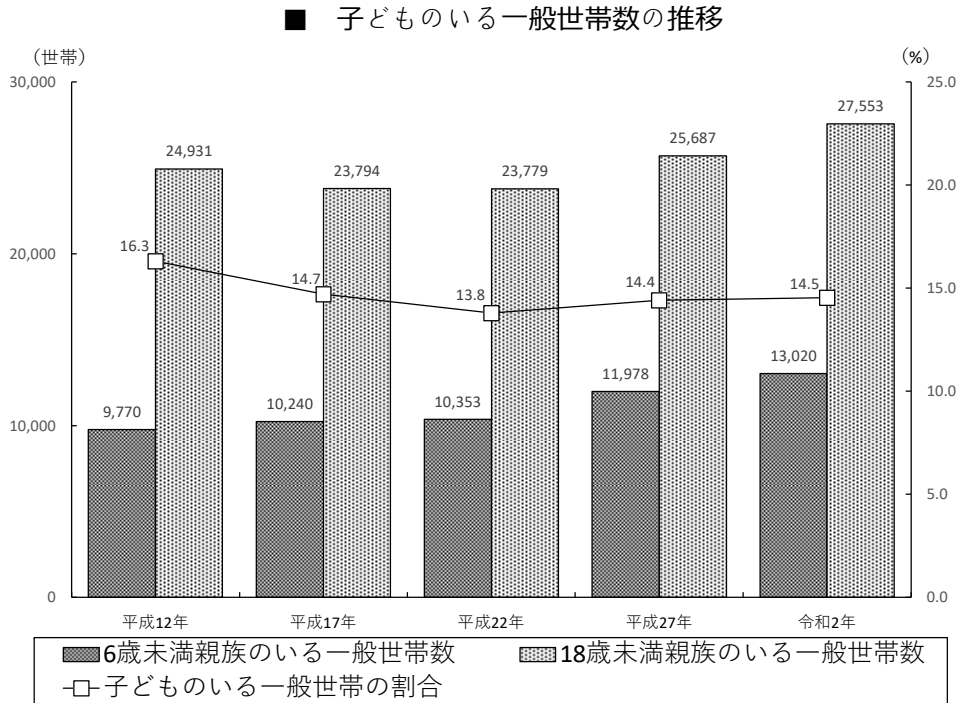


出典：国勢調査

※ 母子世帯・父子世帯とは、未婚、死別または離別の女親または男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

③ 北区における子どものいる一般世帯※数の推移

○子どものいる一般世帯数は、平成12年以降減少傾向でしたが、その後増加に転じ令和2年は14.5%で、平成22年に比べて0.7ポイント増加しています。



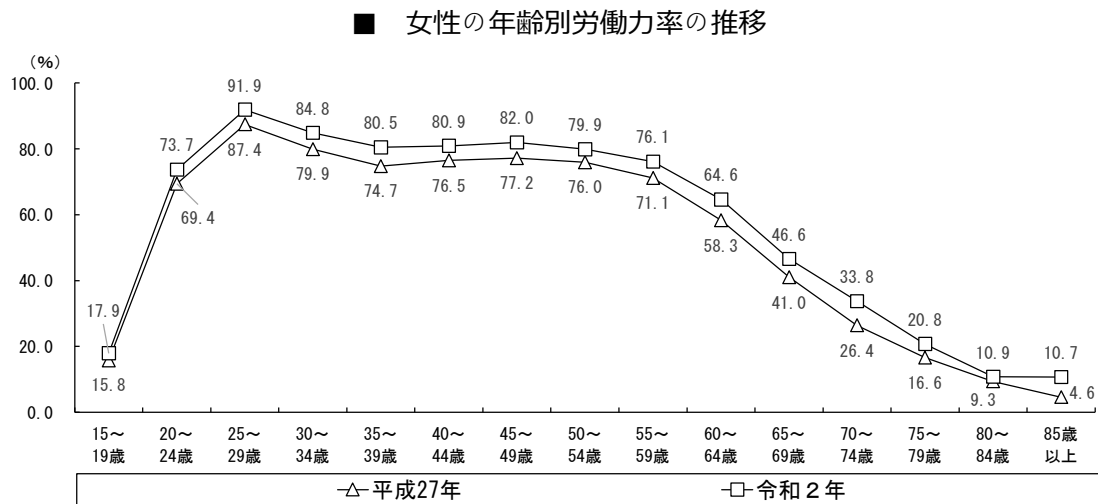
出典：国勢調査

※ 国勢調査では、世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分しています。「施設等の世帯」とは、寮・寄宿舎の学生・生徒、病院・療養所の入院者、社会施設の入所者、自衛隊営舎内居住者、矯正施設の入所者等です。

(3) 女性の労働力率の現状

① 北区における女性の年齢別労働力率の推移

○女性の年齢別労働力率は、結婚・育児にあたる30～39歳にかけて低下が見られる、いわゆる「M字カーブ」を描いています。令和2年は平成27年と比べて、20歳代から40歳代の労働力率が高くなり、「M字カーブ」は緩やかになっています。

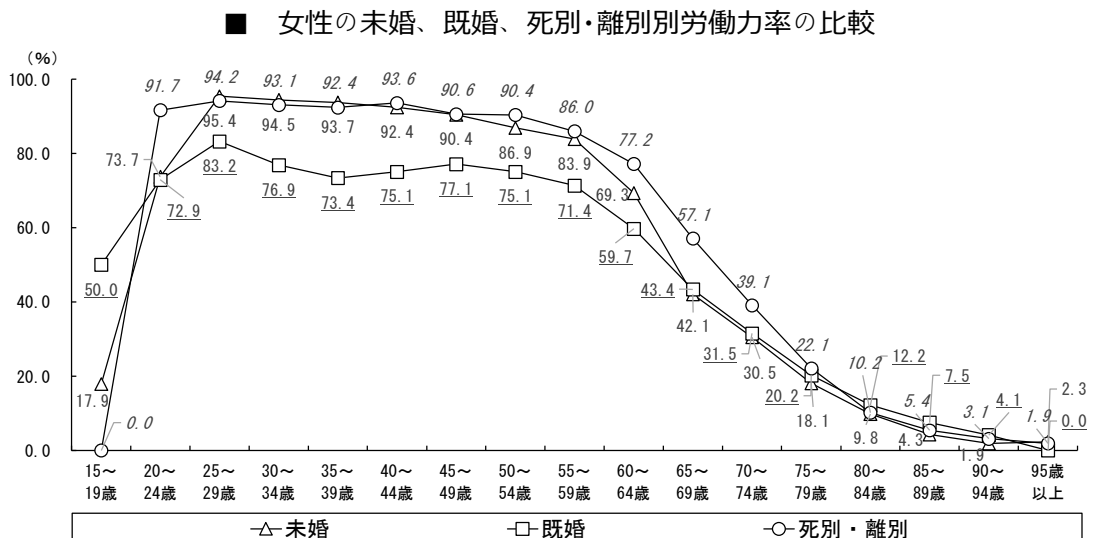


出典：国勢調査

※ 労働力率は、労働力人口を労働力の総数から労働力状態「不詳」を引いた数値で割った値である。

② 北区における女性の未婚、既婚、死別・離別別労働力率の推移

○女性の労働力率について、25～49歳では、既婚の労働力率は70%代ですが、未婚、死別・離別の労働力率は90%台となっています。（令和2年度）



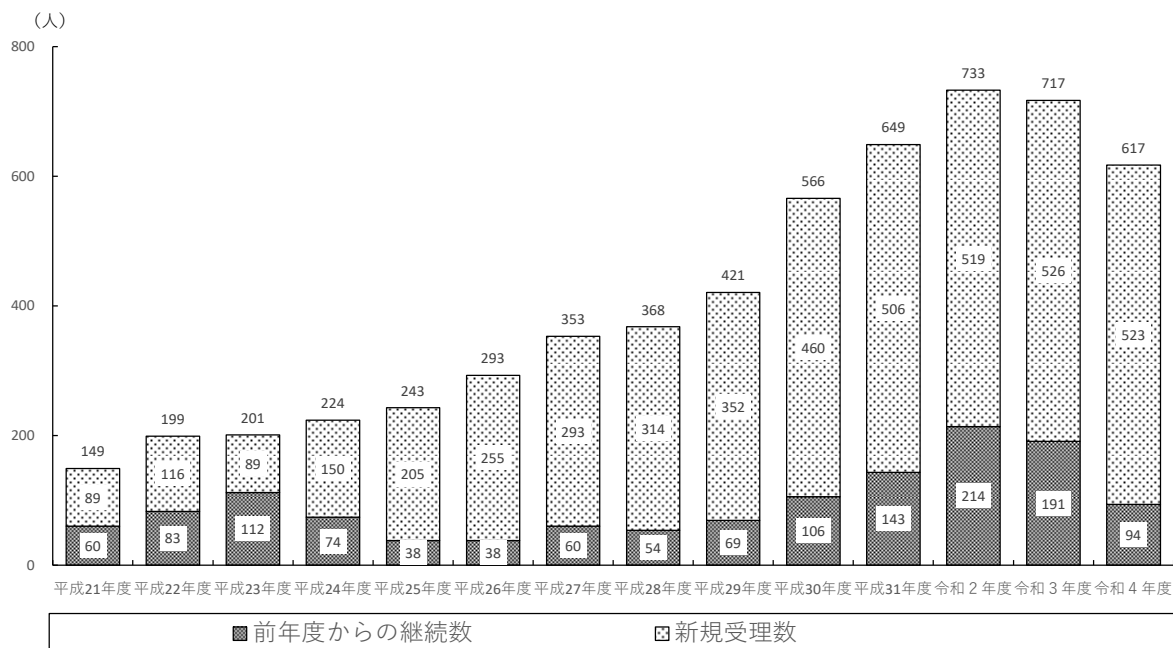
出典：国勢調査

(4) 児童虐待相談件数の状況

○北区の子ども家庭支援センターが受理している児童虐待に関する相談件数は、令和2年度まで増加傾向にありましたが、その後減少に転じました。

○新規受理件数は、おおむね増加傾向となっており、令和3年度には526件となっています。

■ 児童虐待相談件数の推移



出典：子ども家庭支援センター資料

2 教育・保育施設の利用状況

(1) 北区民の教育・保育施設在籍者数

○0～5歳児における教育施設在籍者数は令和3年度から減少するとともに、その利用割合も減少傾向にあります。

○その一方で、保育施設利用者数は、8千人台後半で推移しており、その利用割合は増加傾向にあります。

■ 教育・保育施設在籍者数、在宅またはその他のサービス利用者数

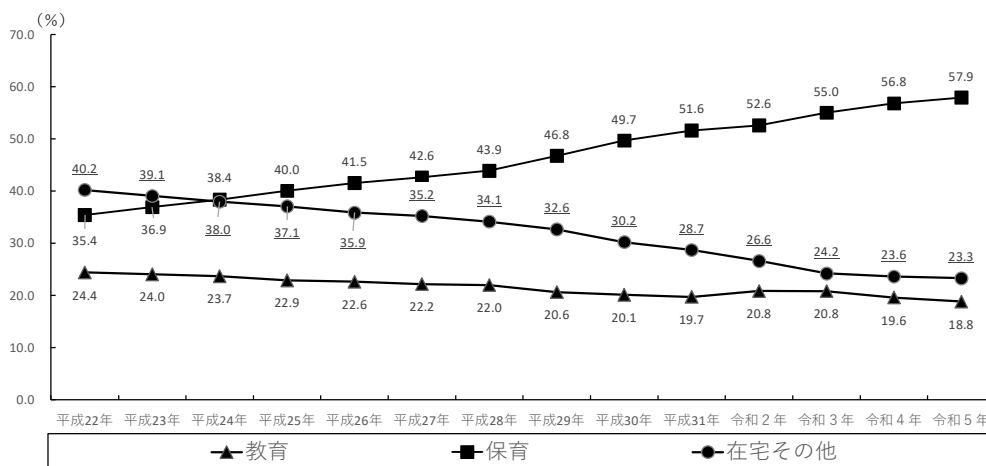
(単位：人)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
教育	3,276	3,233	3,221	3,215	3,280	3,326	3,399	3,270	3,267	3,259	3,362	3,264	2,958	2,747
保育	4,756	4,969	5,220	5,627	6,033	6,398	6,798	7,419	8,068	8,542	8,721	8,890	8,846	8,752
在宅その他	5,400	5,258	5,165	5,209	5,208	5,288	5,285	5,179	4,908	4,746	4,500	3,999	3,770	3,610
合計	13,432	13,460	13,606	14,051	14,521	15,012	15,482	15,868	16,243	16,547	16,583	16,153	15,574	15,109

資料：北区資料

※ 教育施設は各年5月1日現在、保育施設と合計数(0～5歳児童数)は各年4月1日現在の人数
 ※ 北区外施設利用者を含む

■ 教育・保育施設在籍者、在宅またはその他のサービス利用者の割合



資料：北区資料

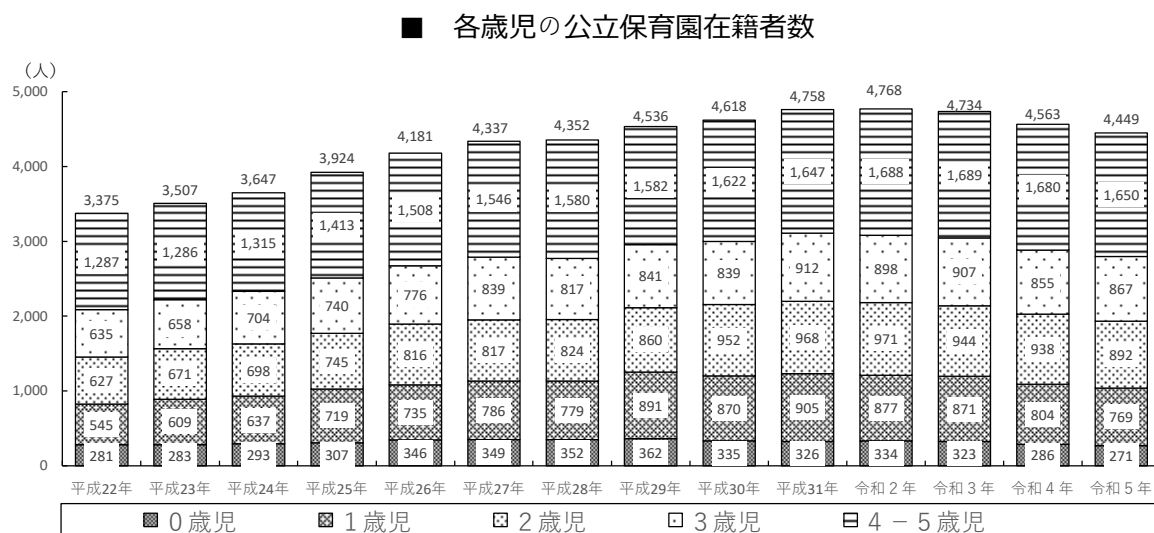
※ 教育施設は各年5月1日現在、保育施設と合計数(0～5歳児童数)は各年4月1日現在の人数

教育施設：区立幼稚園・認定こども園(教育)、私立幼稚園・認定こども園(教育)、外国人学校
 保育施設：公立保育園・認定こども園(保育)、私立保育園・認定こども園(保育)、地域型保育事業所、認証保育所、家庭福祉員、事業所内保育事業所(地域枠)、保育室(定期利用保育室、平成29年度まで)

(2) 認可保育園の利用状況

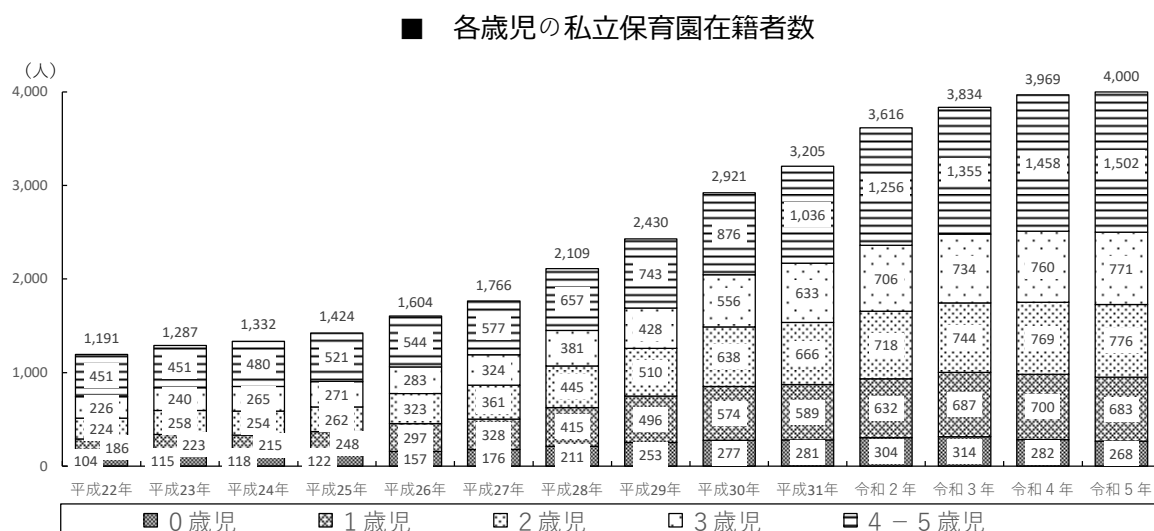
① 北区民の各歳児別保育園在籍者数

○公立保育園在籍者数は、令和2年まで増加傾向にありましたが、その後減少に転じ、令和5年には4,449人となっています。



出典：保育課集計（各年4月1日現在）
※ 北区外施設利用者を含む

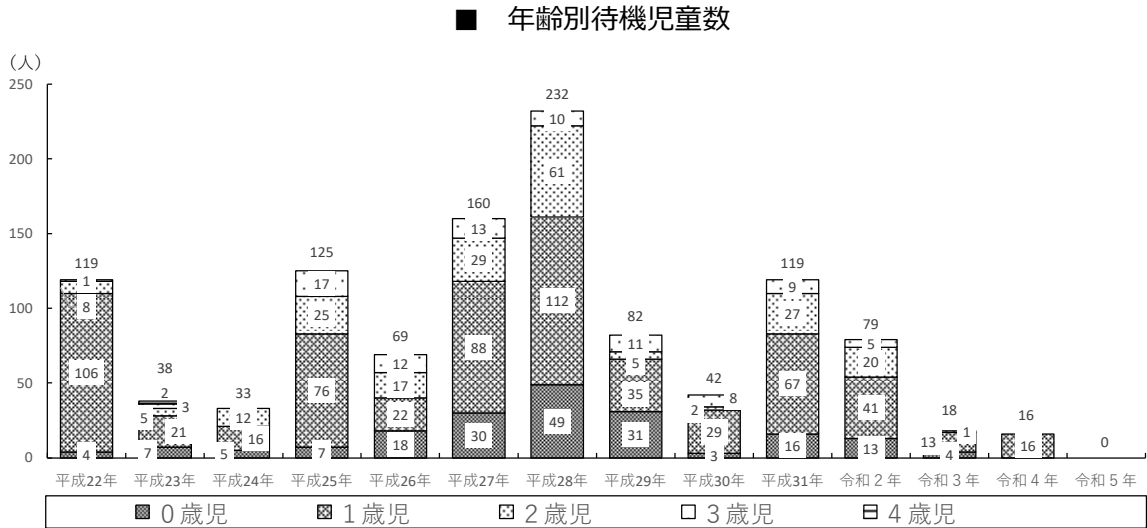
○私立保育園在籍者数は増加傾向にあり、令和5年には4,000人となっています。



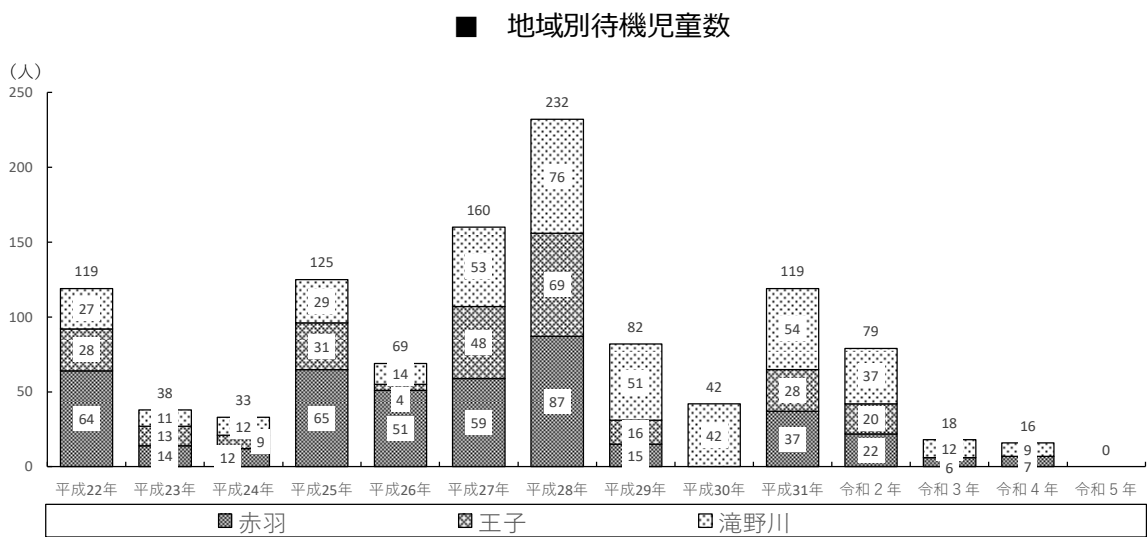
出典：保育課集計（各年4月1日現在）
※ 北区外施設利用者を含む

② 保育園待機児童数

○保育園待機児童数は平成28年以降おおむね減少傾向にあり、令和5年には0人を達成しています。



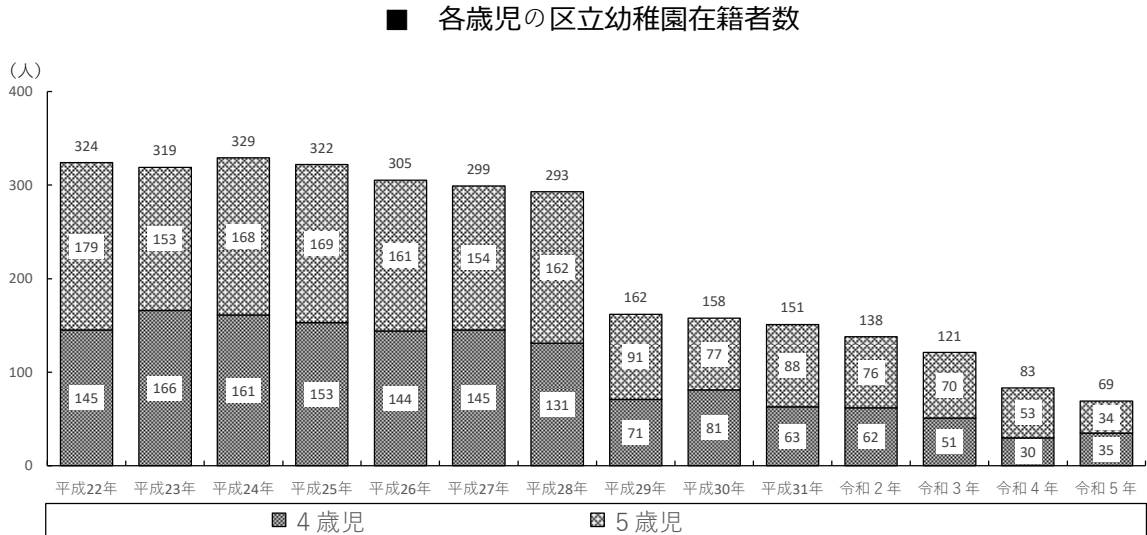
出典：保育課集計（各年4月1日現在）



出典：保育課集計（各年4月1日現在）

③ 幼稚園の利用状況

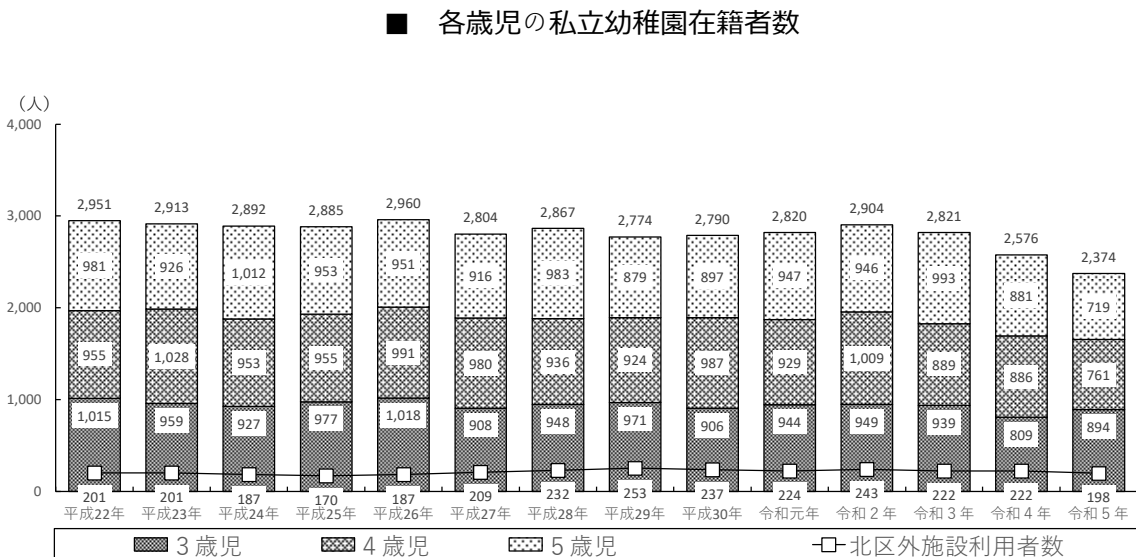
○区立幼稚園在籍者数は、平成24年以降減少傾向にあり、令和5年には69人となっています。



出典：学校支援課集計（各年5月1日現在）

※ 平成29年以降は、さくらだ幼稚園がこども園に以降したためその数値を除いた数値となっている

○私立幼稚園在籍者数は、令和2年以降減少傾向にあり、令和5年には2,374人となっています。



出典：子ども未来課集計（各年5月1日現在）

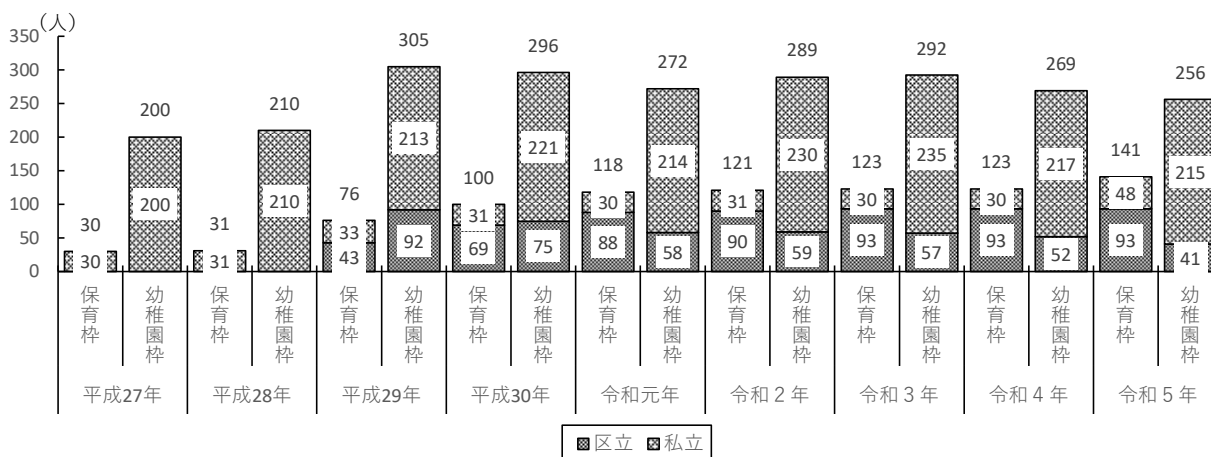
※ 3歳児の数値には「満3歳」も含む

※ 北区外施設利用者を含む

④ 認定こども園の利用状況

○認定こども園の保育枠は年々増加傾向にあり、令和5年時点における利用者数は141人となっています。一方、幼稚園枠は減少傾向にあり、令和5年時点における利用者数は256人となっています。

■ 区立・私立別認定こども園在籍者数

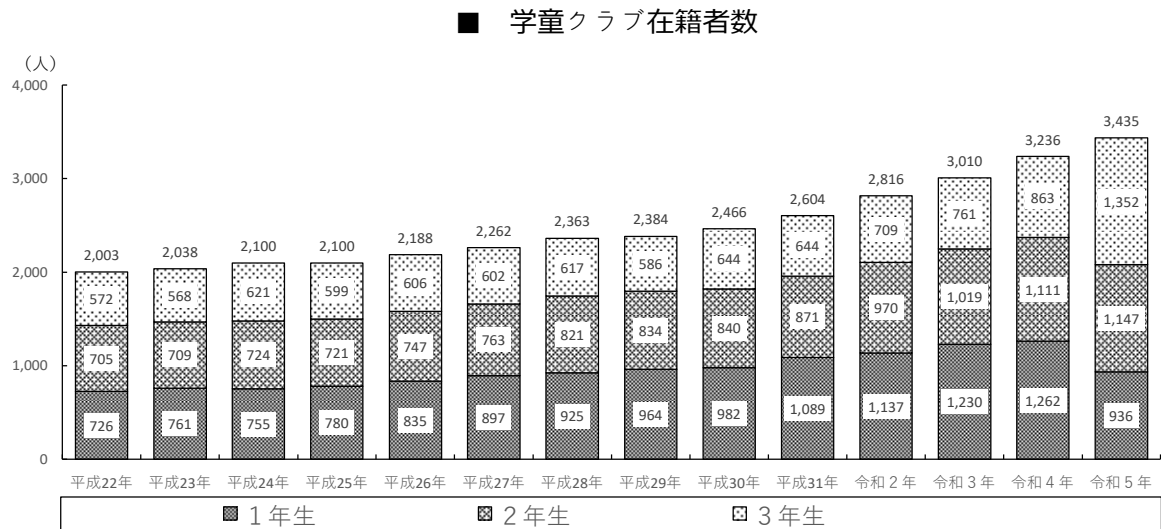


出典：学校支援課集計・子ども未来課集計（各年5月1日現在）
 ※ 北区外施設利用者を含む

(5) 学童クラブの現状

① 学童クラブ在籍者数

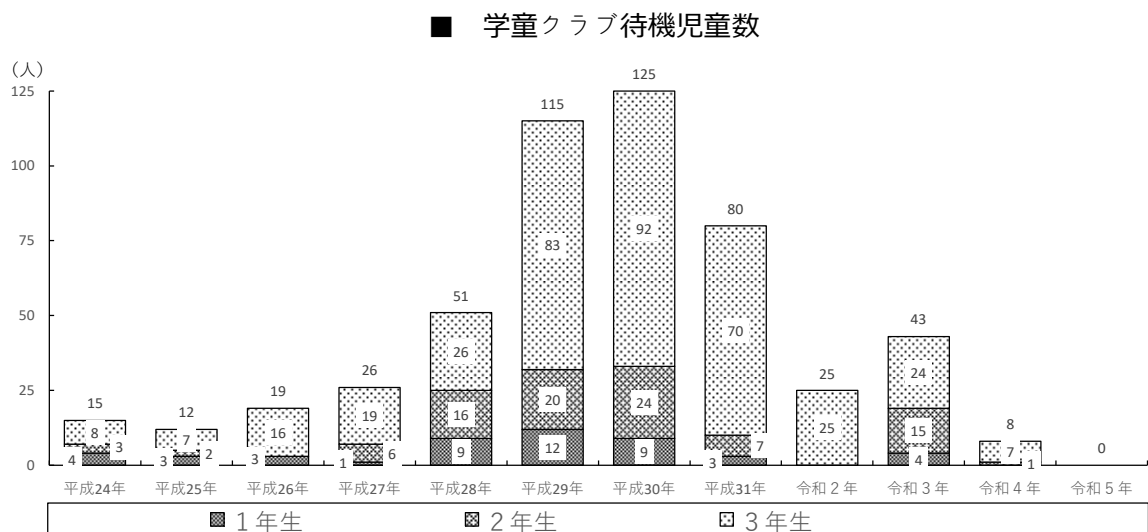
○学童クラブ在籍者数は増加傾向にあり、令和5年には3,435人となっています。



出典：子どもわくわく課資料（各年4月1日現在）

② 学童クラブ待機児童数

○学童クラブ待機児童数は平成30年以降おおむね減少傾向にあり、令和5年には0人を達成しています。



出典：子どもわくわく課資料（各年4月1日現在）

3 北区子ども・子育て支援計画 2020 の実績

(1) 次世代育成支援行動計画

○次世代育成支援行動計画の実績として、主な取組事業の一部の成果をまとめています。

施策目標 1 家庭の育てる力の支援

- 増加する保育ニーズに対応した支援サービスの強化について、認可保育園等を中心に整備を進め、保育園の定員数は令和2年から令和5年の3年間で415人拡大し、令和5年4月期の保育園入所における待機児童は解消されました。引き続き、地域ごとの保育ニーズを引き続き分析し、必要に応じた対応を検討する必要があります。
- 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）では、就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供することにより健全な育成を図りました。令和2年から令和5年の3年間で、定員数は625人拡大し、令和5年4月において、待機児童は解消された状況ではありますが、定員拡大に関する施設整備を計画的に推進する必要があります。
- 子育てに関する相談・情報提供の充実に向けて、令和4年10月に「きたハピモバイル」を、ユーザー利便性向上のためリニューアルを行い、子育て関連情報を発信しました。引き続き、各種子育て支援に関する冊子をはじめ、情報サイトやアプリの内容の充実、利便性の向上を図り、より多くの子育て世帯に情報の提供・発信を行う必要があります。
- 子ども家庭支援センター1か所（特定型）、王子・赤羽・滝野川の各健康支援センターの3か所（母子健康型）において、子育て世代包括支援センター事業を実施し、育児不安の軽減や虐待の予防を目的に、はぴママたまご・ひよこ面接をはじめとして、関係機関と連携し、相談や情報提供などを通じて、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を推進しました。
- 親育ちへの支援では、はぴママ学級・パパになるための半日コースやみんなで育児応援プロジェクト、ノーバディズ・パーフェクト・プログラム（NPプログラム）など、乳幼児を持つ保護者を対象に、親育ちのための多様な事業を実施しました。
- 安心できる妊娠・出産・子育てへの支援のために、妊産婦健康診査や乳児家庭全戸訪問事業により、出産前後の母親の健康管理や新生児の発育・発達・保育等の助言指導を行い、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、さらに支援が必要な家庭に対しては継続的なフォローを実施して適切なサービスに結び付けました。また、母親の心身の疲労回復、出産直後の悩みや育児不安等の軽減を図るため、妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業や産後ダイケア事業、産後ショートステイ事業をそれぞれ実施しました。
- 経済的負担の軽減のために、区内に住所を有し、区立小中学校に通う二人以上の子どもを持つ保護者を対象に、第2子に係る給食費については半額、第3子以降に係る給食費は全額を補助する学校給食費保護者負担軽減事業を令和2年10月より開始しました。令和5年4月分からは、区立小中学校給食費の無償化を実施し、併せて、幼稚園・認定こども園の給食費無償化を実施することで、保護者の経済的負担の軽減を行いました。

子ども医療費助成については、0歳から15歳（15歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子どもの医療費自己負担額（保険診療分）に加え、高校生の入院に係る医療費自己負担額（保険診療分）の助成を区独自に行ってきました。令和5年4月1日からは、東京都の補助制度を活用し、高校生等（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子の）通院に係る医療費自己負担額（保険診療分）まで助成を拡充しました。さらに、私立幼稚園等入園祝金交付事業、ファミリー世帯転居費用助成など各種負担軽減策も実施しました。

施策目標2 子育て家庭を支援する地域づくり

- 地域における子育て家庭への支援のために、全子どもセンター・児童館で乳幼児クラブ及びサークル活動を実施するとともに、全区立幼稚園で月2回程度未就園児の会を実施し、園舎、園庭の開放、子育て相談を実施しました。保育園においても、在園児及び地域の未就園児の保護者に対して、子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供を全園で実施しました。また、各私立幼稚園でも地域開放事業や未就園児への事業を実施しています。
- 健やかに育ち、育てる地域活動の促進のために、NPO やボランティア団体等が主体となっ
て行う、子ども食堂の運営など、子育て支援関連の地域づくり活動に対して助成を行いました。また、NPO 法人やボランティア団体からの提案を受け付け、子育て支援関連事業を区との協働事業として実施しています。
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による中止地区が一部あったものの、地域における子育てネットワークの育成・支援のために、地域ネットワークの拠点として、子育て・子育ての支援を地域全体で行うための児童館ネットワーク事業（わいわいフェスタ、ランチ交流会、わんパーク隊の公園・広場・児童館の花植えや美化活動など）を推進しました。
- また、区内の保育園、子ども家庭支援センター及び子どもセンター（児童館）で、保育士を目指す学生や、東京都子育て支援員研修の受講生の研修の受け入れを行うことで、子育て支援の担い手の育成を支援しました。
- 子どもの安全を確保する活動の推進では、区民情報メールで不審者等の情報を配信し、注意喚起を行ってきました。また、通学路に児童交通指導員を配置し、通学路の交通安全対策を推進しました。さらに、警察OBの防犯推進員により、保育園、幼稚園、子どもセンター（児童館）の子どもたちを対象に防犯教室を行うとともに、教職員向けにも不審者対応訓練を実施するなど、継続的な防犯対策に取り組んでいます。

施策目標3 未来を担う人づくり

- 就学前教育の充実として、幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校との連携・交流事業、保護者向けセミナー、幼児教育施設へのコーディネーター派遣を行いました。また、幼児期における学校教育と保育を一体的に実施することにより、子どもにとって質の高い教育・保育を実践する場、研究発展させ

る場として就学前教育・保育の充実を図りました。引き続き、既存の区立幼稚園を区立認定こども園に移行する取組を進める必要があります。

- 小学生に対する学力フォローアップ教室の実施や全区立小・中学校に「学力パワーアップ非常勤講師」を配置し、児童や生徒の確かな学力の定着や向上を図っています。今後は、生涯にわたり主体的に学び続ける児童・生徒を育成するためにも、アクティブ・ラーニングによる「主体的・対話的で深い学び」を実現していくための取組を進めていく必要があります。また、北区の教育が抱える諸課題の解決に資する学校となることをめざし、義務教育学校（施設一体型の小中一貫校）として、神谷中サブファミリーに（仮称）都の北学園を設置するための整備・検討を行ってきました（令和6年4月開校予定）。引き続き、小中一貫教育の更なる向上を図り、積極的に新たな取組にチャレンジできるよう教育内容をより一層充実させます。
- 自己実現の場と体験機会の提供のために、文化芸術活動に親しむ機会や環境、区政について学び参画する機会の充実を図りました。また、社会的自立・職業的自立に向けて、必要な基盤となる能力や態度を育てるため、全区立小・中学校でキャリア教育を実施し、職場体験の実施などそれぞれの発達段階に即した継続的な指導を行っています。
- こころとからだの健全な成長への支援のために、人権教育の実施やトップアスリート直伝教室、キッズアスレティクス養成講座、スポーツコンダクターの開催等を行いました。また、オリンピック・パラリンピック教育推進事業「文化プログラム・学校連携事業実施校」に毎年いずれかの学校が参加しています。
- 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保のために、区立小・中学校全校へのスクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの配置を行いました。

施策目標4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

- 児童虐待の未然防止と切れ目のない支援に向けて、養育困難家庭への訪問、民間ヘルパーの派遣を行い、保護者の養育力の向上を図りました。また、要保護児童対策地域協議会を配偶者からの暴力防止連絡協議会と合同開催するなど、関係機関相互の緊密な連携を図っています。
- 障害のある子どもと家庭への支援のために、児童発達支援センターにおいて就学前の子どもの発達に関する相談から療育までの総合的な支援を行っています。また、知的障害特別支援学級や自閉症・情緒障害特別支援学級を各小・中学校に設置しています。
- ひとり親家庭への支援として、専門の相談窓口であるそらまめ相談室（ひとり親家庭等相談室）の設置やファイナンシャルプランナーや弁護士などの専門員による家計相談や養育費等の法律相談を行っています。また、ハローワーク等と連携しながら、ひとり親家庭の親が就業に結び付きやすい資格の取得や技能を修得する際の費用の一部を支給するなどの就業促進を行っています。
- 生活困窮家庭への支援のために、子どもの将来がその生まれ育った環境において左右されることのないよう、ひとり親家庭等の小学生に対する学習支援や自立支援等を行っています。

施策目標 5 安心して子育てができる環境づくり

- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するため、講演会等により情報提供を行うとともに、企業へのワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣制度を推進しています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、近年派遣実績はありません。
- 男女が共に担う子育ての推進に向けて、多世代が広く地域の育児に関われるよう講座を実施するなど、新型コロナウイルス感染症拡大の影響も受けながらも、推進しました。
- 様々な状況のもとで子育てを行う家庭への支援に的確に対応していくためには、国や東京都など、多くの関係機関とのさらなる連携強化も重要です。そのため育児休業制度その他の両立支援制度の普及・定着及び継続就業の支援、子育て女性等の再就職支援、事業所における従業員の働き方の見直しを推進し、だれもがやりがいや充実感を持ちながら働き、健康で豊かな生活ができるよう、社会全体でワーク・ライフ・バランスを実現させることが必要です。

(2) 子ども・子育て支援事業計画

○子ども・子育て支援事業計画（第2期）は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目指し、令和2年度から令和6年度までにおける量の見込みや確保方策を定めました。ここでは、幼児教育・保育施設と学童クラブの確保量について、達成状況を記載します。

◆保育園 認定こども園（保育利用分） 地域型保育

■ 北区全域

(人)

	目標			実績（定員数）					
	令和5年度			平成31年4月1日			令和5年4月1日		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
特定教育・保育施設	5,230	3,281	721	4,781	3,084	690	5,338	3,253	711
特定地域型保育事業	0	277	116	0	252	116	0	278	104
認可外保育施設等	0	88	26	0	108	29	0	72	19

■ 赤羽地域

(人)

	目標			実績（定員数）					
	令和5年度			平成31年4月1日			令和5年4月1日		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
特定教育・保育施設	2,277	1,335	297	2,145	1,266	291	2,290	1,304	291
特定地域型保育事業	0	64	30	0	50	30	0	63	22
認可外保育施設等	0	56	18	0	56	18	0	48	13

■ 王子地域

(人)

	目標			実績(定員数)					
	令和5年度			平成31年4月1日			令和5年4月1日		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
特定教育・保育施設	1,653	1,099	244	1,619	1,078	241	1,659	1,077	238
特定地域型保育事業	0	95	36	0	95	36	0	99	37
認可外保育施設等	0	32	8	0	32	8	0	24	6

■ 滝野川地域

(人)

	目標			実績(定員数)					
	令和5年度			平成31年4月1日			令和5年4月1日		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
特定教育・保育施設	1,300	847	180	1,017	740	158	1,389	872	182
特定地域型保育事業	0	118	50	0	107	50	0	116	45
認可外保育施設等	0	0	0	0	20	3	0	0	0

◆幼稚園 認定こども園（教育利用分）

■ 北区全域

(人)

	目標		実績			
	令和5年度		平成31年4月1日		令和5年4月1日	
	1号	2号	1号	2号	1号	2号
		幼児期の 学校教育の 利用希望が強い		幼児期の 学校教育の 利用希望が強い		幼児期の 学校教育の 利用希望が強い
北区の子ども	3,534		3,136		2,265	
特定教育・ 保育施設	459		596		194	
確認を受けない 幼稚園	3,075		2,540		2,071	
他区市町村の子ども	1,703		1,581		1,039	
特定教育・ 保育施設	221		95		91	
確認を受けない 幼稚園	1,482		1,486		948	

◆放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

(人)

	目標		実績（定員数）	
	令和5年度		平成31年4月1日	令和5年4月1日
赤羽地域※	1,430		1,355	1,565
王子地域	1,217		835	1,255
滝野川地域	1,007		790	1,025
北区全域	3,654		2,980	3,845

4 北区子どもの未来応援プランの実績

○国及び東京都と連携を図りながら、子どもや家庭と密接に関わることができる自治体として、貧困の連鎖の解消のための3つの柱に基づき、施策を展開してきました。子どもの未来応援プランの実績として、主な取組事業の一部の成果をまとめています。（「北区子ども・子育て支援計画2020」の実績との重複事業は基本的に割愛しています。）

柱1 子どもの育ち、学びを支える

- 令和元年度より幼児教育・保育料の無償化を開始するとともに、令和5年度からは区の新たな子育て支援施策として区立小・中学校の給食費無償化や都立特別支援学校、幼稚園等に通う子どもの給食費補助を開始し、子育て世帯の負担軽減を図っています。
- 発達に課題を抱える子どもや障害の疑いのある子どもも、一人ひとりの特性や発達に応じて健やかに成長することができるよう、様々な支援を行っています。児童発達支援センターでは相談から療育までの総合的な支援を行っていますが、相談件数や児童発達支援事業の利用者数は増加しています。また、保育園や幼稚園において支援を必要とする子どもの受け入れを行っています。
- すべての児童・生徒が未来を切り拓く確かな学力・能力を身に着けることができるよう、学力・能力向上のための様々な取組を進めています。学力パワーアップ事業や学力フォローアップ教室等では、基礎学力の定着や学習のつまづきの解消のため、全ての公立小・中学校において非常勤講師の配置や外部指導員による放課後補習教室の開講を行っています。
- 北区の子どもたちが心身ともに健やかに成長し、変化する時代をたくましく生き抜くことができるよう、自然の中で自立心・公德心・協調性等を養う自然体験活動や英語によるコミュニケーション能力の育成等を図るイングリッシュキャンプ等を実施しています。また、将来の職業選択に対して考えを深めるキャリア教育や職業教育キャラバン事業等を行っています。
- 小学校10校、中学校6校に知的障害特別支援学級、小・中学校各1校に自閉症・情緒障害特別支援学級を設置し、障害のある子ども一人ひとりの障害の程度や能力に応じて教育課程を編成し、各教科等を合わせた指導や領域別・教科別の指導を組み合わせた指導、交流及び共同学習を実施しています。
- 様々な事情により通学できない児童・生徒に対し、円滑に学校に復帰することができるよう、ホップ・ステップ・ジャンプ教室（適応指導教室）や子どもと家庭の支援員（学校と家庭の連携推進事業）等を行っています。
- 経済的な理由により学びの機会を失い、社会的自立が妨げられる状況とならないよう、子育て家庭に対し様々な経済的な支援や学習の場の提供、ひとり親家庭に対する相談、保護者の就労支援等を行っています。
- 親子が健やかに子育て・親育ちができるよう、親子のきずなづくりや生活習慣の形成を促す家庭教育力プログラムを実施しています。

- 困難を抱える若者が就職し、社会的に自立することができるよう、ハローワークや赤羽しごとコーナー、北区くらしとしごと相談センター等の関係機関との連携による就職支援や高校生就職支援コーディネーターの配置等を行っています。

柱2 ライフステージに応じた相談・支援

- 母子の生命を守り、母子の健康の保持・増進を図るため、乳幼児健康診査や妊産婦健康診査等の実施、受診勧奨を行っています。また、子育て世帯の育児に対する不安や負担を軽減するため、出産・子育て応援事業や妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業、産前産後セルフケア講座、養育支援訪問事業等を実施しています。
- 子どもが安心して学校生活を送ることができるよう、全ての公立小・中学校においてスクールカウンセラーや子どもと家庭の支援員（学校と家庭の連携推進事業）を配置しています。また、スクールソーシャルワーカーや教育相談所を設置し、子どもの健全育成に関わる様々な問題に対応することができる体制を整備しています。
- 女性がハラスメントやDV等の被害に遭った際、安心して日常生活を送ることができるよう、こころと生き方・DV相談や女性のための法律相談等を実施しています。

柱3 地域全体で見守り、支える

- 地域で活動するNPO、ボランティア団体等に対し支援を行うことで、区との協働によるまちづくりを進めています。特に、子どもの学習支援や子ども食堂を含む居場所づくり等において助成や立ち上げ支援、支援者同士のマッチング、子どもの居場所への誘導などを推進するコーディネーターの配置等を行い、困難を抱える子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを推進しています。

5 北区子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果

(1) 調査概要

① 調査目的

- この調査は、子ども・子育て支援法の基本理念や子ども・子育て支援の意義に関する事項を踏まえて策定した「北区子ども・子育て支援計画 2020」、そして未来を担う子どもたちの学びや育ちを支えるために策定した「北区子どもの未来応援プラン」を改定し、令和6年度からの5か年を計画期間とする「(仮称)北区子ども・子育て支援総合計画」の策定に向けた基礎資料を得ることを目的として実施したものです。

② 調査設計

- 以下のとおり、10種類の調査を実施しました。

■ 回収結果

調査種別	項目	内容
① 就学前の子ども の保護者	対象者数	2,500人
	抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
	調査方法	郵送配布・郵送回収(礼状形式の督促1回実施)
	調査期間	令和4年10月17日～10月31日
② 小学生の子ども の保護者	対象者数	1,000人
	抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
	調査方法	郵送配布・郵送回収(礼状形式の督促1回実施)
	調査期間	令和4年10月17日～10月31日
③ 25歳～39歳の区民	対象者数	1,000人
	抽出方法	18歳以下のお子さんがいない世帯を住民基本台帳から無作為抽出
	調査方法	郵送配布・郵送回収(礼状形式の督促1回実施)
	調査期間	令和4年10月17日～10月31日

■ 回収結果

調査種別	項目	内容
④ - 1 世帯主と18歳以下の子のみで構成されている世帯	対象者数	750人
	抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
	調査方法	郵送配布・郵送回収（礼状形式の督促1回実施）
	調査期間	令和4年10月17日～10月31日
④ - 2 児童育成手当受給世帯	対象者数	750人
	抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
	調査方法	郵送配布・郵送回収（礼状形式の督促1回実施）
	調査期間	令和4年10月17日～10月31日
⑤ 区立小学6年生	対象者数	2,240人
	抽出方法	悉皆
	調査方法	学校配布・オンライン回答（GIGAスクール端末）
	調査期間	令和4年10月17日～10月31日
⑥ 区立中学2年生	対象者数	1,639人
	抽出方法	悉皆
	調査方法	学校配布・オンライン回答（GIGAスクール端末）
	調査期間	令和4年10月17日～10月31日
⑦ 高校2年生世代	対象者数	1,500人
	抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
	調査方法	郵送配布・郵送回収（礼状形式の督促1回実施）
	調査期間	令和4年10月17日～10月31日
⑧ 妊産婦	対象者数	500人
	抽出方法	はぴママたまご面接受講者または乳児健診受診の保護者から無作為抽出
	調査方法	郵送配布・郵送回収（礼状形式の督促1回実施）
	調査期間	令和4年10月17日～10月31日
⑨ 児童養護施設等利用者	対象者数	50人
	抽出方法	児童養護施設利用者から抽出
	調査方法	施設配布・郵送回収
	調査期間	令和4年10月17日～10月31日

③ 回収結果

○調査種別ごとの回収結果は以下のとおりです。

■ 回収結果

調査種別	配布数	有効回収数	有効回収率
① 就学前の子どもの保護者	2,500	1,402	56.1%
② 小学生の子どもの保護者	1,000	570	57.0%
③ 25歳～39歳の区民	1,000	265	26.5%
④ - 1 世帯主と18歳以下の子のみで構成されている世帯	750	274	36.5%
④ - 2 児童育成手当受給世帯	750	365	48.7%
⑤ 区立小学6年生	2,240	1,479	66.0%
⑥ 区立中学2年生	1,639	671	40.9%
⑦ 高校2年生世代	1,500	547	36.5%
⑧ 妊産婦	500	333	66.6%
⑨ 児童養護施設等利用者	50	30	60.0%
合計	11,929	5,936	49.8%

(2) 主な調査結果

① 保護者の状況

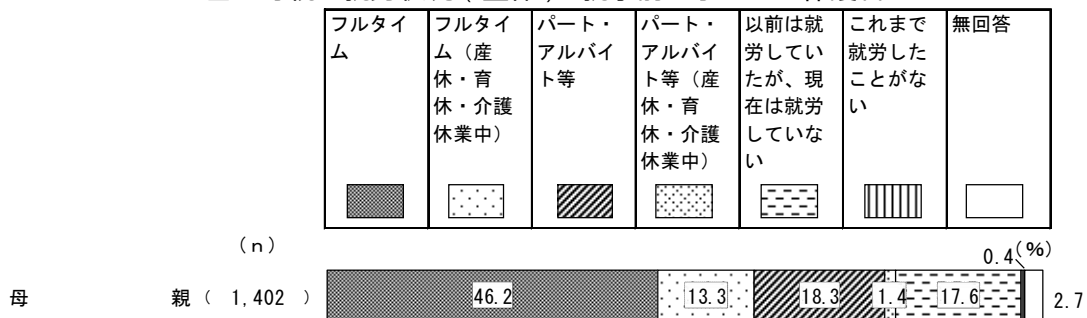
◆保護者の就労状況（就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者、妊産婦）

○就学前の子どもの保護者では、母親は“フルタイム”（「フルタイム」+「フルタイム（産休・育休・介護休業中）」）が6割弱となっています。

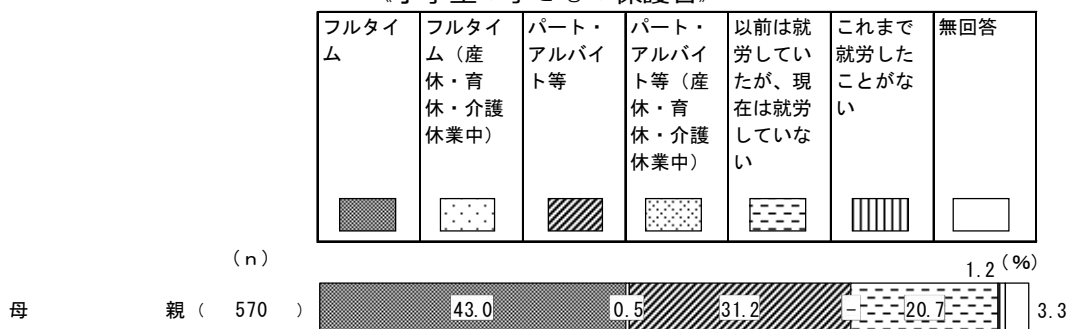
○小学生の子どもの保護者では、母親は“フルタイム”（「フルタイム」+「フルタイム（産休・育休・介護休業中）」）が4割半ばとなっています。

○妊産婦では、「フルタイムで就労している（産休・育休中である）」が52.0%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が19.2%、「フルタイムで就労している（産休・育休中でない）」が16.5%となっています。

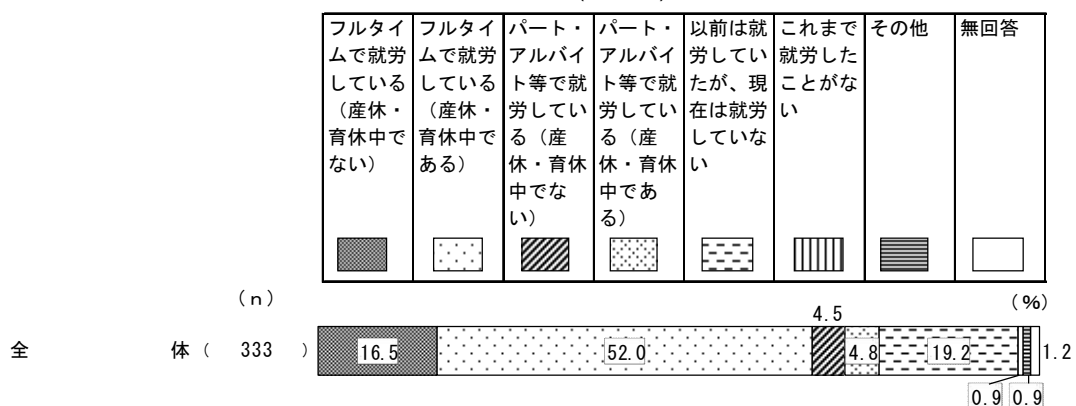
■ 母親の就労状況（全体）《就学前の子どもの保護者》



《小学生の子どもの保護者》



■ 妊産婦の就労状況（全体）《妊産婦》



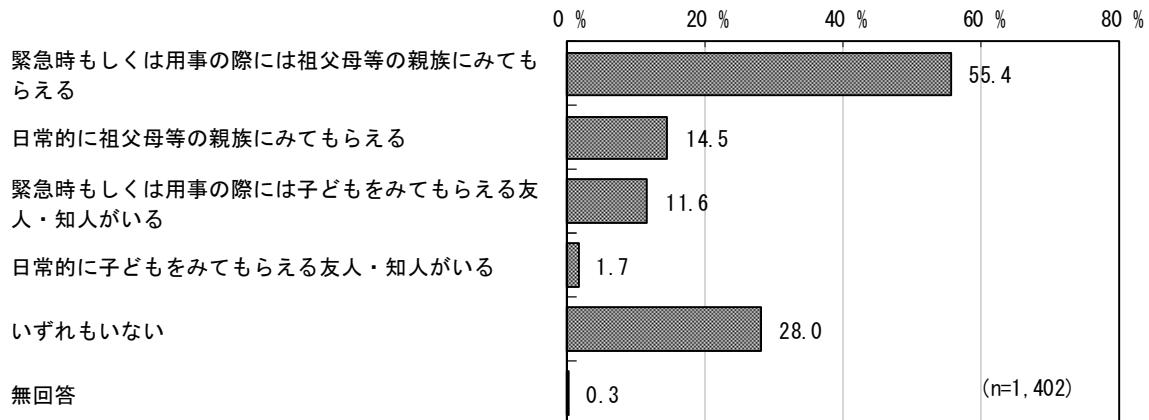
② 子育てに関するつながり

◆子どもをみてもらえる親族・知人の有無（就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者）

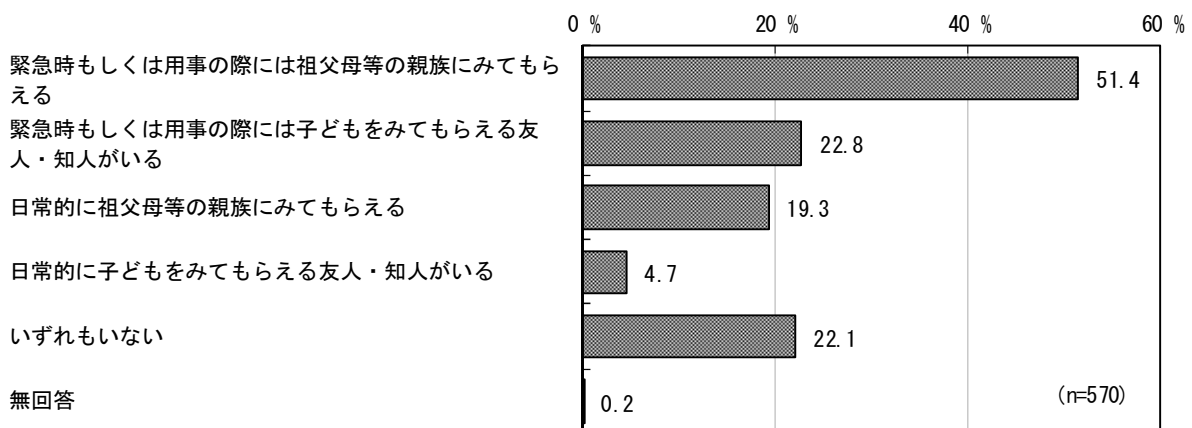
○就学前の子どもの保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が55.4%と最も高く、次いで「いずれもない」が28.0%、「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が14.5%と続いています。

○小学生の子どもの保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が51.4%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が22.8%、「いずれもない」が22.1%と続いています。

■ 子どもをみてもらえる親族・知人の有無（全体：複数回答）《就学前の子どもの保護者》



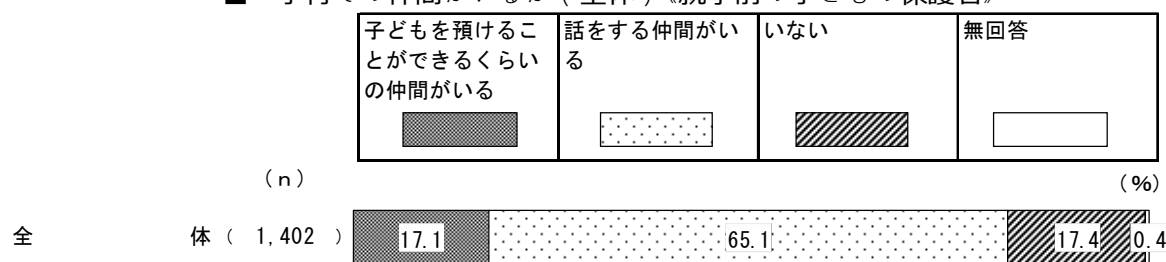
《小学生の子どもの保護者》



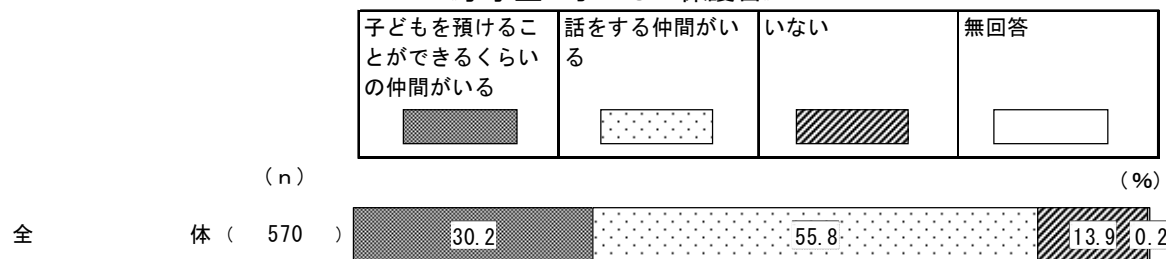
◆子育ての仲間がいるか（就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯）

- 就学前の子どもの保護者では、「子どもを預けることができるくらいの仲間がいる」が17.1%、「話をする仲間がいる」が65.1%、「いない」が17.4%となっています。
- 小学生の子どもの保護者では、「子どもを預けることができるくらいの仲間がいる」が30.2%、「話をする仲間がいる」が55.8%、「いない」が13.9%となっています。
- 世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者は、「子どもを預けることができるくらいの仲間がいる」が27.4%、「話をする仲間がいる」が34.3%、「いない」が38.0%となっています。
- 児童育成手当を受給している世帯は、「子どもを預けることができるくらいの仲間がいる」が26.6%、「話をする仲間がいる」が44.1%、「いない」が28.8%となっています。

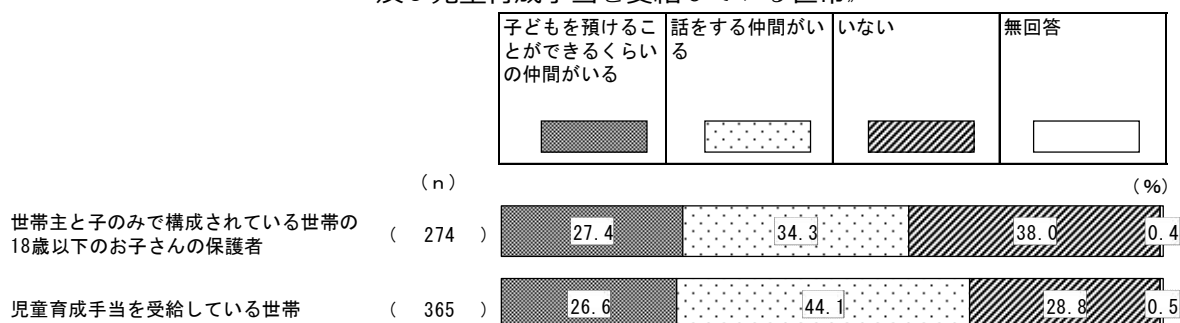
■ 子育ての仲間がいるか（全体）《就学前の子どもの保護者》



《小学生の子どもの保護者》



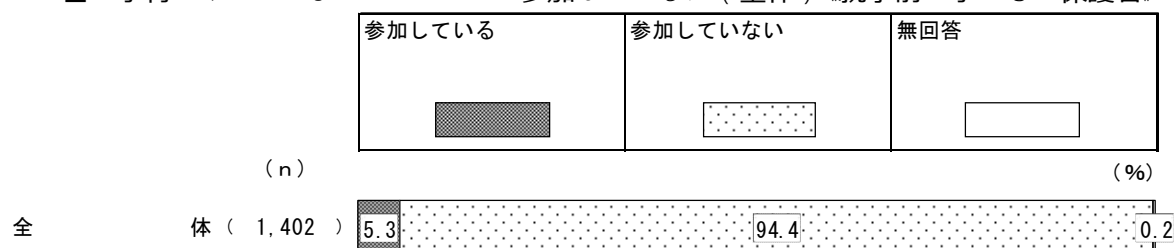
《世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯》



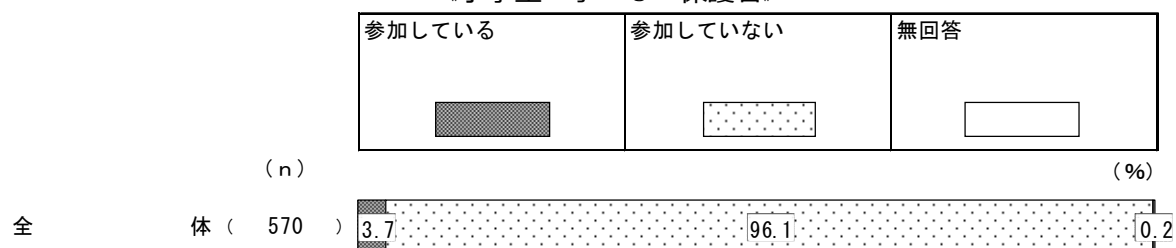
◆子育てサークルなどのグループに参加しているか（就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯）

- 就学前の子どもの保護者では、子育てサークルなどのグループへの参加は、「参加している」が5.3%、「参加していない」が94.4%となっています。
- 小学生の子どもの保護者では、子育てサークルなどのグループへの参加は、「参加している」が3.7%、「参加していない」が96.1%となっています。
- 子育てサークルなどのグループへの参加をみると、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者は、「参加している」が2.9%、「参加していない」が96.7%となっています。
- 児童育成手当を受給している世帯は、「参加している」が2.7%、「参加していない」が96.7%となっています。

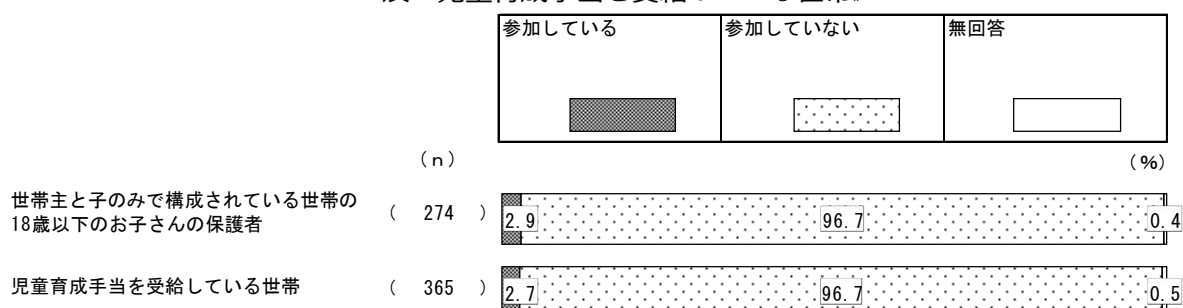
■ 子育てサークルなどのグループに参加しているか（全体）《就学前の子どもの保護者》



《小学生の子どもの保護者》



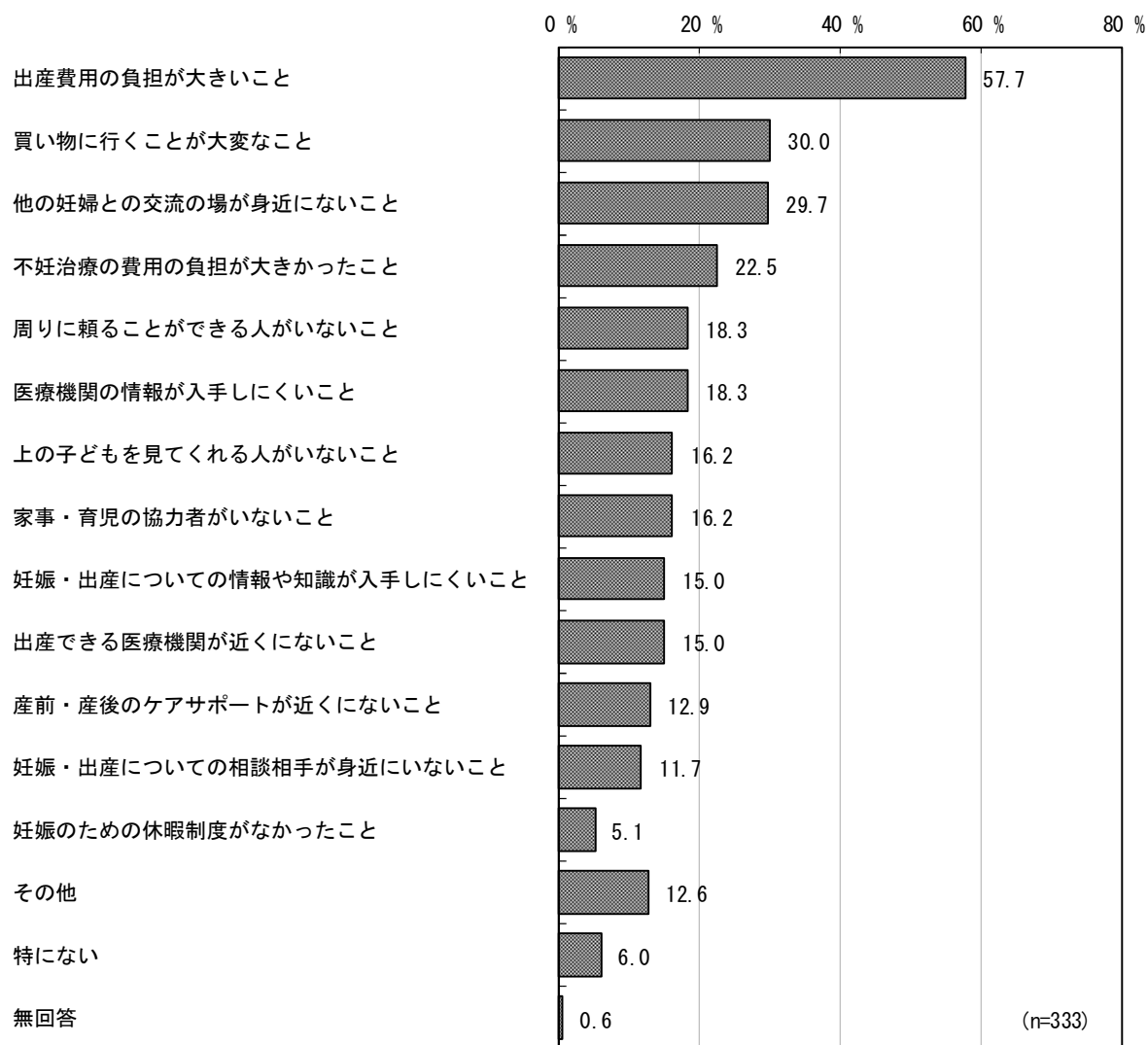
《世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯》



◆妊娠や出産について困ったこと、困っていること（妊産婦）

○「出産費用の負担が大きいこと」が6割弱と最も高く、次いで「買い物に行くことが大変なこと」が3割、「他の妊婦との交流の場が身近にないこと」が3割弱と続いています。

■ 妊娠や出産について困ったこと、困っていること（全体：複数回答）

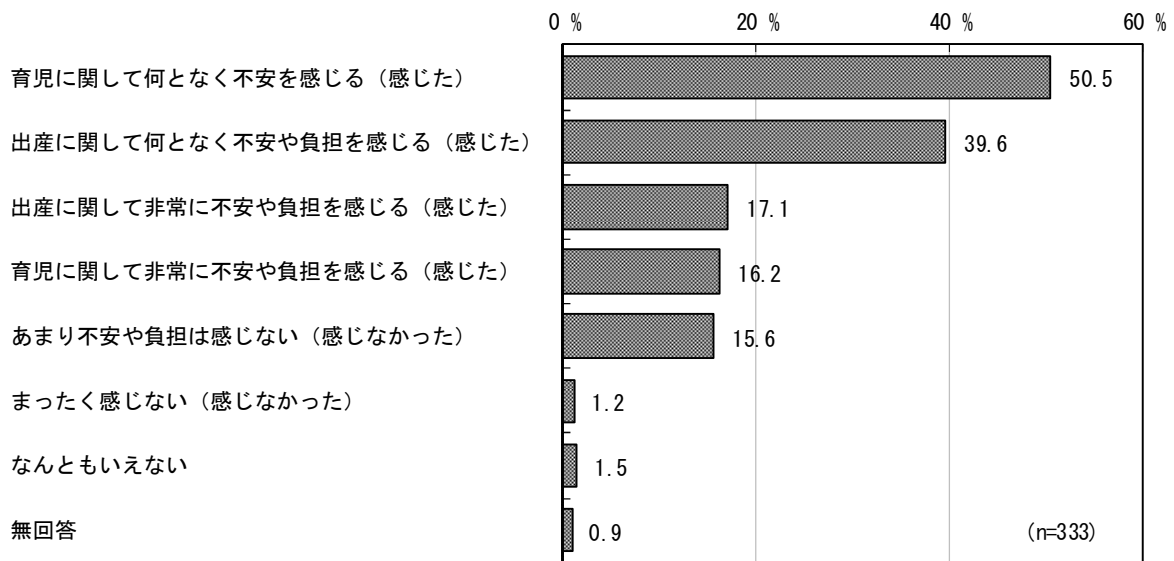


③ 子育ての悩み・不安

◆ 出産やその後の育児の不安感・負担感 (妊産婦)

○ 「育児に関して何となく不安を感じる (感じた)」が5割と最も高く、次いで「出産に関して何となく不安や負担を感じる (感じた)」が4割、「出産に関して非常に不安や負担を感じる (感じた)」「育児に関して非常に不安や負担を感じる (感じた)」「あまり不安や負担は感じない (感じなかった)」がともに1割半ばと続いている。

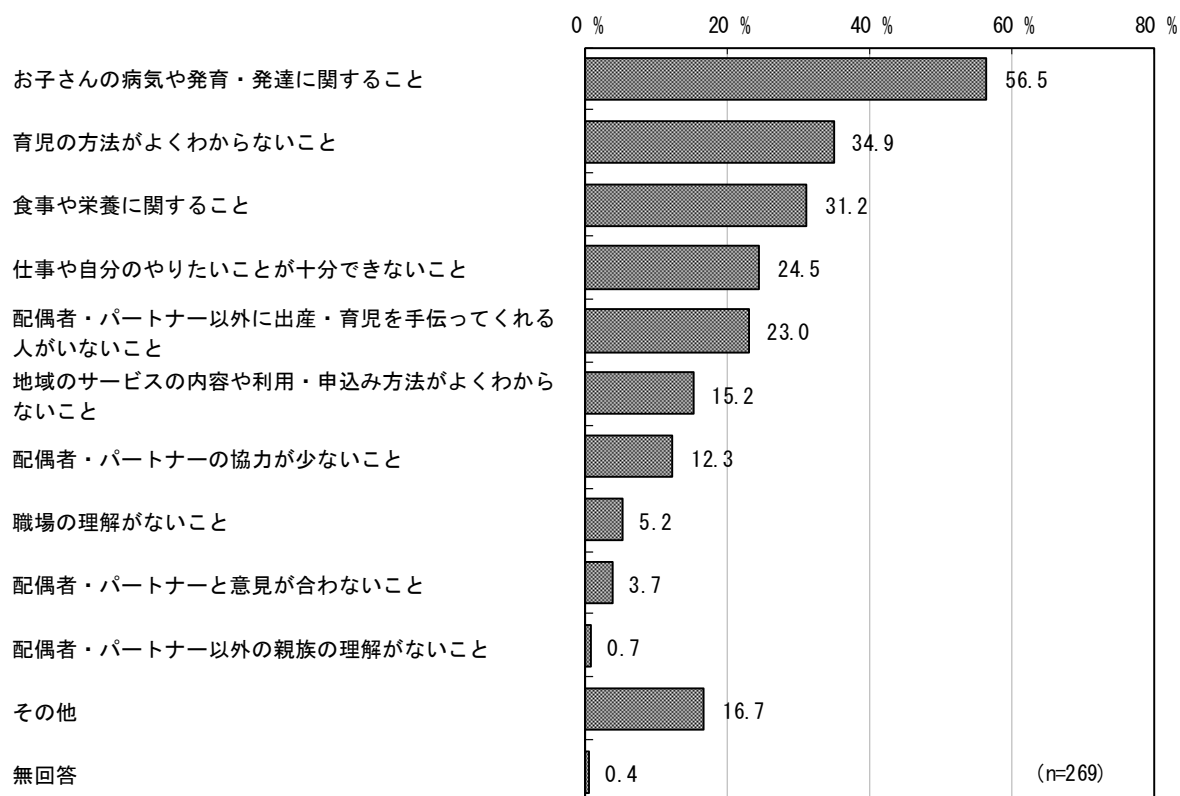
■ 出産やその後の育児の不安感・負担感 (全体 : 複数回答)



◆ 出産・育児に関して不安に感じていること（妊産婦）

○ 「お子さんの病気や発育・発達に関すること」が5割半ばと最も高く、次いで「育児の方法がよくわからないこと」が3割半ば、「食事や栄養に関すること」が3割強と続いています。

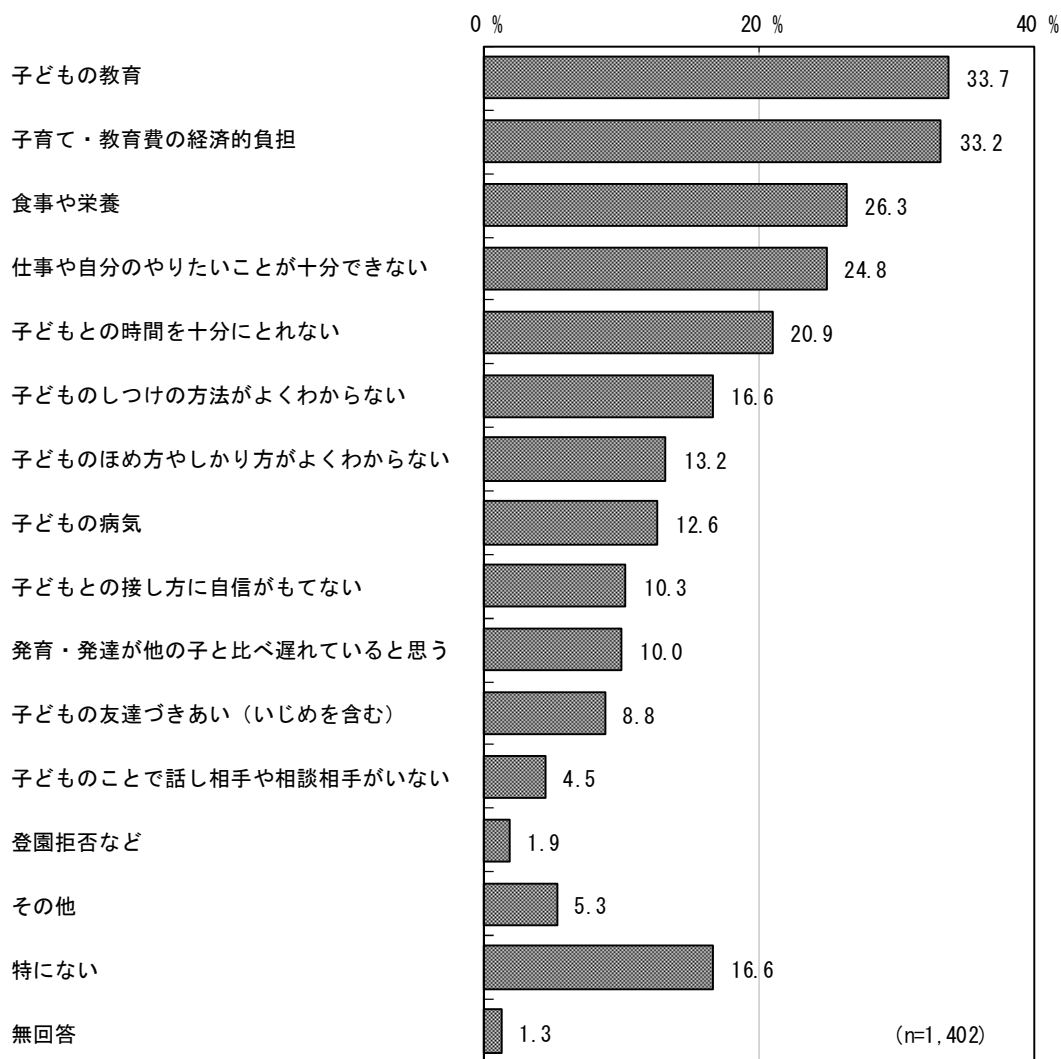
■ 出産・育児に関して不安に感じていること（全体：複数回答）



◆子育てに関して悩んでいること・気になること（就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯）

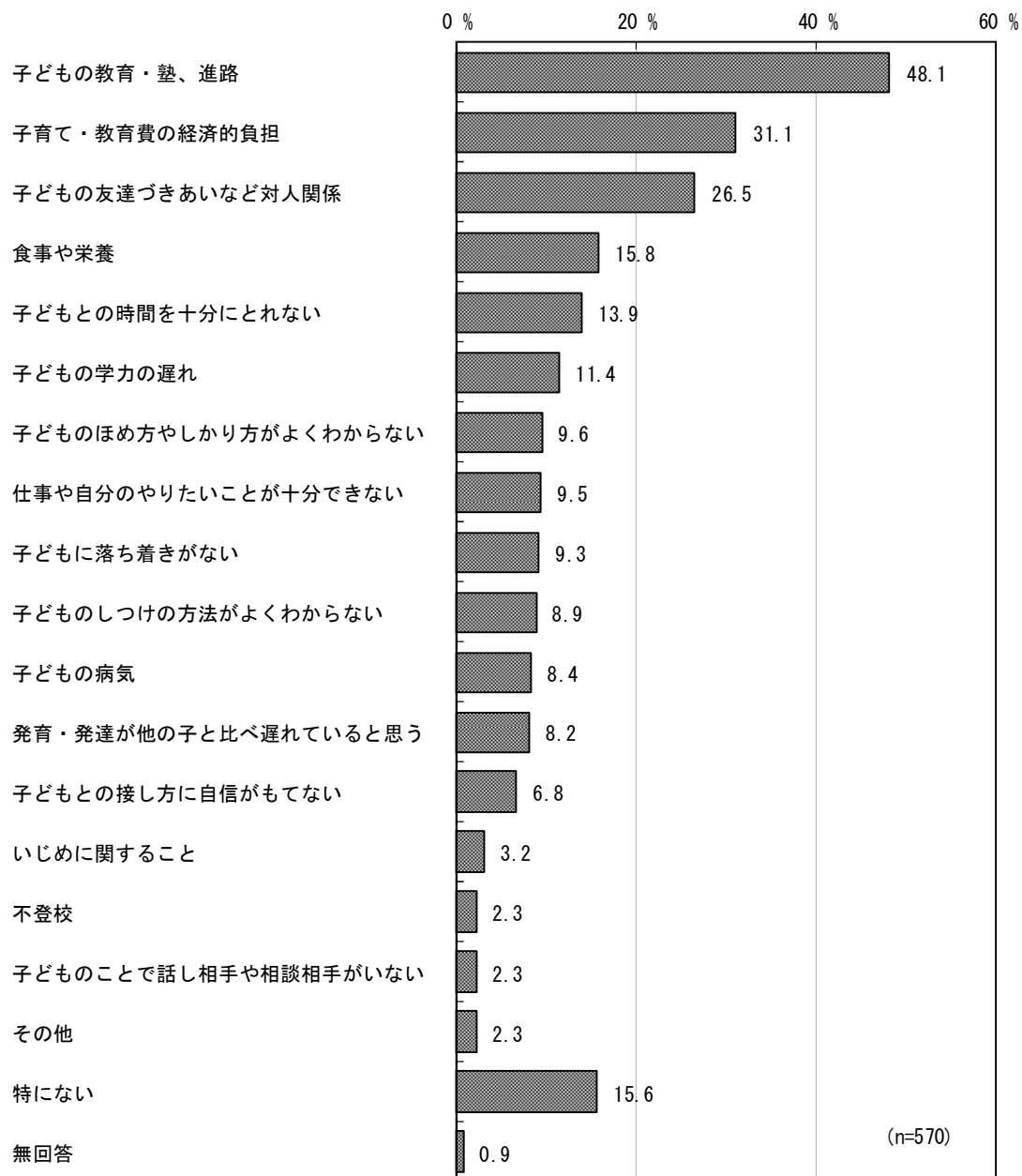
○就学前の子どもの保護者では、「子どもの教育」「子育て・教育費の経済的負担」が3割半ばと高く、「食事や栄養」が2割半ばと続いています。

■ 子育てに関して悩んでいること・気になること（全体：複数回答）《就学前の子どもの保護者》



○小学生の子ども保護者では、「子どもの教育・塾、進路」が5割弱と最も高く、次いで「子育て・教育費の経済的負担」が3割強、「子どもの友達づきあいなど対人関係」が2割半ばと続いています。

■ 子育てに関して悩んでいること・気になること（全体：複数回答）《小学生の子ども保護者》



○世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者は、「子どもの教育・塾、進路」が38.3%と最も高く、次いで「子育て・教育費の経済的負担」が34.3%、「子どもとの時間を十分にとれない」が25.5%と続いています。

○児童育成手当を受給している世帯は、「子育て・教育費の経済的負担」が54.8%と最も高く、次いで「子どもの教育・塾、進路」が49.6%、「子どもとの時間を十分にとれない」が31.5%と続いています。

■ 子育てに関して悩んでいること・気になること（全体：複数回答）

《世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者
及び児童育成手当を受給している世帯》

	n	子どもの 病気	発達・発 達が他の 子と比べ 遅れている と思う	食事や栄 養	子どもの しつけの 方法がよ くわから ない	子どもと の接し方 に自信が もてない	子どもと の時間を 十分にと れない	子どもの ほめ方や しかり方 がよくわ からない	いじめに 関するこ と	子どもの 友達づき あいなど 対人関係
世帯主と子のみで構成されている世帯の 18歳以下のお子さんの保護者	274 100.0	40 14.6	23 8.4	68 24.8	43 15.7	37 13.5	70 25.5	41 15.0	24 8.8	65 23.7
児童育成手当を受給している世帯	365 100.0	69 18.9	51 14.0	75 20.5	51 14.0	49 13.4	115 31.5	50 13.7	22 6.0	71 19.5

	不登校	子どもの 学力の遅 れ	子どもの 教育・ 塾、進路	仕事や自 分のやり たいこと が十分で きない	子どもに 落ち着き がない	子ども のことで 話し相手 や相談相 手がいない	子育て・ 教育費の 経済的負 担	その他	特にな い	無回答
世帯主と子のみで構成されている世帯の 18歳以下のお子さんの保護者	15 5.5	41 15.0	105 38.3	57 20.8	20 7.3	19 6.9	94 34.3	11 4.0	37 13.5	5 1.8
児童育成手当を受給している世帯	32 8.8	86 23.6	181 49.6	61 16.7	29 7.9	23 6.3	200 54.8	15 4.1	31 8.5	5 1.4

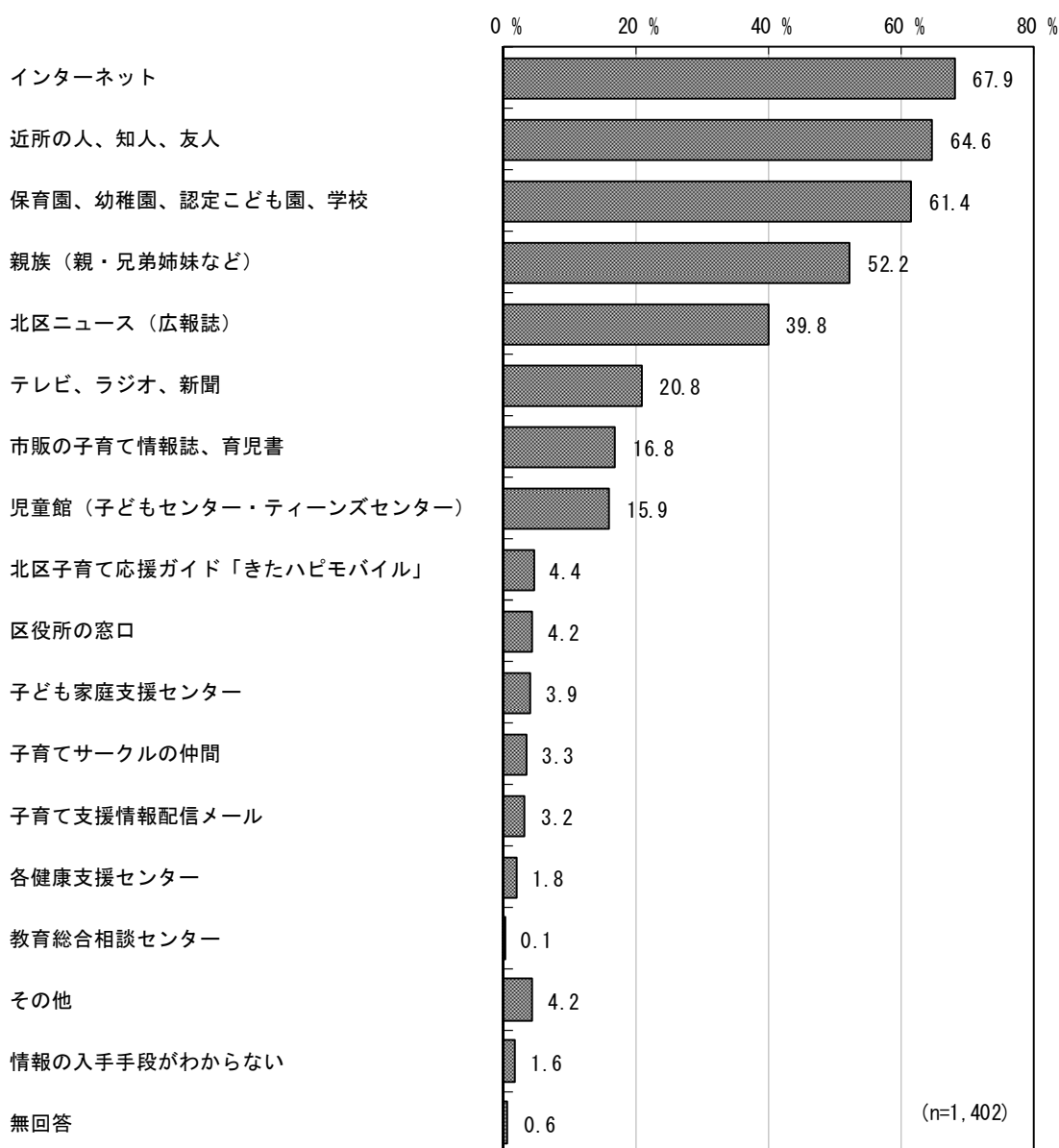
④ 子育てに関する情報、相談相手

◆子育て関連の情報入手方法（就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者、

世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯、妊産婦）

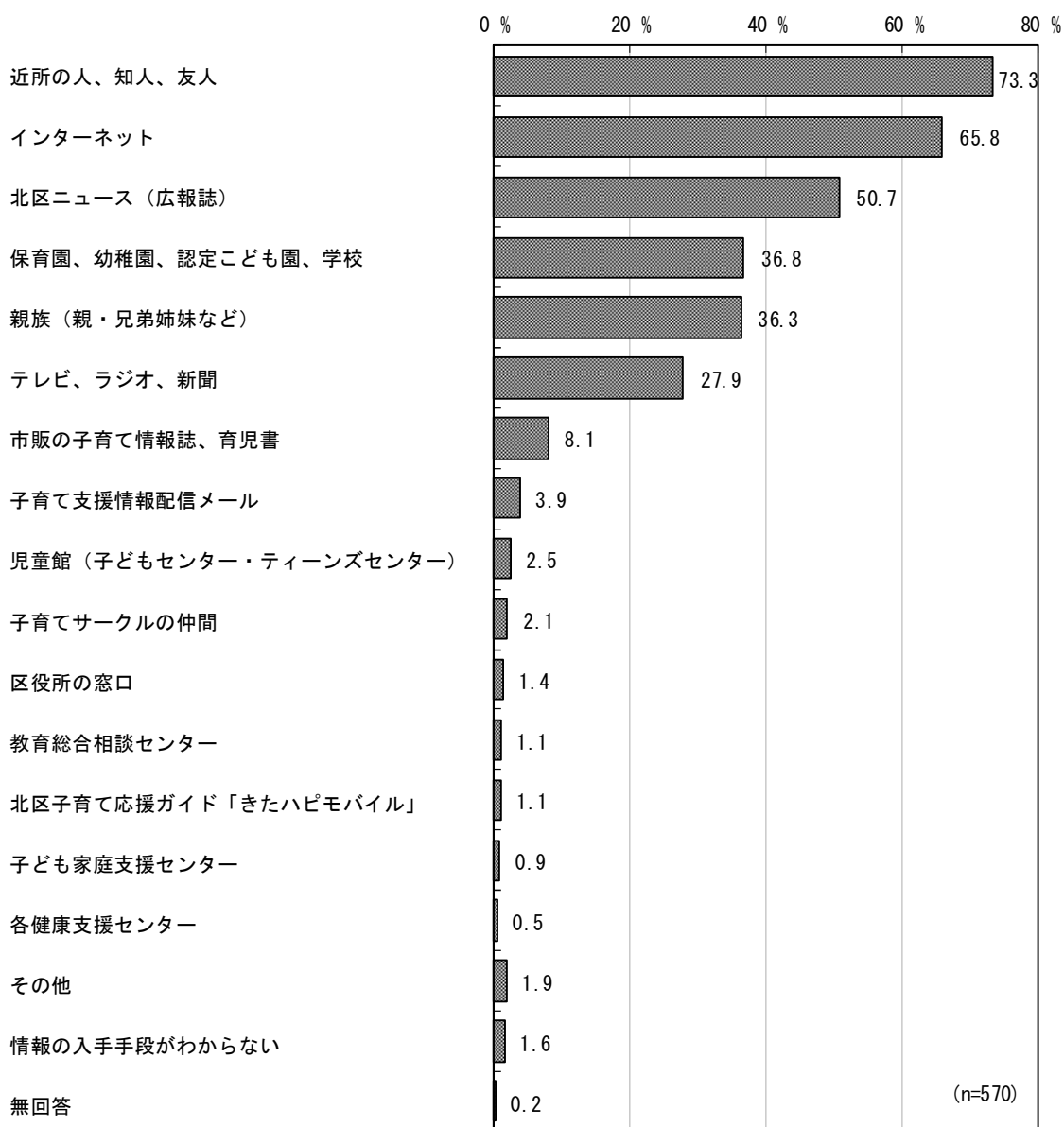
○就学前の子どもの保護者では、「インターネット」が67.9%と最も高く、次いで「近所の人、知人、友人」が64.6%、「保育園、幼稚園、認定こども園、学校」が61.4%と続いています。

■ 子育て関連の情報入手方法（全体：複数回答）《就学前の子どもの保護者》



○小学生の子ども保護者では、「近所の人、知人、友人」が73.3%と最も高く、次いで「インターネット」が65.8%、「北区ニュース（広報誌）」が50.7%と続いています。

■ 子育て関連の情報入手方法（全体：複数回答）《小学生の子ども保護者》



○世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者は、「インターネット」が56.2%と最も高く、次いで「近所の人、知人、友人」が45.6%、「保育園、幼稚園、認定こども園、学校」「北区ニュース（広報誌）」がともに34.7%と続いています。

○児童育成手当を受給している世帯は、「インターネット」が51.5%と最も高く、次いで「近所の人、知人、友人」が48.8%、「北区ニュース（広報誌）」が42.7%と続いています。

■ 子育て関連の情報入手方法（全体：複数回答）

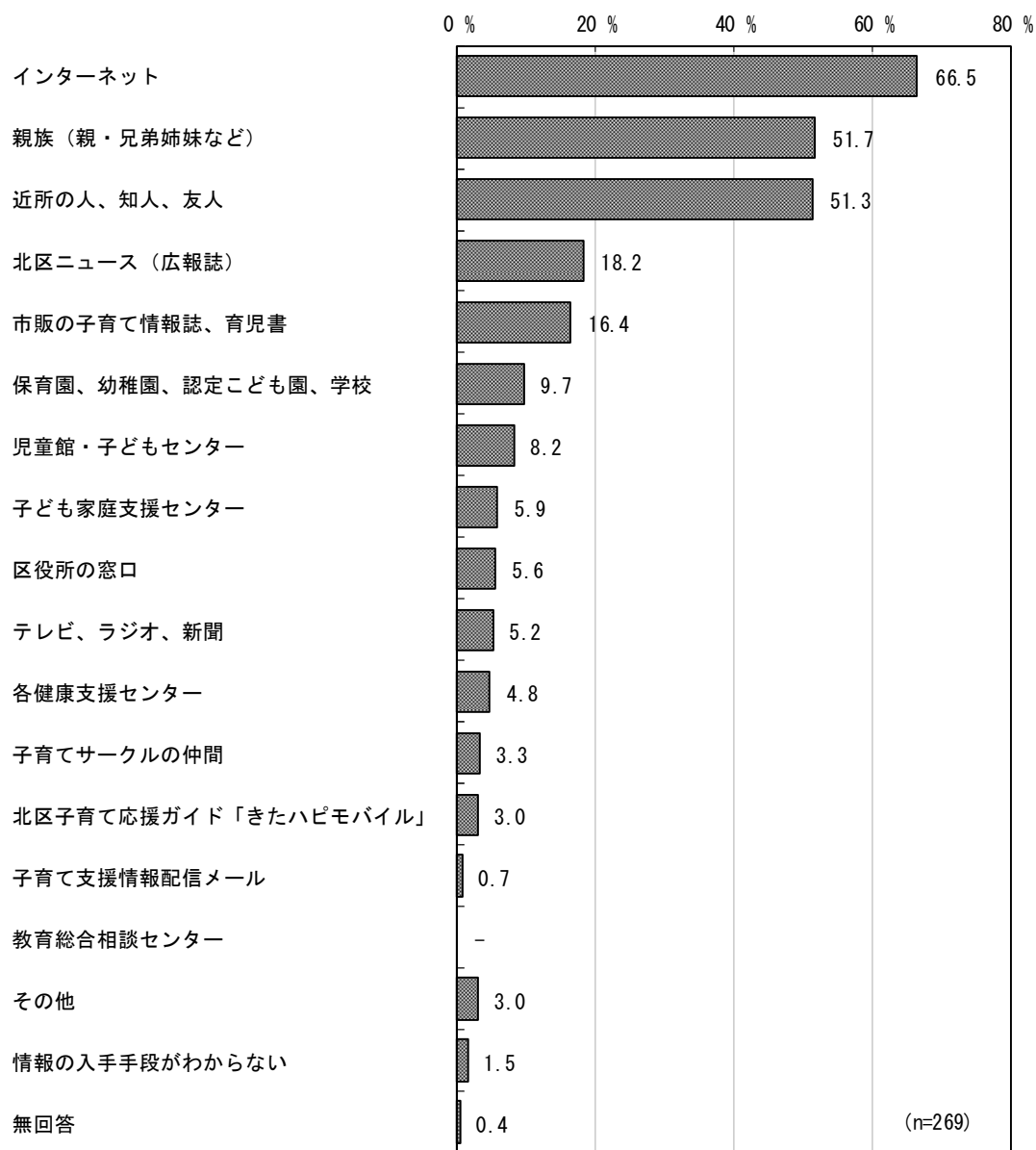
《世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者
及び児童育成手当を受給している世帯》

	n	親族 (親・兄 弟姉妹な ど)	近所の 人、知 人、友人	子育て サークル の仲間	区役所の 窓口	保育園、 幼稚園、 認定こど も園、学 校	子ども家 庭支援セ ンター	各健康支 援セン ター	教育総合 相談セン ター	児童館 (子ども セン ター・ ティーン ズセン ター)
世帯主と子のみで構成されている世帯の 18歳以下のお子さんの保護者	274 100.0	91 33.2	125 45.6	4 1.5	19 6.9	95 34.7	5 1.8	2 0.7	2 0.7	9 3.3
児童育成手当を受給している世帯	365 100.0	109 29.9	178 48.8	5 1.4	25 6.8	113 31.0	3 0.8	1 0.3	4 1.1	4 1.1

	北区 ニュース (広報 誌)	テレビ、 ラジオ、 新聞	市販の子 育て情報 誌、育児 書	インター ネット	北区子育 て応援ガ イド「き たハビモ パイル」	子育て支 援情報配 信メール	その他	情報の入 手手段が わからない	無回答
世帯主と子のみで構成されている世帯の 18歳以下のお子さんの保護者	95 34.7	34 12.4	13 4.7	154 56.2	9 3.3	6 2.2	12 4.4	10 3.6	6 2.2
児童育成手当を受給している世帯	156 42.7	75 20.5	15 4.1	188 51.5	1 0.3	14 3.8	13 3.6	15 4.1	8 2.2

○妊産婦では、「インターネット」が66.5%と最も高く、次いで「親族（親・兄弟姉妹など）」が51.7%、「近所の人、知人、友人」が51.3%と続いています。

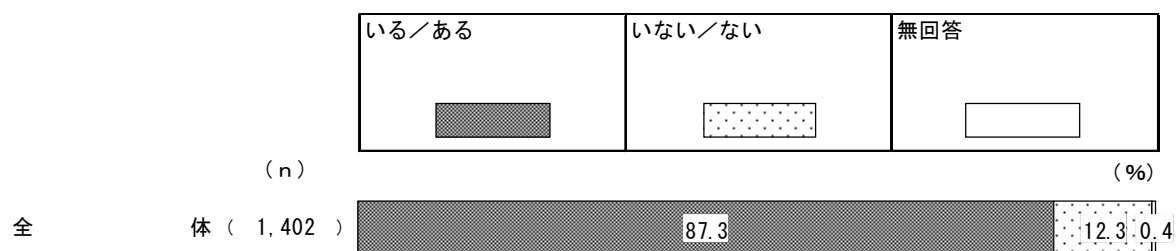
■ 子育て関連の情報入手方法（全体：複数回答）《妊産婦》



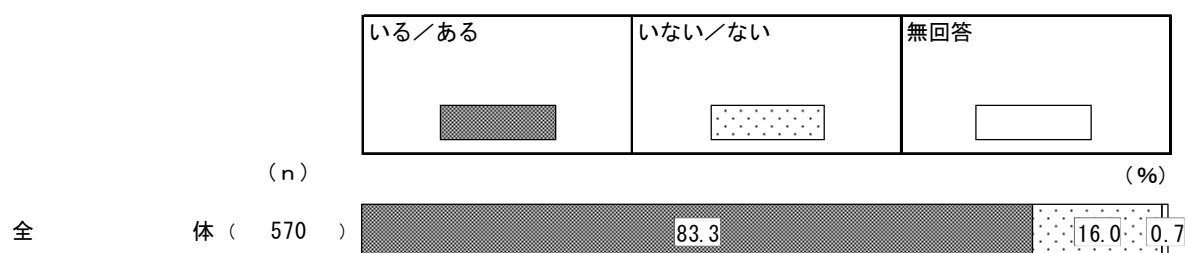
◆子育てに関して気軽に相談できる人・場所の有無（就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯）

- 就学前の子どもの保護者では、子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無は、「いる／ある」が87.3%、「いない／ない」が12.3%となっています。
- 小学生の子どもの保護者では、子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無は、「いる／ある」が83.3%、「いない／ない」が16.0%となっています。
- 世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者は、「いる／ある」が78.8%、「いない／ない」が18.2%となっています。
- 児童育成手当を受給している世帯は、「いる／ある」が78.6%、「いない／ない」が19.5%となっています。

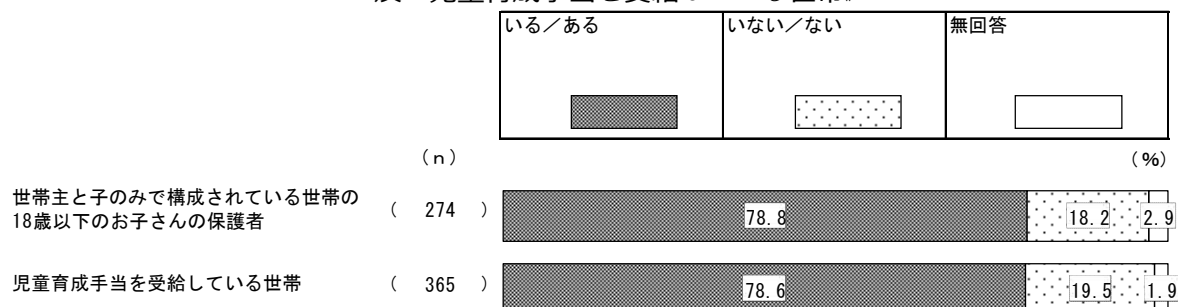
■ 子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無（全体）《就学前の子どもの保護者》



《小学生の子どもの保護者》



《世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯》

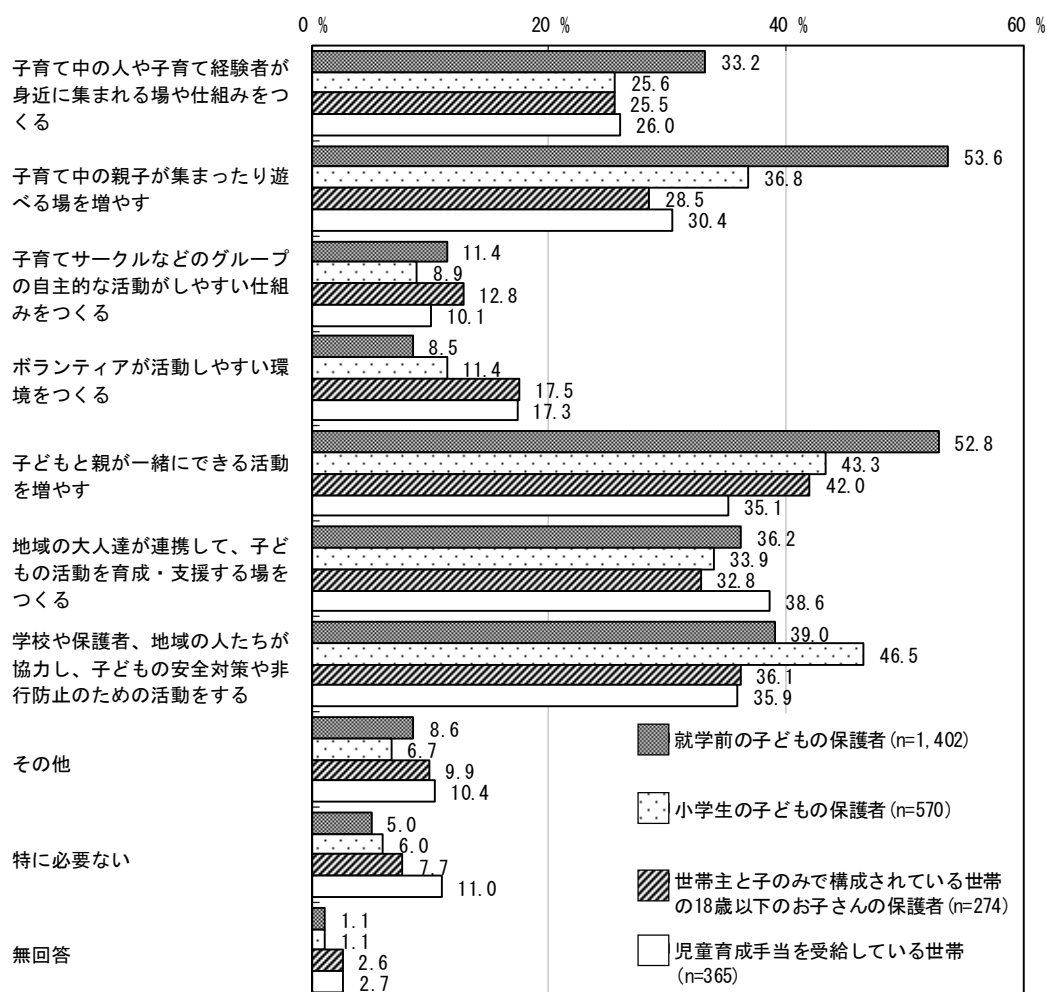


⑤ 子育てに関する地域とのつながり

◆安心して子育てをするために地域で必要な取組（就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯）

○就学前の子どもの保護者は「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」が5割半ば、小学生の子どもの保護者は「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全対策や非行防止のための活動をする」が4割半ば、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者は「子どもと親と一緒にできる活動を増やす」が4割強、児童育成手当を受給している世帯は「地域の大人達が連携して、子どもの活動を育成・支援する場をつくる」が4割弱と最も高くなっています。

■ 安心して子育てをするために地域で必要な取組（全体：複数回答）

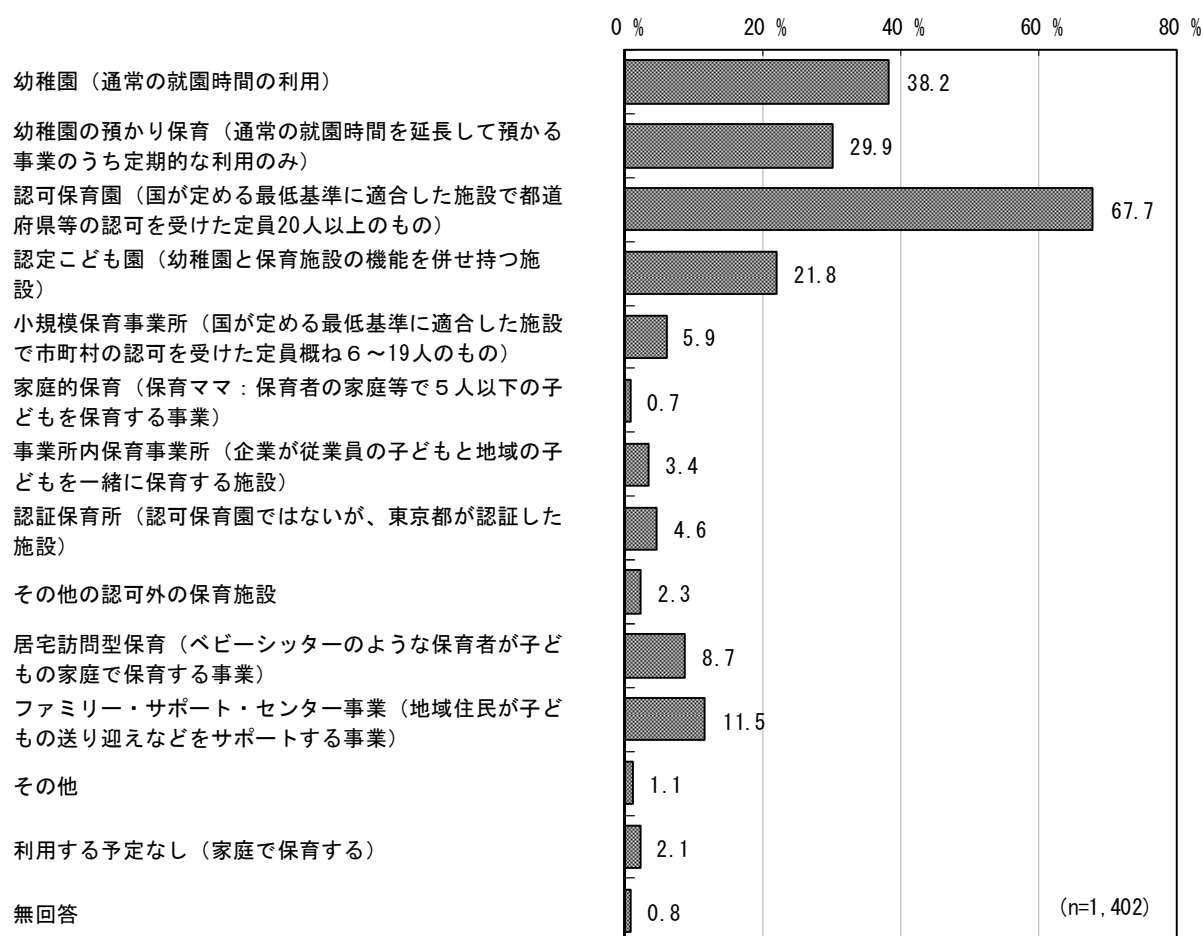


⑥ 教育・保育事業、地域子育て支援事業の利用

◆定期的に利用したい教育・保育事業（就学前の子どもの保護者）

○「認可保育園（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」が67.7%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が38.2%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」が29.9%と続いています。

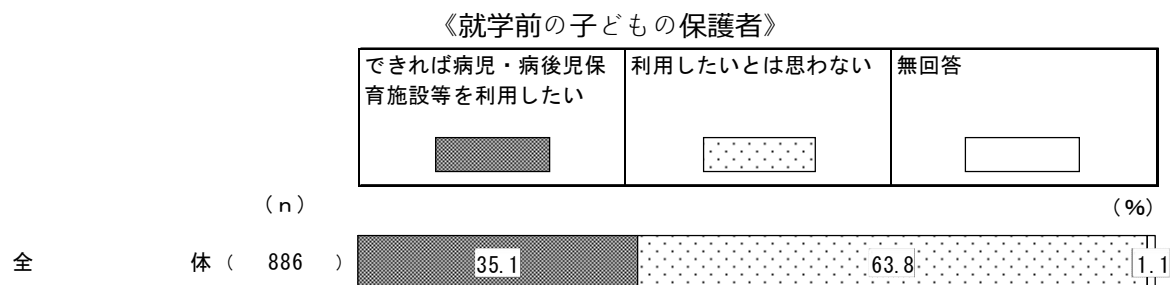
■ 定期的に利用したい教育・保育事業（全体：複数回答）《就学前の子どもの保護者》



◆病児・病後児の保育サービスを利用したいと思ったことの有無（就学前の子どもの保護者）

○病児・病後児の保育サービスを利用したいと思ったことの有無は、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が35.1%、「利用したいとは思わない」が63.8%となっています。

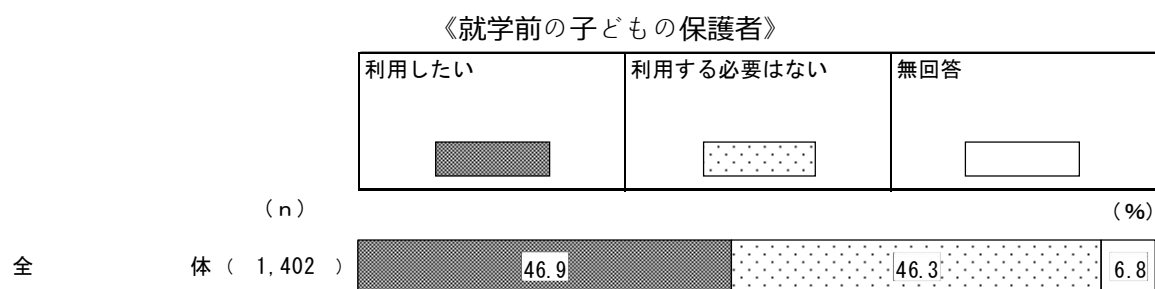
■ 病児・病後児の保育サービスを利用したいと思ったことの有無（全体）



◆一時預かり等の事業の今後の利用希望の有無（就学前の子どもの保護者）

○一時預かり等の事業の今後の利用希望の有無は、「利用したい」が46.9%、「利用する必要はない」が46.3%となっています。

■ 一時預かり等の事業の今後の利用希望の有無（全体）

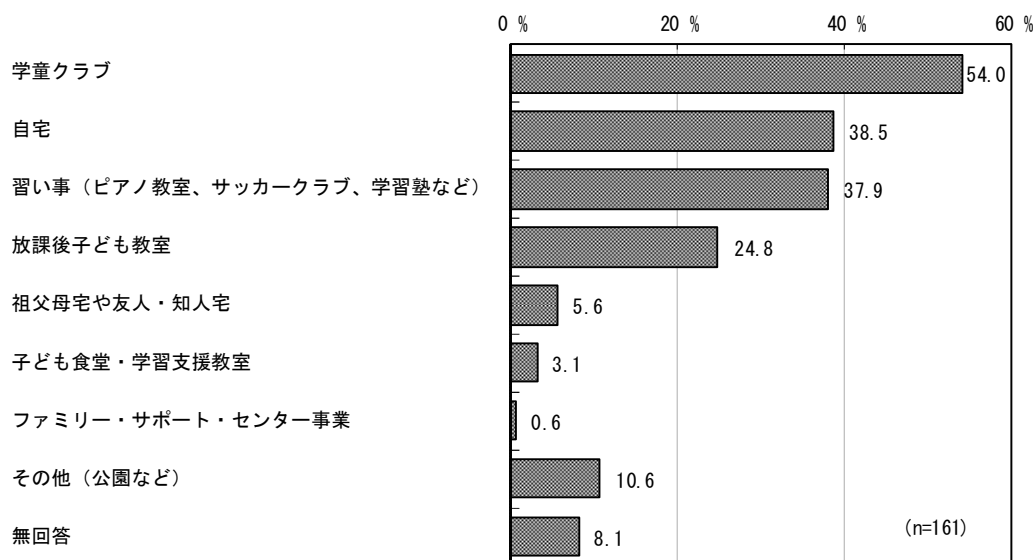


◆小学校低学年で、放課後過ごす場所の希望（就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者）

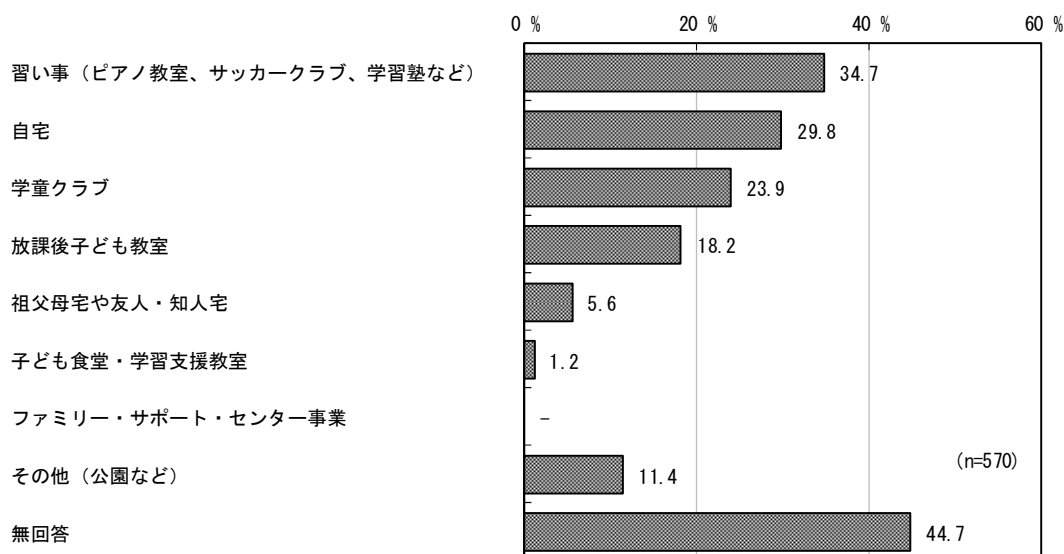
○就学前の子どもの保護者では、「学童クラブ」が 54.0%と最も高く、次いで「自宅」が 38.5%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 37.9%と続いています。

○小学生の子どもの保護者では、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 34.7%と最も高く、次いで「自宅」が 29.8%、「学童クラブ」が 23.9%と続いています。

■ 小学校低学年で、放課後過ごす場所の希望（全体：複数回答）《就学前の子どもの保護者》



《小学生の子どもの保護者》

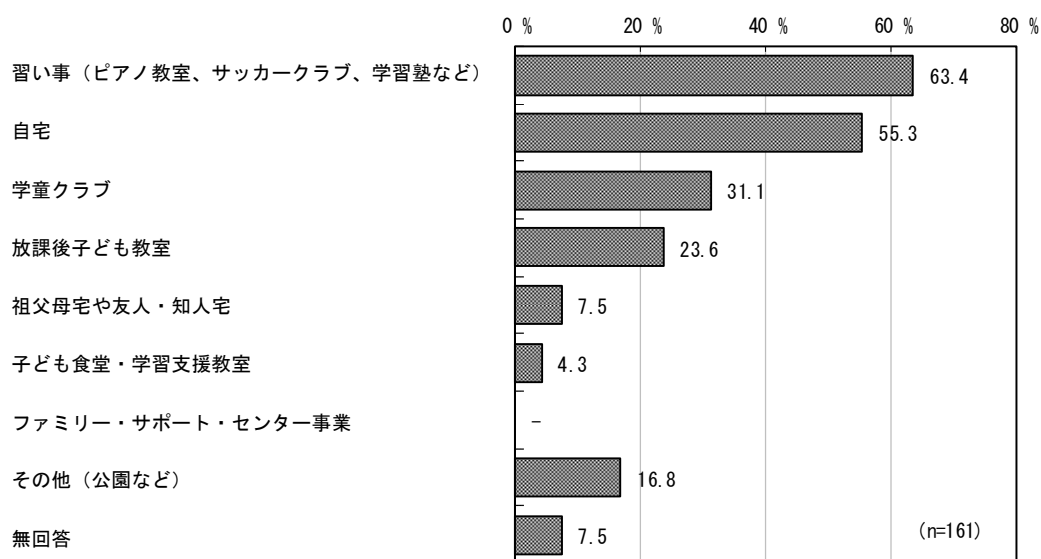


◆小学校高学年で、放課後過ごす場所の希望（就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者）

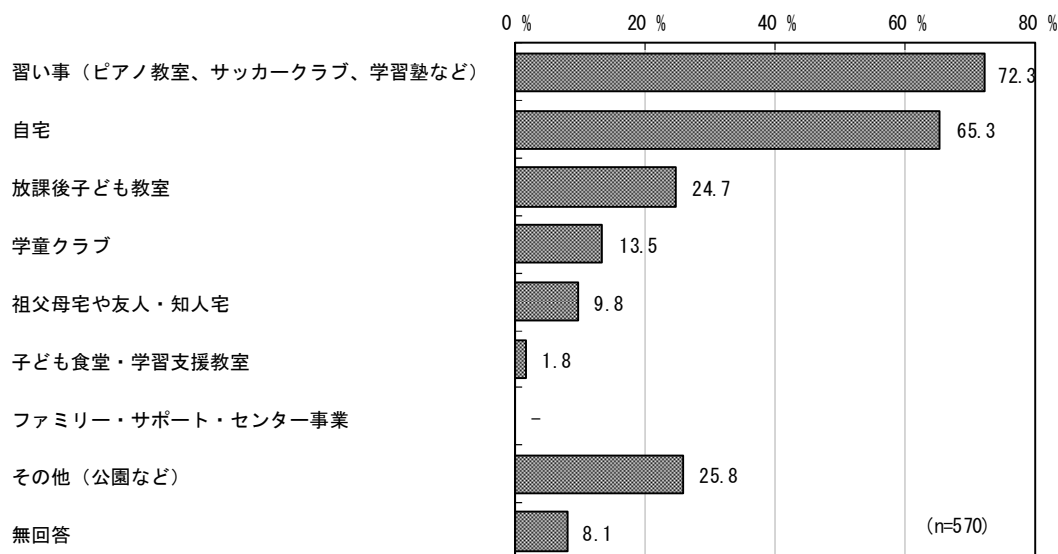
○就学前の子どもの保護者では、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が63.4%と最も高く、次いで「自宅」が55.3%、「学童クラブ」が31.1%と続いています。

○小学生の子どもの保護者では、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が72.3%と最も高く、次いで「自宅」が65.3%、「放課後子ども教室」が24.7%と続いています。

■ 小学校高学年で、放課後過ごす場所の希望（全体：複数回答）《就学前の子どもの保護者》



《小学生の子どもの保護者》

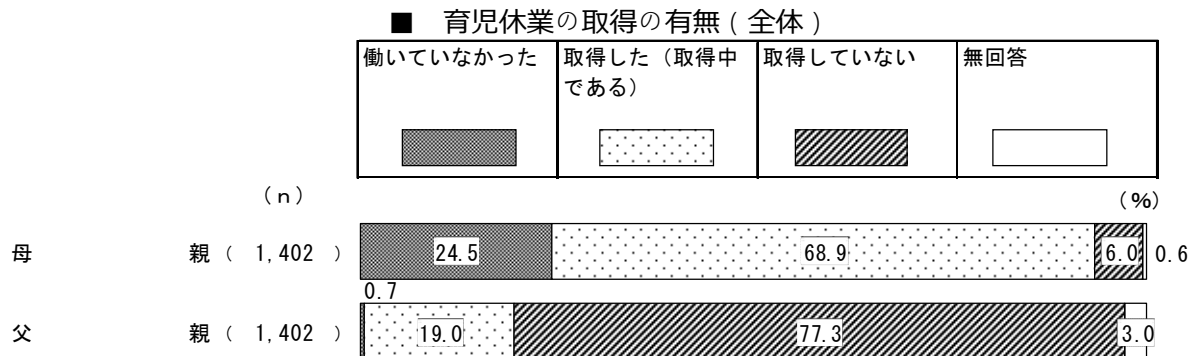


⑦ ワーク・ライフ・バランス

◆育児休業の取得の有無（就学前児童の保護者）

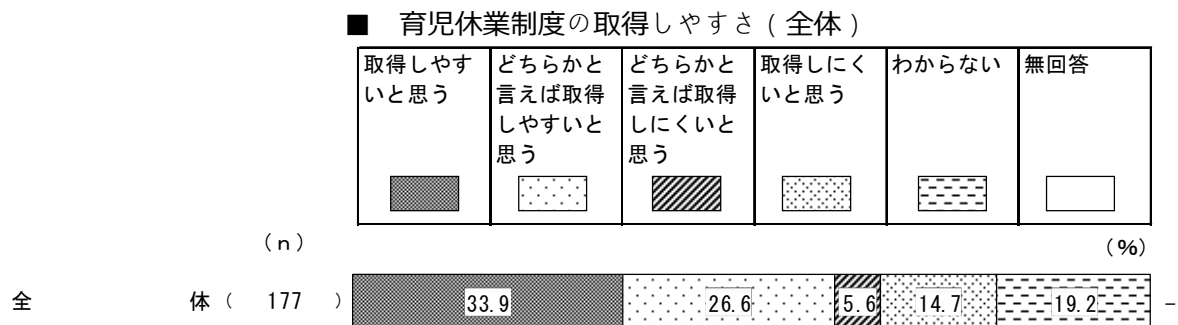
○母親は、「働いていなかった」が24.5%、「取得した（取得中である）」が68.9%、「取得していない」が6.0%となっています。

○父親は、「働いていなかった」が0.7%、「取得した（取得中である）」が19.0%、「取得していない」が77.3%となっています。



◆育児休業制度の取得しやすさ（25～39歳の区民）

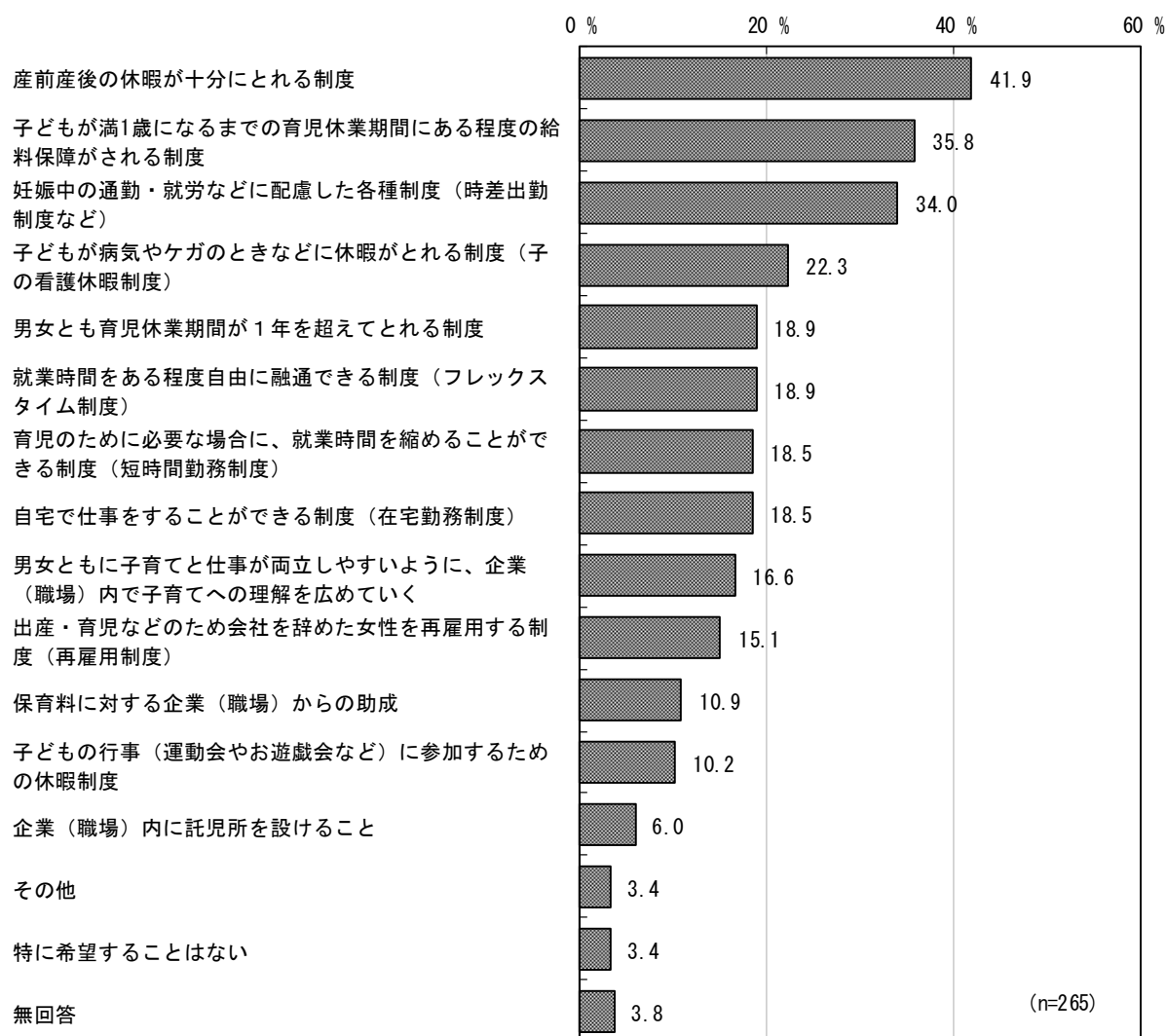
○「取得しやすいと思う」が33.9%と最も高く、次いで「どちらかと言えば取得しやすいと思う」が26.6%、「わからない」が19.2%となっています。



◆子育てと仕事を両立するために希望する企業の取組（25～39歳の区民）

○「産前産後の休暇が十分にとれる制度」が41.9%と最も高く、次いで「子どもが満1歳になるまでの育児休業期間にある程度の給料保障がされる制度」が35.8%、「妊娠中の通勤・就労などに配慮した各種制度（時差出勤制度など）」が34.0%と続いています。

■ 子育てと仕事を両立するために希望する企業の取組（全体：複数回答）



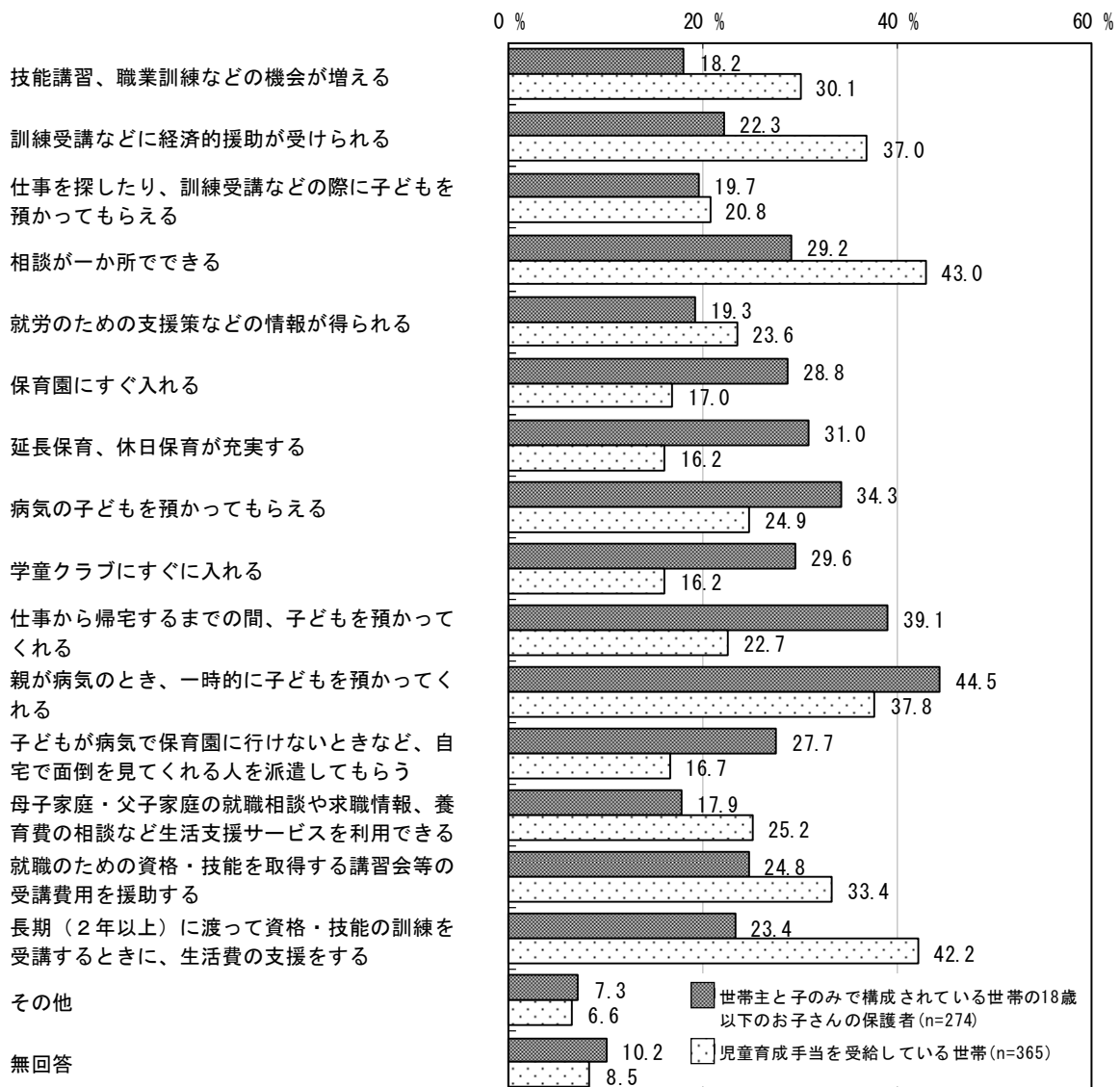
⑧ ひとり親支援

◆就労や仕事のために希望する区からの支援（世帯主と子のみで構成されている世帯 の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯）

○世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者は、「親が病気のと
き、一時的に子どもを預かってくれる」が4割半ばと最も高く、次いで「仕事から帰宅す
るまでの間、子どもを預かってくれる」が4割、「病気の子どもを預かってもらえる」が3
割半ばと続いています。

○児童育成手当を受給している世帯は、「相談が一区所でできる」「長期（2年以上）に渡っ
て資格・技能の訓練を受講するときに、生活費の支援をする」がともに4割強で高く、「親
が病気のと時、一時的に子どもを預かってくれる」が4割弱と続いています。

■ 就労や仕事のために希望する区からの支援（全体：複数回答）



⑨ 12～18歳（中高生）の生活

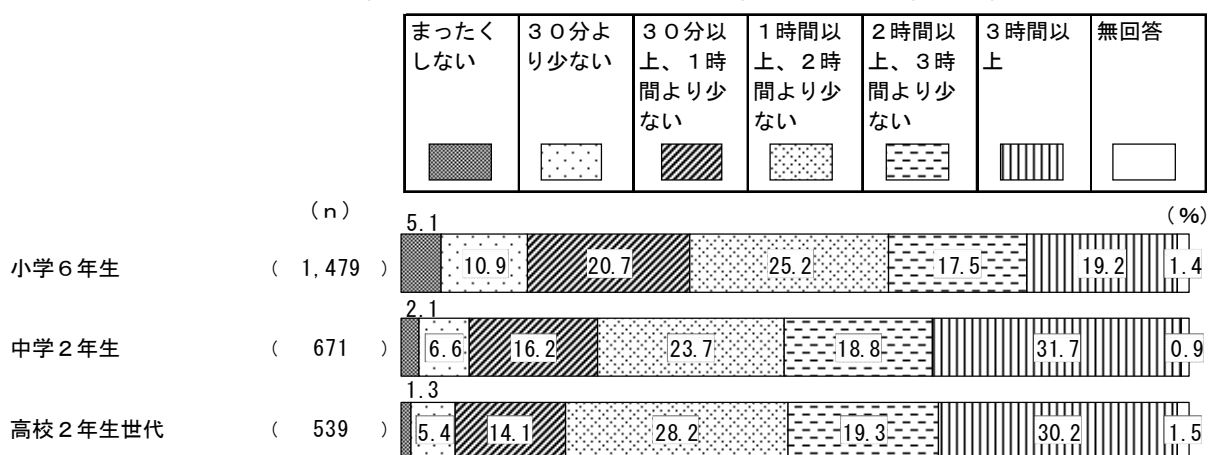
◆ 1日のインターネットの使用時間（12～18歳の区民）

○小学6年生では、「1時間以上、2時間より少ない」が25.2%と最も高く、次いで「30分以上、1時間より少ない」が20.7%、「3時間以上」が19.2%となっています。

○中学2年生は、「3時間以上」が31.7%と最も高く、次いで「1時間以上、2時間より少ない」が23.7%、「2時間以上、3時間より少ない」が18.8%となっています。

○高校2年生世代は、「3時間以上」が30.2%と最も高く、次いで「1時間以上、2時間より少ない」が28.2%、「2時間以上、3時間より少ない」が19.3%となっています。

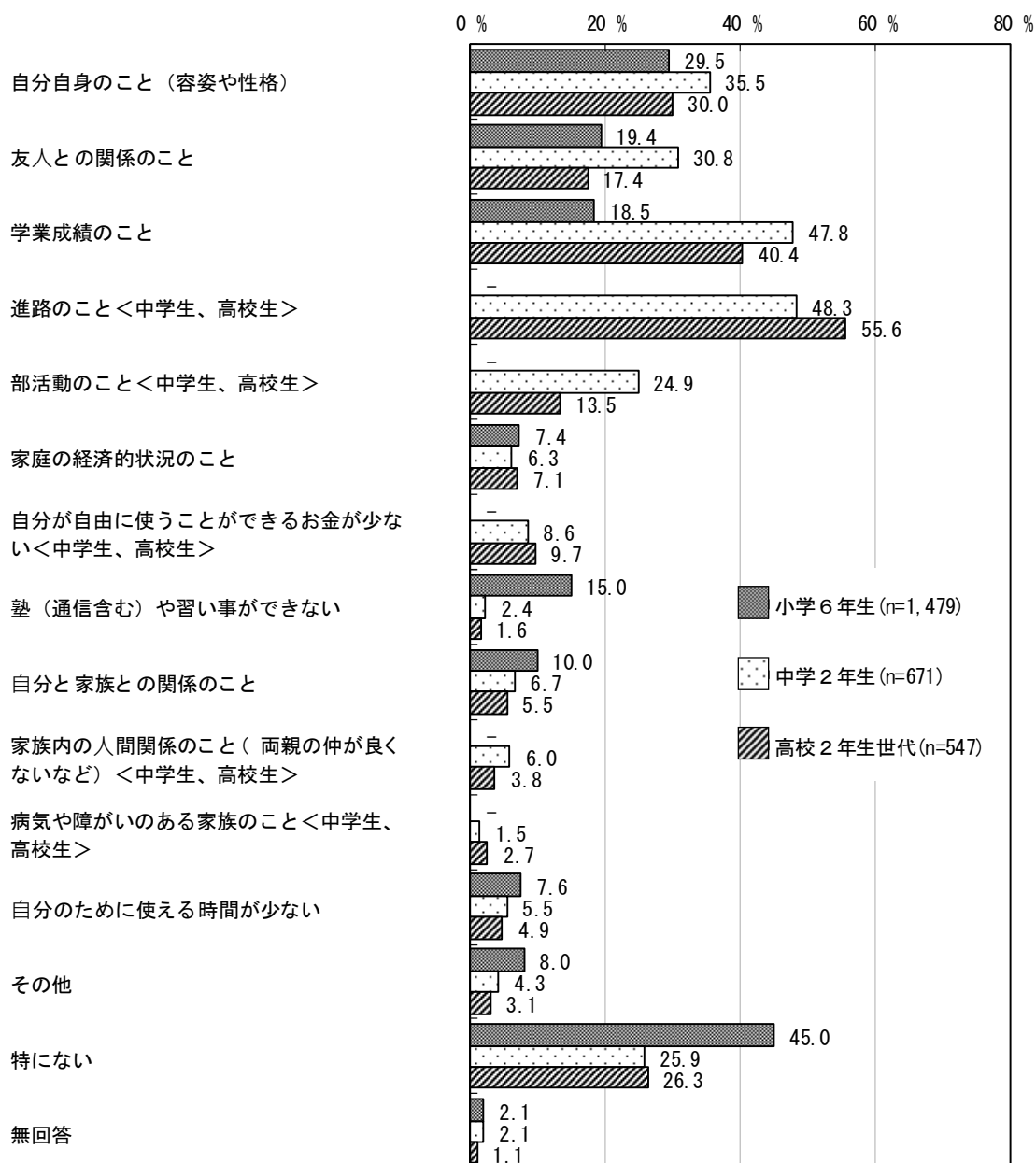
■ 1日のインターネット（パソコン、スマートフォン等）の使用時間（全体）《12～18歳の区民》



◆悩み・困りごとについて（12～18歳の区民）

○小学6年生は、「特にない」が4割半ば、中学2年生は、「進路のこと」「学業成績のこと」がともに5割弱、高校2年生世代は、「進路のこと」が5割半ばと最も高くなっています。

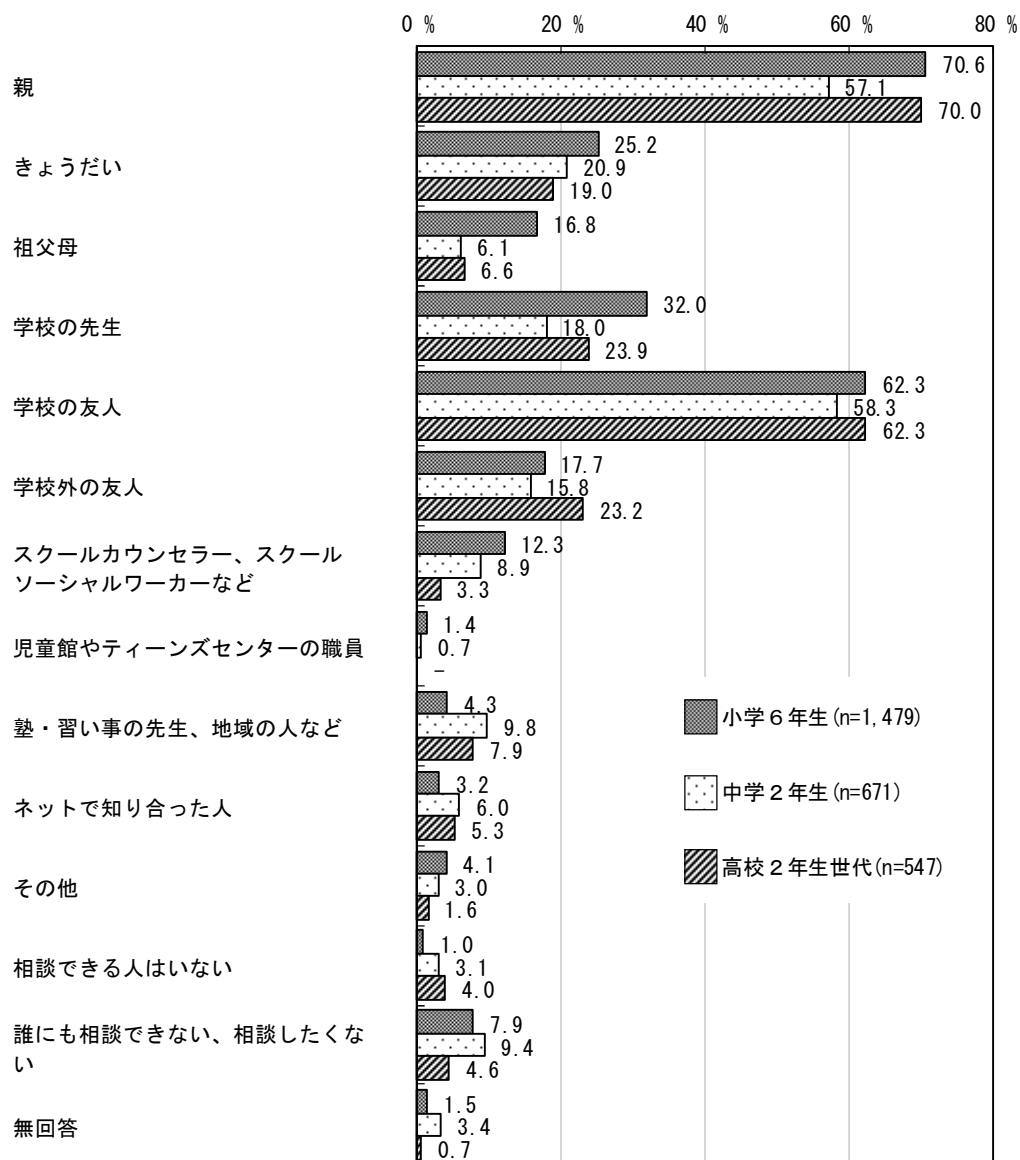
■ 悩み・困りごとについて（全体：複数回答）



◆困りごとや悩みを相談できる人（12～18歳の区民）

○小学6年生、高校2年生世代は、「親」が7割と最も高い。中学2年生は、「学校の友人」
「親」がともに6割弱と最も高い。全ての調査種別において、「誰にも相談できない、相談
したくない」は1割未満であるが一定数います。

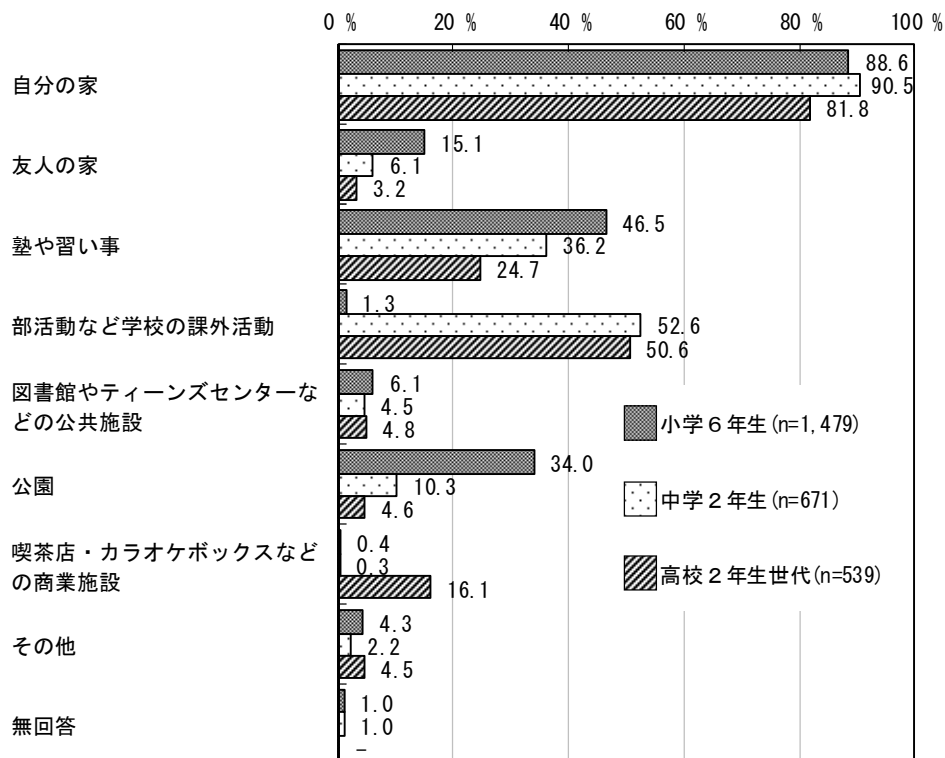
■ 困りごとや悩みを相談できる人（全体：複数回答）



◆放課後に友人と過ごすことが多い場所（12～18歳の区民）

○全ての調査種別において「自分の家」が最も高く、8割強から9割となっています。

■ 放課後に友人と過ごすことが多い場所（全体：複数回答）

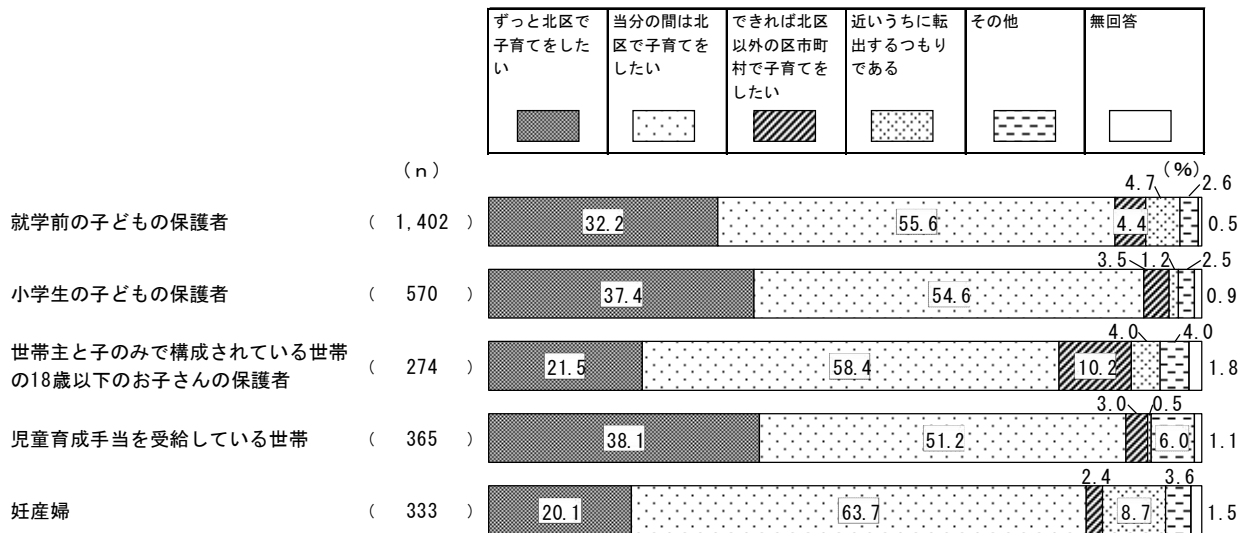


⑩ 子育て全般

◆ 今後も北区で子育てをしたいと思うか（就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯、妊産婦）

○ いずれの調査種別でも“子育てをしたい”（「ずっと北区で子育てをしたい」＋「当分の間は北区で子育てをしたい」）が概ね8割を超えています。

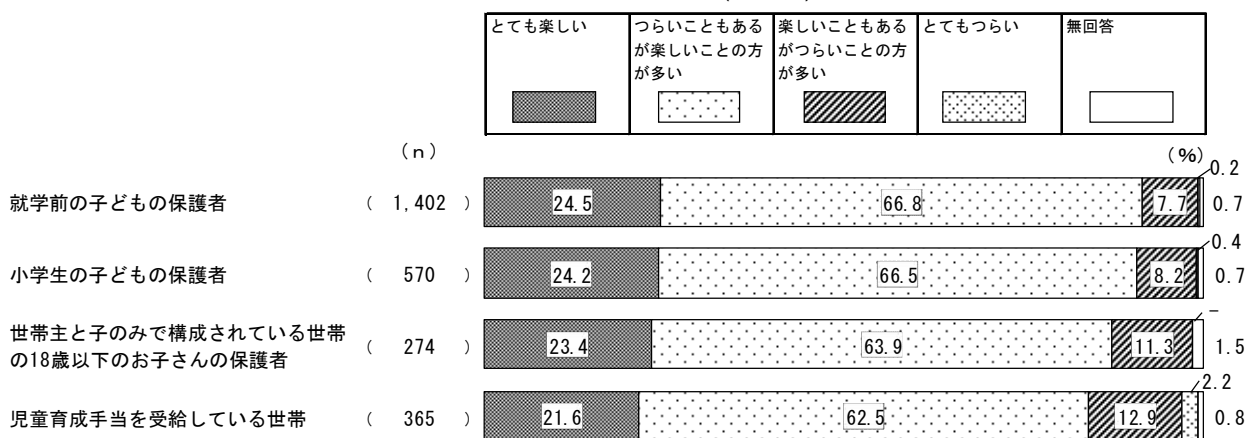
■ 今後も北区で子育てをしたいと思うか（全体）



◆ 子育てが楽しいか（就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯）

○ いずれの調査種別でも“楽しい”（「とても楽しい」＋「つらいこともあるが楽しいことの方が多い」）が8割を超えています。

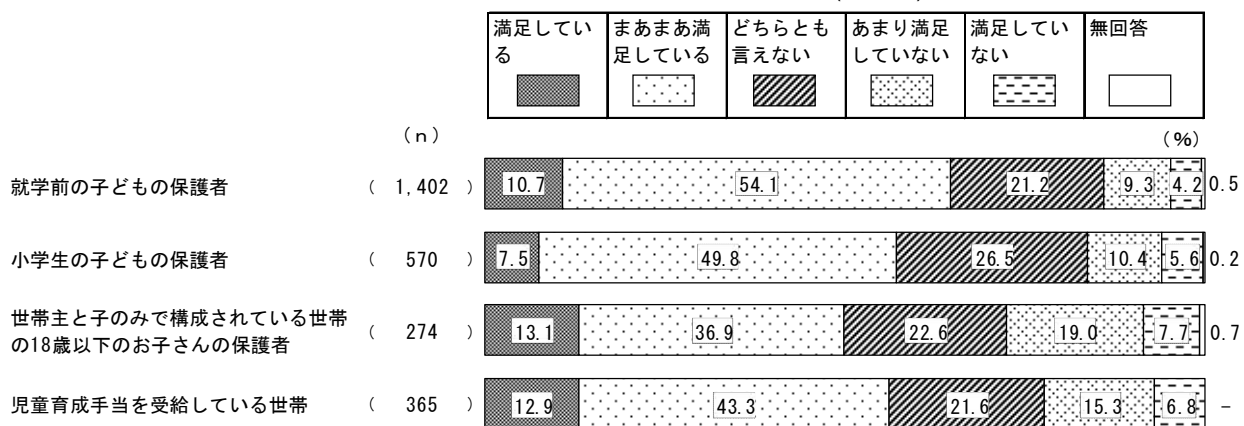
■ 子育てが楽しいか（全体）



◆北区の子育て環境や支援への満足度（就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯）

○いずれも調査種別でも“満足している”（「とても満足している」+「まあまあ満足している」）が5割を超えています。

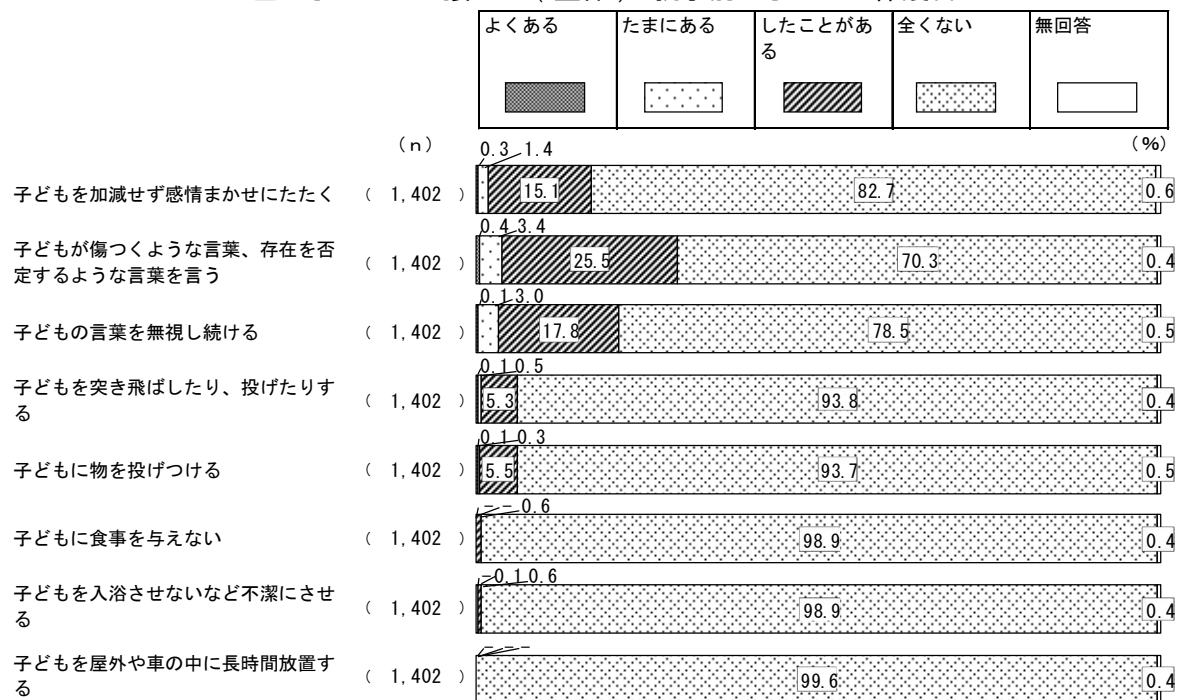
■ 北区の子育て環境や支援への満足度（全体）



◆子どもへの接し方（就学前の子どもの保護者、小学生の子どもの保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯）

○就学前の子どもの保護者では、全ての項目で「全くない」が最も高くなっています。「したことがある」は、『子どもが傷つくような言葉、存在を否定するような言葉を使う』が25.5%と他と比較して高くなっています。

■ 子どもへの接し方（全体）《就学前の子どもの保護者》

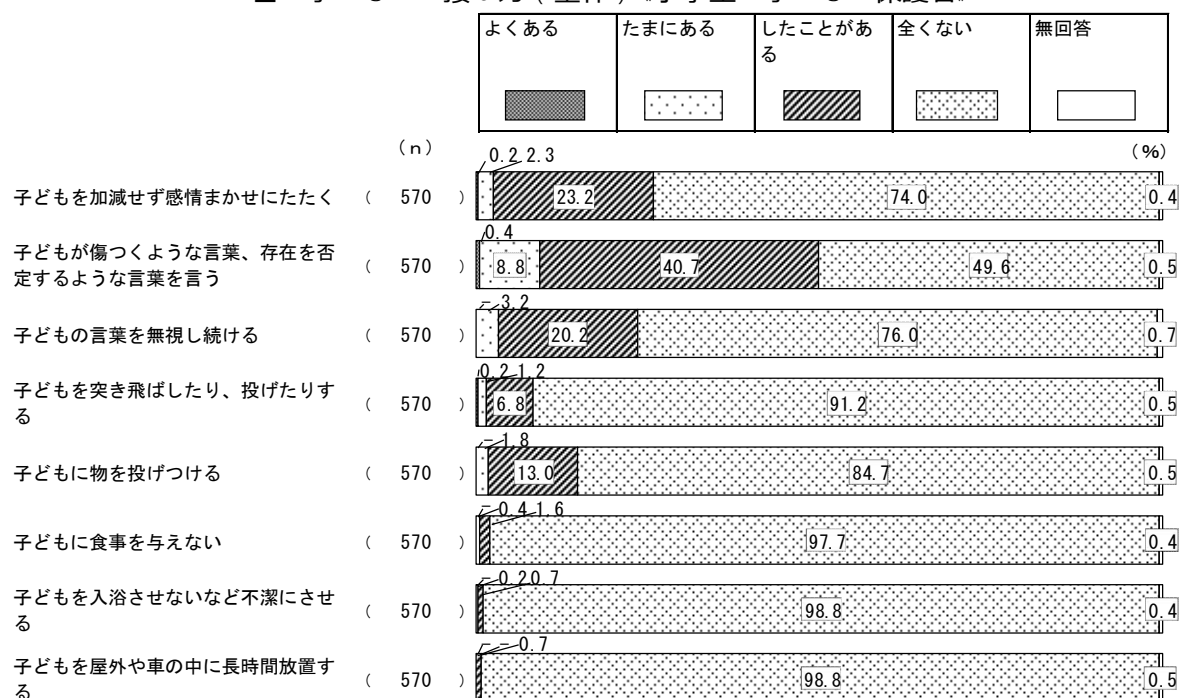


○小学生の子どもへの保護者では、全ての項目で「全くない」が最も高くなっています。「したことがある」は、『子どもが傷つくような言葉、存在を否定するような言葉を言う』が40.7%と他と比較して高くなっています。

○子どもが傷つくような言葉、存在を否定するような言葉を言うをみると、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者は、“ある”（よくある+たまにある）が8.8%、「したことがある」が32.1%となっています。

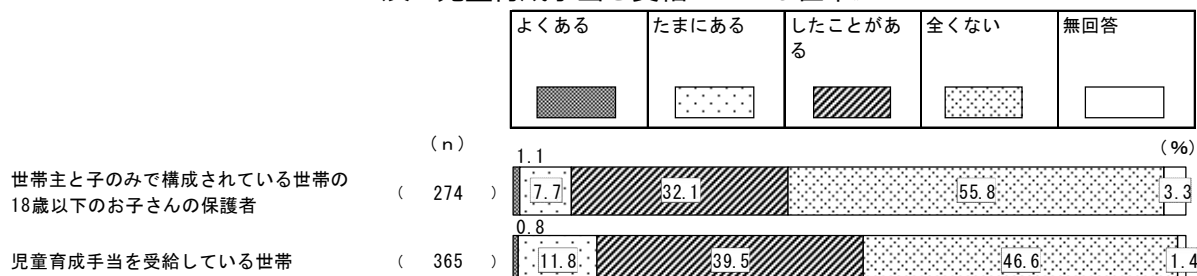
○子どもが傷つくような言葉、存在を否定するような言葉を言うをみると、児童育成手当を受給している世帯は、“ある”（よくある+たまにある）が12.6%、「したことがある」が39.5%となっています。

■ 子どもへの接し方(全体)《小学生の子どもへの保護者》



■ 子どもが傷つくような言葉、存在を否定するような言葉を言う(全体)

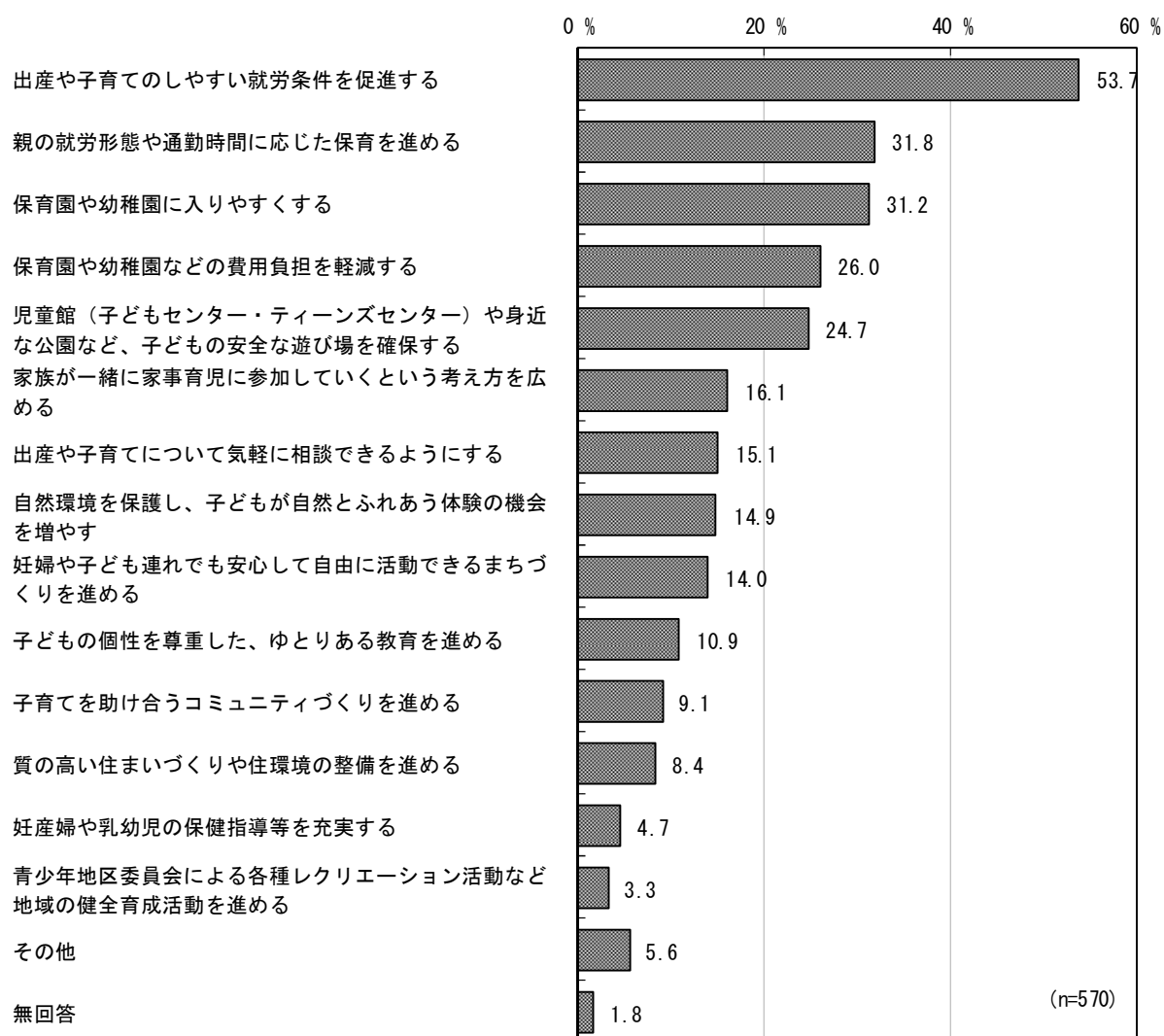
《世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者及び児童育成手当を受給している世帯》



◆子どもを健やかに産み育てるために必要と思われること（小学生の子どもの保護者、
25～39歳の区民、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの
保護者及び児童育成手当を受給している世帯、妊産婦）

○小学生の子どもの保護者では、「出産や子育てのしやすい就労条件を促進する」が53.7%と最も高く、次いで「親の就労形態や通勤時間に応じた保育を進める」が31.8%、「保育園や幼稚園に入りやすくする」が31.2%と続いています。

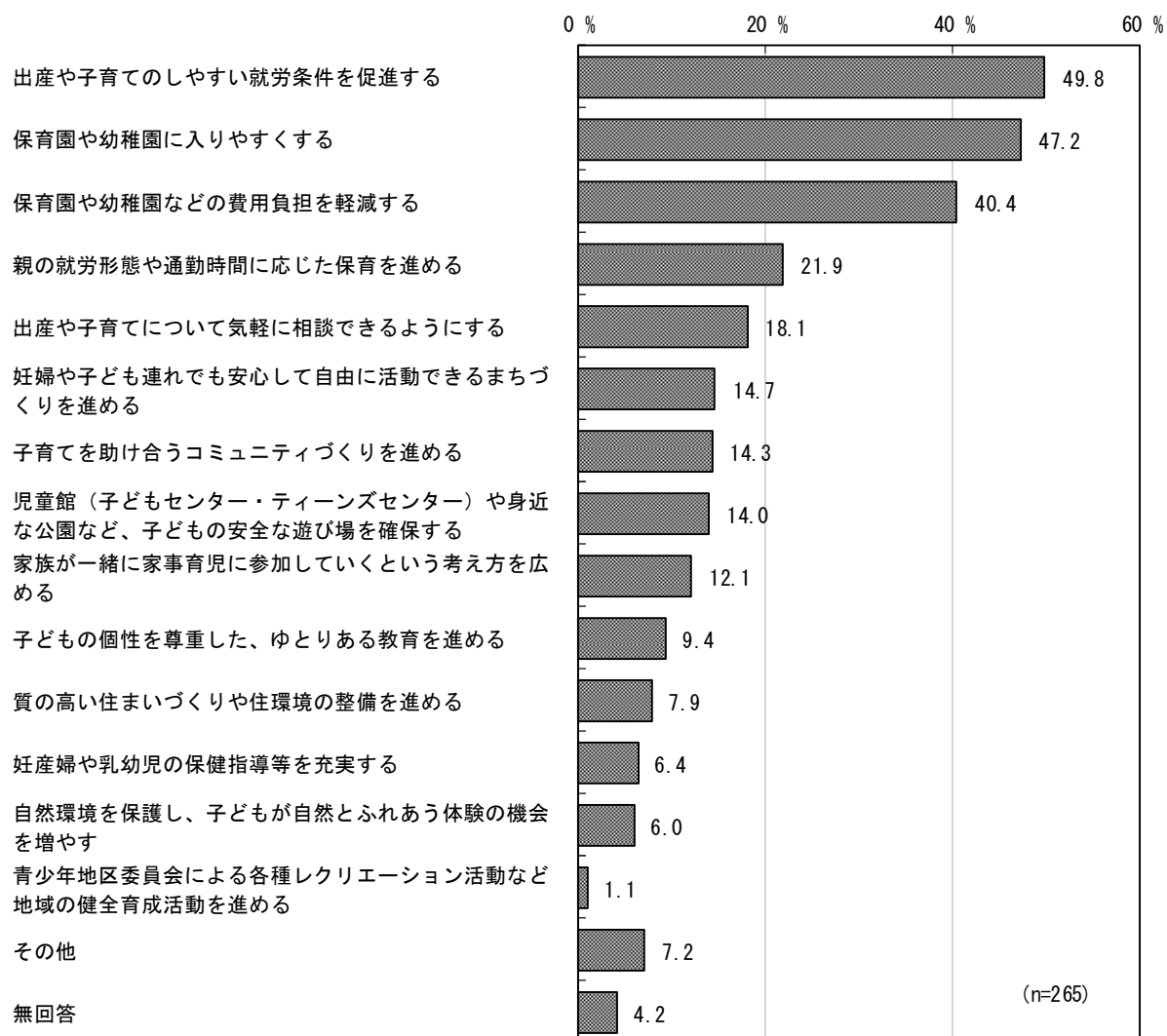
■ 子どもを健やかに産み育てるために必要と思われること（全体：複数回答）
《小学生の子どもの保護者》



○25～39 歳の区民では、「出産や子育てのしやすい就労条件を促進する」が 49.8%と最も高く、次いで「保育園や幼稚園に入りやすくする」が 47.2%、「保育園や幼稚園などの費用負担を軽減する」が 40.4%と続いています。

■ 子どもを健やかに産み育てるために必要と思われること（全体：複数回答）

《25～39 歳の区民》



○世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者では、「出産や子育てのしやすい就労条件を促進する」が44.2%と最も高く、次いで「保育園や幼稚園に入りやすくする」が34.7%、「保育園や幼稚園などの費用負担を軽減する」が34.3%と続いている。

○児童育成手当を受給している世帯では、「出産や子育てのしやすい就労条件を促進する」が49.3%と最も高く、次いで「親の就労形態や通勤時間に応じた保育を進める」が32.6%、「保育園や幼稚園などの費用負担を軽減する」が23.8%と続いている。

■ 子どもを健やかに産み育てるために必要と思われること（全体：複数回答）

《世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者

及び児童育成手当を受給している世帯》

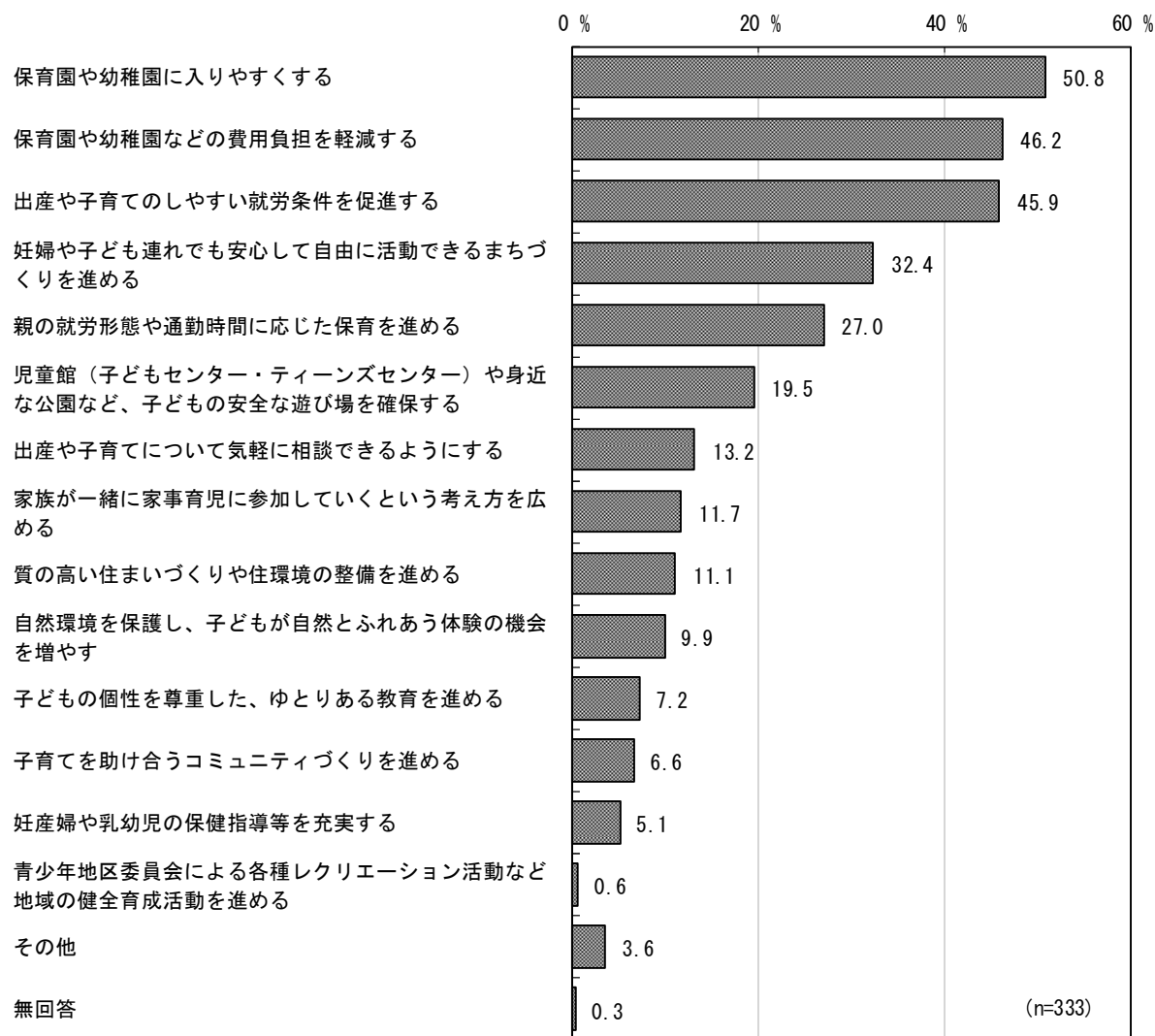
	n	出産や子育てのしやすい就労条件を促進する	出産や子育てについて気軽に相談できるようにする	妊産婦や乳幼児の保健指導等を充実する	親の就労形態や通勤時間に応じた保育を進める	保育園や幼稚園などの費用負担を軽減する	保育園や幼稚園に入りやすくする	子ども各人の個性を尊重した、ゆとりある教育を進める	児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）や身近な公園など、子どもの安全な遊び場を確保する
世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者	274 100.0	121 44.2	42 15.3	21 7.7	91 33.2	94 34.3	95 34.7	36 13.1	44 16.1
児童育成手当を受給している世帯	365 100.0	180 49.3	61 16.7	27 7.4	119 32.6	87 23.8	79 21.6	71 19.5	53 14.5

	青少年地区委員会による各種レクリエーション活動など地域の健全育成活動を進める	子育てを助け合うコミュニティづくりを進める	自然環境を保護し、子どもが自然とふれあう体験の機会を増やす	妊婦や子ども連れでも安心して自由に活動できるまちづくりを進める	質の高い住まいづくりや住環境の整備を進める	家族が一緒に家事育児に参加していくという考え方を広める	子どもの虐待を未然に防ぐ対策や虐待をする保護者への対応を充実する	その他	無回答
世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者	5 1.8	20 7.3	38 13.9	30 10.9	33 12.0	27 9.9	21 7.7	9 3.3	7 2.6
児童育成手当を受給している世帯	8 2.2	36 9.9	42 11.5	44 12.1	54 14.8	37 10.1	30 8.2	11 3.0	10 2.7

○妊産婦では、「保育園や幼稚園に入りやすくする」が50.8%と最も高く、次いで「保育園や幼稚園などの費用負担を軽減する」が46.2%、「出産や子育てのしやすい就労条件を促進する」が45.9%と続いている。

■ 子どもを健やかに産み育てるために必要と思われること（全体：複数回答）

《妊産婦》



6 子ども・子育てを取り巻く課題

(1) 未来を担う人づくり

① 就学前教育の充実

- 就学前児童の保護者を対象にしたニーズ調査の結果では、子育てに関して悩んでいること・気になることとして、「子どもの教育」が最も高くなっています。また、定期的な教育・保育事業を利用している理由として、半数近くが「子どもの教育や発達のため」と回答しています。
- 生涯にわたる人格形成の基礎を培うため、幼稚園や保育園の利用の有無にかかわらず、就学前のすべての子どもが十分な就学前教育・保育を受け、健全で心豊かに成長できる環境づくりが必要です。そのために、就学前教育・保育に携わる関係者が専門的な知識を備え、家庭や地域、保健・福祉等の専門職と連携・協働を図りながら、質の高い就学前教育・保育を提供することが必要です。
- 就学前教育・保育の更なる充実に向けて、既存区立幼稚園の区立認定こども園に移行し、質の高い幼児教育と多様化するニーズに応える保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の拠点としての機能を担っていく必要があります。

② 教育の場における子育ての支援と体験機会の提供

- 学校教育の使命は未来を担う人づくりであり、そのためにも子どもたちの確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育むことが重要です。地域における教育力が低下し、学校を取り巻く問題が複雑化・困難化する中で、学校教育の目的を達成するため、区立の幼稚園、こども園、小学校、中学校による学校ファミリーを基盤とした小中一貫教育をさらに充実させるとともに、家庭や地域社会との連携・協働体制を深めていく必要があります。
- グローバル化の進展や情報通信技術の進歩など、激しい時代の変化にも対応しながらたくましく生き抜く力を持ち、生涯にわたり主体的に学び続ける児童・生徒を育成することが期待されます。GIGA スクール構想に基づく ICT 教育を推進し、児童・生徒一人一人の状況にあわせ、最適化された教育環境を実現できる効果的な質の高い授業を展開していくことが求められています。また、グローバル社会でたくましく生きていくことができるよう、国際交流を進めるとともに、持続可能な社会の創り手の育成を見据えた教育活動の充実が必要です。

③ 子どもの権利を保障するための取組

- 子ども自身が「かけがえのない存在」「価値のある存在」と自覚して健全に成長するためには、自己肯定感を高めることが重要です。

- 小学6年生、中学2年生、高校2年生世代の区民を対象にしたニーズ調査の結果では、自分は価値のある人間だと思うをみると、“あてはまらない（どちらかといえば、あてはまらない+あてはまらない）”が3割弱から4割となっています。また、自分には良いところがあるをみると、“あてはまらない（どちらかといえば、あてはまらない+あてはまらない）”が2割弱から3割強となっています。
- まわりの大人が子どもの権利を尊重し、子どもの最善の利益を守っていくための取組が求められます。

④ 心とからだの悩みへの支援

- 小学6年生、中学2年生、高校2年生世代の区民を対象にしたニーズ調査の結果では、悩み・困りごととして、「進路のこと」「学業成績のこと」「友人との関係のこと」「自分自身のこと（容姿や性格）」が多くなっています。その一方で「誰にも相談できない、相談したくない」と回答する児童・生徒がおり、悩みを誰にも相談できない実態があることが明らかとなっています。健全な心とからだの成長に向けて、安心して相談できる体制の充実が求められています。また、「東京都北区いじめ防止条例」に基づき、いじめの防止等のための対策を行う必要があります。
- 小学生の保護者を対象にしたニーズ調査の結果では、新型コロナウイルス感染症による子どもへの影響をみると、“そう思う”（そう思う+ややそう思う）は、『子どもがパソコンやスマホ、ゲームを見る時間が増えた』が7割強で最も高く、インターネット利用に関するトラブルの防止やインターネット依存、ゲーム依存に陥らないための使用方法などについて、より一層意識啓発を行う必要があります。

⑤ 子どもの居場所や相談できる場づくり

- 小学6年生、中学2年生、高校2年生世代の区民を対象にしたニーズ調査の結果では、平日の放課後や休日を過ごすことができる場所（わくわく☆ひろば、ティーンズセンター等）を「利用したことがある」は、小学6年生は5割強ですが、中学2年生は2割弱、高校2年生世代は1割強と低くなっています。その一方で、「利用したことがない（あれば利用したいと思う）」が中学2年生、高校2年生世代ともに2割弱となっており、利用希望があることが伺えます。また、何でも相談できる場所の利用意向「利用したことがない（あれば利用したいと思う）」は1割半ばから2割弱となっています。
- 児童・生徒が安全・安心に過ごすことができる放課後の居場所として、また自己実現の場や社会体験の場となるよう、地域と連携しながら運営していく必要があります。

(2) 家庭の育てる力を支援

① 多様な保育サービス等の提供と質の確保

- 就学前児童の保護者を対象にしたニーズ調査の結果では、フルタイムで働く母親が4割半ばとなっており、平成30年度に実施した調査結果より11.8ポイントも増加しています。定期的に利用している教育・保育サービスは「認可保育園」が最も高く7割弱、また定期的な教育・保育事業を利用している理由は「子育て（家庭での教育を含む）をしている方が現在就労している」が8割半ばとなっており、保育サービスの高いニーズが見られます。また、小学生の保護者を対象にしたニーズ調査の結果でも、フルタイムで働く母親が4割強と前回より9.9ポイント増加しています。このように保護者の就労形態が多様化する中で、預かり保育や学童クラブ、放課後子ども教室など、保護者の働きやすい保育サービスのさらなる充実が求められます。
- 保育サービスを充実する一方で、保育サービスの質の向上や、保育士の人材確保・育成・定着も求められており、安心して子どもを預けられる環境づくりを進める必要があります。

② 子育てに関する相談・情報の充実

- ニーズ調査の子育て関連の情報入手方法は、就学前の児童の保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者、児童育成手当を受給している世帯、妊産婦では「インターネット」が最も高く、小学生の保護者は2番目に高くなっているなど、インターネットによる情報入手が一般的な手段となっています。
- 北区ではスマートフォンアプリ「きたハピモバイル」や「子育て支援情報配信メール」などの媒体を用いた情報発信を進めてきましたが、就学前児童の保護者では『子育て支援情報配信メール』の認知度が3割程度にとどまっているなど、情報が十分に伝わっていないことが明らかとなりました。今後は「伝える」ではなく「伝わる」ことに着目したインターネットやスマートフォンによる情報提供・発信を進め、アプリやメールの認知度を向上させていくとともに、様々な媒体を用いた情報発信を充実させる必要があります。
- 様々な家庭環境、複合的な課題を抱える家庭や子どもへの支援を強化するため、子ども・教育に関わる総合的な相談拠点の一体的な整備に向けた検討を推進する必要があります。
- ニーズ調査の安心して子育てをするために地域で必要な取り組みをみると、就学前の子ども保護者は他の調査と比べて「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす(53.6%)」「子どもと親と一緒にできる活動を増やす(52.8%)」など、当事者同士が集まって話し合うことのできる場の整備を求めています。この背景には、身体的な負担だけでなく、子育ての孤立など精神的な問題があると推測されます。
- 一方で、地域子育て支援拠点事業の利用について、「利用していない」が8割弱と高くなっており、相談や交流できる場の情報が十分に伝わっていない可能性が明らかとなったため、情報発信の手法も検討することが求められます。

③ 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援

- ニーズ調査の子どもを健やかに産み育てるために必要と思われることをみると、小学生の

保護者は「出産や子育てのしやすい就労条件を促進する」が5割半ばと最も高く、次いで「親の就労形態や通勤時間に応じた保育を進める」「保育園や幼稚園に入りやすくする」が続いています。25～39歳の区民は「出産や子育てのしやすい就労条件を促進する」が約5割と最も高く、次いで「保育園や幼稚園に入りやすくする」「保育園や幼稚園などの費用負担を軽減する」が続いています。世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者は、「出産や子育てのしやすい就労条件を促進する」が4割半ばと最も高く、次いで「保育園や幼稚園に入りやすくする」「保育園や幼稚園などの費用負担を軽減する」が続いています。児童育成手当を受給している世帯は、「出産や子育てのしやすい就労条件を促進する」が5割弱と最も高く、次いで「親の就労形態や通勤時間に応じた保育を進める」「保育園や幼稚園などの費用負担を軽減する」が続いています。妊産婦は「保育園や幼稚園に入りやすくする」が約5割と最も高く、次いで「保育園や幼稚園などの費用負担を軽減する」「出産や子育てのしやすい就労条件を促進する」が続いています。

- 上記のとおり、妊産婦を除いては、「出産や子育てのしやすい就労条件を促進する」が最も高くなっていますが、2番目に高いもの、3番目に高いものは調査種別によって異なります。ライフステージごとに希望する支援内容に差異があることから、それぞれの状況に応じた支援を充実することが求められます。
- 妊産婦を対象にしたニーズ調査の結果では、妊娠や出産の困りごととして「出産費用の負担が大きいことが」が6割弱で最も高くなっています。また、出産や育児の不安感・負担感は、「育児に関して何となく不安を感じる（感じた）」が約5割と最も高く、次いで「出産に関して何となく不安や負担を感じる（感じた）」が4割弱となっています。
- 北区では、妊娠期から子育て期にわたって切れ目のない支援を行うために、妊産婦健康診査、妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業、産前産後のセルフケア講座や産後デイケア事業、産後ショートステイ事業など、妊産婦の状態に合わせた支援を実施しています。今後も妊娠・出産・子育ての各期において、安心して出産・育児に臨めるように、伴走型による母子保健サービスや子育て支援サービスを継続的かつ包括的に実施するとともに、子どもセンター（児童館）や保育園等の身近な場所で気軽に相談できる体制を整える必要があります。
- 子どもの成長の節目で生じる様々な課題に対して円滑に対応できるよう、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センター等を中心としたワンストップの家庭支援体制の構築（総合的な相談拠点）を進める必要があります。

④ 保護者の経済的負担の軽減

- ニーズ調査の子育てに関して悩んでいること・気になることとして、「子育て・教育費の経済的負担」が就学前児童の保護者、小学生の保護者、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者、児童育成手当を受給している世帯で高くなっています。また、子どもを健やかに産み育てるために必要と思われることとして、「保育園や幼稚園などの費用負担を軽減する」が小学生の保護者、25～39歳の区民、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者、児童育成手当を受給している世帯、妊

産婦で高くなっています。妊産婦の妊娠や出産の困りごとをみると、「出産費用の負担が大きいこと」が最も高くなっています。

- 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、経済的な負担をやわらげるための支援が求められています。

(3) 子育て家庭を支援する地域づくり

① 地域における子育て家庭への支援の充実

- ニーズ調査の子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無をみると、「いない」が就学前児童の保護者は 12.3%、小学生の保護者は 16.0%、世帯主と子のみで構成されている世帯の 18 歳以下のお子さんの保護者は 18.2%、児童育成手当を受給している世帯は 19.0% となっています。
- 子育ての仲間をみると、「いない」が就学前児童の保護者は 17.4%、小学生の保護者は 13.9%、世帯主と子のみで構成されている世帯の 18 歳以下のお子さんの保護者は 38.0%、児童育成手当を受給している世帯は 28.8% となっています。保育園や幼稚園を利用していない、在宅で子育てをしている保護者などが孤立しないように、子育て世代が気軽に集まれる拠点や事業を充実させることが必要です。

② 地域における子育て支援活動の充実と担い手の育成

- ニーズ調査の子育てにあたっての地域の支えの必要性は、就学前児童の保護者が“必要としている（とても必要としている+やや必要としている）”が 6 割半ばとなっています。また、安心して子育てをするために地域で必要な取り組みは、「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」「子どもと親と一緒にできる活動を増やす」が 5 割を超えており、地域による子育て支援を希望していることがうかがえます。
- 都市化やライフスタイルの多様化により、町会・自治会といった地域コミュニティ活動や、保育園・幼稚園、学校の活動に参画する機会が減少しています。また、少子化や核家族化、共働き家庭の増加などの家庭環境の変化により、地域のつながりが希薄化するとともに、育児と介護のダブルケアや貧困といった課題も顕在化してきています。子育て世代が地域とつながることができるような活動・イベント等の支援や、地域の子育て支援活動団体の支援など、地域ぐるみで子育てを支援するとともに、子育て支援の担い手を確保・育成することが重要です。
- 子育て支援活動団体がネットワークで結ばれるとともに、関係各機関が情報提供を行うなど、より充実した子育て支援が可能となる環境づくりが必要です。

③ 子どもの安全対策

- ニーズ調査の安心して子育てをするために地域で必要な取組として、小学生の保護者では「学校や保護者、地域の人たちが協力し、子どもの安全や非行防止のための活動をする」が4割半ばで最も多く、また、子どもの安全を守るために重要だと思うことで、「通学路や子どもの遊び場（公園等）の安全対策（防犯灯や防犯カメラの整備による暗がりや死角の解消等）」が7割となっています。子どもや保護者が普段から地域とつながり、登下校時の見守りや安全点検など、地域ぐるみで子どもたちを見守る活動を充実させるとともに、安心して外出できる環境整備が求められています。

(4) 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

① 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援

- ニーズ調査の子どもを加減せず感情まかせにたたくことが“ある（よくある+たまにある）”は、就学前児童の保護者が1.7%、小学生の保護者が2.5%、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者が3.6%、児童育成手当を受給している世帯が4.1%となっています。
- 子どもが傷つくような言葉、存在を否定するような言葉を言うことが“ある（よくある+たまにある）”は、就学前児童の保護者が3.8%、小学生の保護者が9.2%、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者が8.8%、児童育成手当を受給している世帯が12.6%となっています。
- 子どもの言葉を無視し続けることが“ある（よくある+たまにある）”は、就学前児童の保護者が3.1%、小学生の保護者が3.2%、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者が5.1%、児童育成手当を受給している世帯が4.4%となっています。
- 全国的に児童相談所への児童虐待相談件数は増加しており、重篤な児童虐待事件も後を絶たず社会問題となっており、児童虐待防止対策の強化が喫緊の課題となっています。
- 北児童相談所及び子ども家庭支援センターにおける児童虐待受理件数も年々増加していることから、児童相談所及び一時保護所の整備と併せて、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センターを複合化し、子どもに関する総合的な相談拠点として施設を整備するとともに、保護者が孤立しないよう切れ目のない相談支援体制を構築し、児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応を図る必要があります。

② 障害等特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援

- 障害またはその疑いがあり、特別な配慮が必要とする子ども、また疾病等により医療的ケアを必要とする子どもについては、早期相談・早期療育が可能となるように、あらゆる機

会で支援につながるができるように、児童発達支援センターを中心に関係機関が連携していく必要があります。

- 特別支援教育において、北区では令和5年3月に「第四次北区特別支援教育推進計画」を策定し、障害種別に応じた特別支援学級の設置を進めるなどインクルーシブ教育システムの構築に向けた、特別支援教育の充実を進めています。今後も計画に基づく取組を行い、社会環境の変化などにも対応しながら推進していくことが必要です。
- 少子高齢化や核家族化の進展、担い手の減少に伴う共働き世帯の増加などにより、本来大人が担うとされる家事や家族の世話などを日常的に行い、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負う児童（ヤングケアラー）への支援が課題となっています。これらの児童には「育ちや教育」に影響があるとされており、児童の将来に向けた心身の健やかな育ちのためには、学校だけではなく関係機関等が連携し、適切な支援を行うことが求められています。
- ニーズ調査をみると、北区内において、家族の中にお世話をしている人がいると回答している割合は、小学6年生が6.4%、中学2年生が5.7%、高校2年生世代が2.7%となっています。お世話をしている人は、全学年で「きょうだい」が最も高く、お世話の内容は、全学年で「見守り」「食事（食事の準備や掃除、洗濯）」が高くなっています。

③ ひとり親家庭への支援

- ニーズ調査のひとり親世帯の困りごと・悩みをみると、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者、児童育成手当を受給している世帯ともに「子どものしつけ」「子どもの養育費（教育費など）」「生活費が不足した」が高くなっています。ひとり親家庭には、安心して子育てできるための支援や生活の場の整備、経済的自立のための就労支援、子どもの育成に十分な養育費の確保、自立を支援する経済的支援体制の整備などが重要です。親子が地域で安心して生活できる環境を整え、生活の安定と自立を促進することが必要です。
- ニーズ調査結果をみると、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者と児童育成手当を受給している世帯において、就労状況に大きな差は見られませんでした。しかしながら、就労や仕事のために希望する区からの支援をみると、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者は、「親が病気の時、一時的に子どもを預かってくれる」が最も高く、「仕事から帰宅するまでの間、子どもを預かってくれる」「病気の子どもの預かってもらえる（34.3%）」が続いています。一方、児童育成手当を受給している世帯は、「相談が一区間でできる」が最も高く、「長期（2年以上）に渡って資格・技能の訓練を受講するときに、生活費の支援をする」「親が病気の時、一時的に子どもを預かってくれる」と続いています。他の選択肢の回答割合も踏まえると、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者は“仕事を続けるための支援”、児童育成手当を受給している世帯は、“仕事に就くための支援”を希望していることが伺えます。ひとり親といってもその家庭環境はさまざまであることから、その家庭の状況に応じた必要な支援へと適切につなげていくことが求められます。

- ニーズ調査のひとり親を支援する区の事業の認知度をみると、「知らなかった」とする回答が多い事業が多々あることから、必要とする区民に届いてない可能性があります。必要とする人に情報が届くよう、情報発信の方法を改善する必要があります。

④ 生活困窮家庭への支援

- 内閣府による調査結果(令和3年子供の生活状況調査の分析報告書)によると、「母子世帯」においては過半数以上が貧困の問題を抱えているということが明らかとなっています。
- ニーズ調査のひとり親世帯の困りごと・悩みをみると、児童育成手当を受給している世帯は、世帯主と子のみで構成されている世帯の18歳以下のお子さんの保護者と比べて、「生活費が不足した」「子どもの養育費(教育費など)」がとも約20ポイント高くなっています。また、現在必要としていること、重要だと思う支援をみると、「子どもの就学にかかる費用の軽減」も同様の傾向となっていることから、児童育成手当を受給している世帯には、より経済的な支援が必要と考えられます。
- 家庭の事情に関わらず、必要な教育を受けることができる支援を進めるとともに、低所得世帯の子どもが将来低所得者になる可能性が高く、貧困から抜け出すことができないという貧困の連鎖を断ち切るため、経済的な負担を軽減する支援が求められています。

⑤ 多文化共生に向けた支援

- グローバル化が進む中、北区でも外国人住民は、令和4年から令和5年にかけて大きく増加し、平成25年以降で最多となっており、子ども、保護者ともに言語や生活習慣の違いから悩みや困難を抱える人がいます。
- 日本語を母語としない子どもに対し、日本語の習得や、学校生活に適應するための支援を行うとともに、その保護者が安心して子育てができるように、妊娠・出産・子育てに関する情報の多言語化を推進する必要があります。また、区民に対しても多文化共生に関する意識啓発・教育を推進する必要があります。

(5) 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

① ワーク・ライフ・バランスの理解促進

- 社会や経済情勢の変化に伴い、人々のライフスタイルや価値観の多様化が進んでいます。少子高齢化や女性の就労が進むなど、雇用環境も大きく変わっていく中で、男女の働き方や暮らし方の見直しが求められてきています。自分自身や家族との時間を大切にしつつ、仕事との両立を図るワーク・ライフ・バランスの重要性がますます求められています。
- ニーズ調査の子育てと仕事を両立するために希望する企業の取組は、調査種別により異なる結果となっていました。区民が個人のライフステージやニーズに応じた働き方を選択し、仕事と家庭生活、地域活動をバランスよく両立させることができるように、情報提供や意識啓発を引き続き進めていく必要があります。

② 働き方改革やワーク・ライフ・バランスに関する企業への働きかけ

- 就学前児童の保護者に対するニーズ調査の結果では、父親の育児休業の取得は19.0%で前回調査より13ポイント増加しています。また、厚生労働省「令和3年度雇用均等基本調査」の男性の育児休業取得率である14.0%を上回っています。その一方で、取得していない理由として「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が4割となっています。
- 25～39歳の区民ニーズ調査では、子育てと仕事を両立するために希望する企業の取組として「産前産後の休暇が十分にとれる制度」「子どもが満1歳になるまでの育児休業期間にある程度の給料保障がされる制度」「妊娠中の通勤・就労などに配慮した各種制度（時差出勤制度など）」が高くなっています。また、子どもを健やかに産み育てるために必要と思われることとして「出産や子育てのしやすい就労条件を促進する」が最も高くなっており、仕事と子育ての両立を図るための雇用環境や労働条件の整備が求められています。
- 北区で実施しているワーク・ライフ・バランスに向けた制度のさらなる周知を行いながら、企業へのワーク・ライフ・バランス、働き方改革への意識啓発を進め、仕事と家庭生活、地域活動等を調和させた豊かな暮らしを実現させることが求められます。

③性別による固定的な役割分担意識にかかわらず子育てを担う社会の推進

- ニーズ調査の子どもと関わる時間（平日）について就学前児童の保護者をみると、母親は「4時間以上」が6割半ばと最も高く、次いで「3時間くらい」が2割強、「2時間くらい」が1割弱となっています。その一方で父親は「2時間くらい」が2割強と最も高く、次いで「1時間くらい」「3時間くらい」がともに2割弱となっており、男女で費やす時間に大きな違いが見られることから、家事や育児を母親だけがこなす、いわゆる「ワンオペ育児」の家庭があることが推測されます。
- 令和4年4月から改正育児・介護休業法が順次施行され、「産後パパ育休」など男性の育児休業を促進する施策が始まりました。これにより男性の育児休業取得が進み、主体的に育児・家事に参加することが期待されます。性別による固定的な役割分担意識にかかわらず子育てを担う社会の推進に向けた各種講座等を充実させるとともに、子どもが固定的性別役割分担にとらわれないようなキャリア教育を進める必要があります。

第3章 計画の基本的考え方

2 / 3

1 基本理念

すべての子どもが**自分らしく輝き健やかに成長**できるよう
子どもの育ちを支援するまち

- 新北区基本構想では、「ともにつくる だれもが住みよい 彩り豊かな躍動するまち 北区」という将来像の実現に向け、3つの基本目標を掲げています。その中の基本目標2「世代を超えて互いに成長し 自分らしく輝き 健やかに暮らせるまち」では、子ども・子育て分野においては、子どもが自らの意見を自由に表明して、未来に夢や希望を抱きながら、心身ともにのびのびと成長することができるよう、すべての子どもの権利を尊重し、子どもの目線に立った支援体制をまち全体でつくり上げることが示されています。また、だれもが安心して充実した子育てができるよう、それぞれの家庭状況に寄り添った支援を推進する方針が提示されています。
- 本計画では、これらの方針を踏まえるとともに、子どもを主人公として位置づけ、「すべての子ども」が誰一人取り残されることなく成長できるよう「育ちを支援するまち」を目指します。

2 基本的な視点と基本方針

(1) 基本的な視点

すべての子どもの権利が保障され
「子どもの最善の利益」の実現を目指す

- 子育てをしている保護者への支援とともに、自ら育つ力を持っている子どもたちの力を引き出すための支援が必要です。これを進めるには、児童の権利に関する条約*にもある「生きる権利」「守られる権利」「育つ権利」「参加する権利」を4つの柱とした、子どもの権利を保障することが重要であり、この子どもの権利の保障が、「子どもの最善の利益」へとつながっていきます。
- 北区では、子どもの権利の保障を基本的な視点とし、すべての施策を展開していきます。

(2) 基本方針

“子どもの成長”への支援

- 子どもが自らの意見を自由に表明して、未来に夢や希望を抱きながら、心身ともにのびのびと成長ができるよう、子どもの目線に立った支援を行っていきます。

“すべて”の子育て家庭への支援

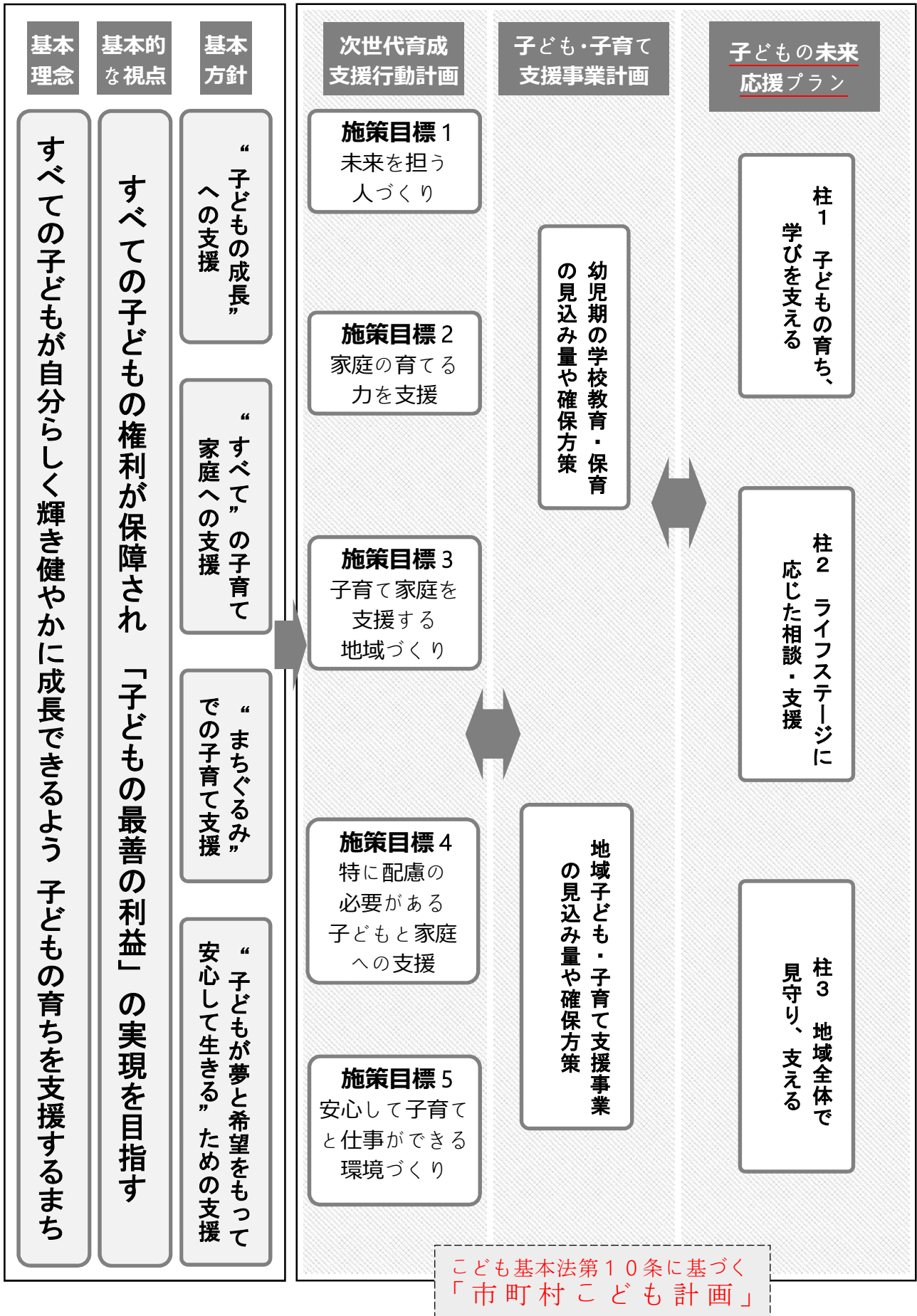
- 誰もが安心して充実した子育てができるよう、すべての子育て家庭に寄り添った支援を推進します。

“まちぐるみ”での子育て支援

- 家庭・地域・学校の連携・協働を推進することにより、まちぐるみ（地域全体）で、将来の担い手となる子どもたちの健やかな成長や学びを支える環境づくりを促進します。

“子どもが夢と希望をもって安心して生きる”ための支援

- 北区のすべての子どもが、生まれ育った環境に関わらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、それぞれの子育て家庭に隙間の無い支援を行っていきます。



第4章 次世代育成支援行動計画

1

次世代育成支援行動計画の考え方

- 次代を担う子どもの健全な育成や地域における子育てしやすい環境の整備等に向けて、「北区子ども・子育て支援計画 2020」及び北区の子ども・子育てに関する現状を踏まえ、施策目標と個別目標を設定し事業を展開していきます。
- 基本的には既存計画の体系を踏襲し、すべての子育て家庭に寄り添った支援を推進していきます。

2 施策目標

○本計画の基本理念である「すべての子どもが自分らしく輝き健やかに成長できるよう 子どもの育ちを支援するまち」の実現をめざすため、5つの施策目標を設定しました。

施策目標1 未来を担う人づくり

- 次世代を担う子どもたちが、未来を切り開いていく力を伸ばし、豊かな人間性と思いやりの心を持てるよう、様々な自己実現の場と体験機会を提供するとともに、就学前教育や学校教育の場における子育て支援を図ります。
- 子どもの権利を保障し、「子どもの最善の利益」を実現するため、その権利擁護について広く周知、啓発を行うとともに、子どもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実を図ります。
- 子どものこころとからだの健全な成長と社会的な自立のための支援、子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保を行います。

施策目標2 家庭の育てる力を支援

- 子どものより良い育ちを実現するために、子どもの成長や子育てに楽しみや喜びを感じられるような支援の充実を図ります。
- 安心して妊娠・出産・子育てができるよう、多様で質の高い保育サービスの提供や相談・情報提供の充実、経済的負担の軽減策など、妊娠期から出産・子育て期に渡る切れ目のない支援を行います。
- 出産・子育てに不安をもつ保護者に対し「親育ち」の取組みを推進します。

施策目標 3 子育て家庭を支援する地域づくり

- 地域の中で子どもが健やかに育つよう、子育てをまちぐるみで温かく見守る地域づくりを推進します。
- 保護者の不安や孤独感の解消に向けて、「孤育て」に陥りがちな保護者同士の仲間づくりの場や、保護者と子どもが一緒にゆっくり過ごすことができる場を提供するなど、地域における子育て家庭への支援を充実させます。
- 支援を必要とする人が様々な支援を受けながら自分らしく子育てができるように、それを支える団体やボランティアが共に子育て支援ができるネットワークを構築するとともに、地域活動への支援や人材の育成を推進します。
- 子どもを危険から守り、安心して子育てができる環境づくりを行うため、子どもの見守り等の安全を確保する活動、子育ての支援活動を促進します。

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

- 子どもたちを誰一人取り残すことがないように、困難を抱える子どもと家庭に対するきめ細やかで隙間のない支援の充実を図ります。
- 子どもへの虐待の未然防止、早期発見・早期対応への取組みを進めるとともに、様々な課題を抱える子どもや家庭への支援体制の強化を図るため、子ども・教育に関する総合的な相談・支援拠点の整備など体制の構築を進めていきます。
- また、障害等特別な支援の必要がある子どもと家庭、ひとり親家庭、生活困窮家庭への支援及び多文化共生に向けた支援を進めます。

施策目標 5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

- より良い親子関係を形成し、子どもの育ちを支援するため、保護者が安心して子育てと仕事ができ、希望した形で子育てに向き合うことができる環境づくりを推進します。
- ワーク・ライフ・バランスへの理解・促進に努めるとともに、ライフステージにあわせた自分らしい多様な生き方ができるよう、働き方改革や、仕事と子育てを両立するための環境づくりを一層推進します。
- 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず子育てを担う社会の実現に向けた取組を推進します。

3

次世代育成支援行動計画の体系

施策目標	個別目標
施策目標 1 未来を担う人づくり	(1) 就学前教育の充実
	(2) 教育の場における子育ての支援
	(3) 自己実現の場と体験機会の提供
	(4) 子どもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実
	(5) こころとからだの健全な成長への支援
	(6) 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保
施策目標 2 家庭の育てる力を支援	(1) 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実
	(2) 子育てに関する相談・情報提供の充実
	(3) 親育ちへの支援
	(4) 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援
	(5) 経済的負担の軽減
施策目標 3 子育て家庭を支援する 地域づくり	(1) 地域における子育て家庭への支援
	(2) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進
	(3) 地域における子育てネットワークの育成・支援
	(4) 地域における子育て支援の担い手の育成
	(5) 子どもの安全を確保する活動の推進
施策目標 4 特に配慮の必要がある 子どもと家庭への支援	(1) 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援
	(2) 障害等特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援
	(3) ひとり親家庭への支援
	(4) 生活困窮家庭への支援
	(5) 多文化共生に向けた支援
施策目標 5 安心して子育てと仕事	(1) ワーク・ライフ・バランスの理解促進
	(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備を両立できる社会の推進
	(3) 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず子育てを担う社会の推進

【ページの見方】

①	施策目標 1 未来を担う人づくり																	
②	(1) 就学前教育の充実																	
③	◆主な取組 ○小学校就学時の環境の変化による不安や不適応を解消するため、幼稚園・認定こども園・保育園と小学校との連携・交流事業を実施します。また、小学校での学習や生活への理解を深めて円滑な接続を図るために、就学前教育・保育の充実を図ります。 ○生涯に渡る人格形成の基礎を培う就学前教育・保育の充実と、未就学児童を有する家庭の子育て支援を図るため、既存の区立幼稚園を区立認定こども園に移行します。 ○質の高い就学前教育・保育の充実に向けて、教職員が専門的な知識や技術を習得する研修・研究活動への支援を推進します。																	
④	【主要事業】		⑦ [教育政策課]															
⑤	No. 1 きらさら0年生応援プロジェクト [ID1-1-1]	⑧	★未来応援プラン ID1															
⑨	小学校教育への円滑な接続を図るために、保幼小交流プログラム及び保幼小接続期カリキュラムの幼児教育施設での活用を推進するとともに、保育士・教員の資質・能力の向上を図る研修の実施や幼稚園・保育園・認定こども園の園児と小学生との交流事業を実施します。 また、小学校入学を控えた子どもを持つ保護者を対象に、「小学校生活への滑らかな接続をめざす入学当初の工夫」、「入学に向けて子育てで大切にしたいこと」、「お子さんの発達に気になる保護者の方へ」などの小学校入学前の準備や不安解消をテーマとした「小学校入学前子育てセミナー」を開催し、小学校生活への円滑な接続を図ります。																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状（令和5年度）</th> <th>目標（令和10年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑩ 幼稚園・保育園・認定こども園の園児と小学生との交流事業</td> <td>⑪</td> <td>⑫</td> </tr> <tr> <td>⑪ 担任研修会</td> <td>推進</td> <td>推進</td> </tr> <tr> <td>⑫ 小学校入学前子育てセミナーの開催</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑬ コーディネーターの派遣</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状（令和5年度）	目標（令和10年度）	⑩ 幼稚園・保育園・認定こども園の園児と小学生との交流事業	⑪	⑫	⑪ 担任研修会	推進	推進	⑫ 小学校入学前子育てセミナーの開催			⑬ コーディネーターの派遣				
主な指標	現状（令和5年度）	目標（令和10年度）																
⑩ 幼稚園・保育園・認定こども園の園児と小学生との交流事業	⑪	⑫																
⑪ 担任研修会	推進	推進																
⑫ 小学校入学前子育てセミナーの開催																		
⑬ コーディネーターの派遣																		
	[学校支援課]																	
	No. 2 区立認定こども園の設置・運営 [ID1-1-2]	⑥	◎事業計画 ID1-2 ★未来応援プラン IDs															
	区立認定こども園を設置・運営し、質の高い幼児教育と、多様化するニーズに応える保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の拠点としての機能を担っていきます。																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状（令和5年度）</th> <th>目標（令和10年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区立認定こども園の運営</td> <td>1 園運営</td> <td>2 園運営</td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状（令和5年度）	目標（令和10年度）	区立認定こども園の運営	1 園運営	2 園運営											
主な指標	現状（令和5年度）	目標（令和10年度）																
区立認定こども園の運営	1 園運営	2 園運営																
	[教育政策課・子ども未来課・保育課]																	
	No. 3 教職員等への各種研修の充実 [ID1-1-4]																	
	【幼稚園の教育活動の充実】 区立幼稚園の教員の研修や、研究活動を通して就学前教育の充実を図ります。また、私立幼稚園における教員の研修・研究活動に対し、補助金を交付します。 【保育園職員等各種研修】 保育の質の向上のため、保育園職員等（私立認可保育所等含む。）を対象とした各種研修を実施します。																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な指標</th> <th>現状（令和5年度）</th> <th>目標（令和10年度）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑭ 区立幼稚園教員を対象とした担任研修</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑮ 私立幼稚園教員の研修・研究活動への助成</td> <td>推進</td> <td>推進</td> </tr> <tr> <td>⑯ 保育園職員等を対象とした各種研修</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主な指標	現状（令和5年度）	目標（令和10年度）	⑭ 区立幼稚園教員を対象とした担任研修			⑮ 私立幼稚園教員の研修・研究活動への助成	推進	推進	⑯ 保育園職員等を対象とした各種研修							
主な指標	現状（令和5年度）	目標（令和10年度）																
⑭ 区立幼稚園教員を対象とした担任研修																		
⑮ 私立幼稚園教員の研修・研究活動への助成	推進	推進																
⑯ 保育園職員等を対象とした各種研修																		
⑬	【事業】																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>事業内容</th> <th>関連計画施策 ID</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>私立幼稚園協会への補助 [子ども未来課] [ID1-1-3]</td> <td>私立幼稚園協会の活動を補助することで、私立幼稚園相互の研修を充実させ、就学前教育の振興を図ります。</td> <td>⑰</td> </tr> </tbody> </table>	事業名	事業内容	関連計画施策 ID	私立幼稚園協会への補助 [子ども未来課] [ID1-1-3]	私立幼稚園協会の活動を補助することで、私立幼稚園相互の研修を充実させ、就学前教育の振興を図ります。	⑰											
事業名	事業内容	関連計画施策 ID																
私立幼稚園協会への補助 [子ども未来課] [ID1-1-3]	私立幼稚園協会の活動を補助することで、私立幼稚園相互の研修を充実させ、就学前教育の振興を図ります。	⑰																

- ① 施策目標名
- ② 個別目標名
- ③ この個別目標における「主な取組」の概要
- ④ 計画期間内に実施する事業のうち、主なものを「主要事業」として掲載
- ⑤ 主要事業の番号（通し番号）と事業名
- ⑥ 事業を管理する固有番号
- ⑦ 事業の担当課
- ⑧ 「子ども・子育て支援事業計画」における事業番号がある場合
⇒◎事業計画 ID○-○
「子どもの未来応援プラン」における事業番号がある場合
⇒★未来応援プラン ID○
- ⑨ 事業の概要
- ⑩ 本事業の成果を図る「主な指標」
- ⑪ 「主な指標」の令和5年4月1日時点の状況（実績数値は令和4年度実績）
- ⑫ 「主な指標」の令和11年3月31日時点における目標値
- ⑬ 計画期間内に実施する事業のうち、「主要事業」以外の事業を掲載
- ⑭ 事業名、担当課、事業を管理する固有番号
- ⑮ 事業の概要
- ⑯ 「子ども・子育て支援事業計画」における事業番号がある場合
⇒◎ID○-○
「子どもの未来応援プラン」における事業番号がある場合
⇒★ID○

施策目標 1 未来を担う人づくり

(1) 就学前教育の充実

◆主な取組

- 小学校就学時の環境の変化による不安や不適應を解消するため、幼稚園・認定こども園・保育園と小学校との連携・交流事業を実施します。また、小学校での学習や生活への理解を深めて円滑な接続を図るための取組を推進します。
- 質の高い幼児教育と多様化するニーズに応える保育を一体的に提供するとともに、未就学児童を有する家庭の子育て支援を図るため、既存の区立幼稚園を区立認定こども園に移行します。
- 質の高い教育・保育の充実に向けて、教職員に対する研修・研究活動の実施・支援を推進します。

【主要事業】

[教育政策課]

No.1 きらきら0年生応援プロジェクト

ID1-1-1

★未来応援プラン ID1

幼児期から小学校教育への架け橋期の円滑な接続を図るために、「保幼小交流プログラム」及び「保幼小接続期カリキュラム」の幼児教育施設での活用を推進します。あわせて、保育士・教員の資質・能力の向上を図る研修の実施や幼稚園・認定こども園・保育園の園児と小学生との交流事業を実施します。

また、小学校入学を控えた子どもをもつ保護者を対象に、小学校入学前の準備や不安解消をテーマとした「小学校入学前子育てセミナー」を開催し、小学校生活への円滑な接続を図ります。

主な指標	現状(令和5年度)	目標(令和10年度)
①幼稚園・保育園・認定こども園の園児と小学生との交流事業		
②担任研修会	推進	推進
③小学校入学前子育てセミナーの開催		
④コーディネーターの派遣		

[学校支援課]

No. 2 区立認定こども園の設置・運営 ID1-1-2

◎事業計画 ID1-2

★未来応援プラン ID3

区立認定こども園を設置・運営し、質の高い幼児教育と、多様化するニーズに応える保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援の拠点としての機能を担っていきます。

主な指標	現状（令和5年度）	目標（令和10年度）
区立認定こども園の運営	1園運営	2園運営

[教育政策課・子ども未来課・保育課]

No. 3 教職員等への各種研修の充実 ID1-1-4

【幼稚園の教育活動の充実】

区立幼稚園の教員の研修や、研究活動を通して就学前教育の充実を図ります。また、私立幼稚園における教員の研修・研究活動に対し、補助金を交付します。

【保育園職員等各種研修】

保育の質の向上のため、保育園職員等（私立認可保育所等含む。）を対象とした各種研修を実施します。

主な指標	現状（令和5年度）	目標（令和10年度）
①区立幼稚園教員を対象とした担任研修 ②私立幼稚園教員の研修・研究活動への助成 ③保育園職員等を対象とした各種研修	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
私立幼稚園協会への補助 [子ども未来課] ID1-1-3	私立幼稚園協会の活動を補助することで、私立幼稚園相互の研修を充実させ、就学前教育の振興を図ります。	
保育施設の指導検査 [子ども未来課] ID1-1-5	小学校就学前子どもの健全な発達に資することを目的に、区内にある特定教育・保育施設、地域型保育事業に対して、子ども・子育て支援法に基づく指導検査を実施しています。	

(2) 教育の場における子育ての支援

◆主な取組

- 児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むために、創意工夫を生かした多様な教育活動を展開していきます。
- 通学区域の重なる幼稚園、小学校、中学校がグループ（サブファミリー）で、連携・協力体制をとりながら交流事業や研究事業に取り組むことにより、サブファミリーを基盤とする育ちや学びの連続性を踏まえた事業を展開し、学校・家庭・地域の教育力の向上をめざします。
- ICT 教育の充実及びプログラミング教育を推進するとともに、ICT 活用研修により教員の ICT 活用能力の向上させることで、児童・生徒の情報活用能力の育成を図ります。
- 外国人留学生と生活を共にし、様々な活動を共に行う取組やホームステイによる相互交流等を通して、自国及び世界の伝統・文化への理解を深めるとともに、英語力や国際社会における基礎的・実践的コミュニケーション能力を育成します。
- SDGs の考え方や 17 の目標内容を意識した教育活動の充実を図ります。
- 教員の質の向上を図るとともに、働きやすい環境整備に取り組みます。

【主要事業】

[教育政策課]

No.1 サブファミリーによる特色ある教育の推進 ID1-2-5

区内 12 の中学校区内にある小・中学校、幼稚園・認定こども園のそれぞれを一つのサブファミリーとし、小学校と幼稚園・認定こども園、保育園との連携を深めたサブファミリーを基盤とする、一体的で育ちや学びの連携性を踏まえた事業を展開します。

主な指標	現状値（令和 5 年度）	目標値（令和 10 年度）
学校ファミリーの日の活動	推進	推進

No.2 ICT教育の充実及びプログラミング教育の推進**①ICT教育の推進** ID1-2-7

高度情報化社会を生き抜くためには、ICT教育の推進による情報活用能力の育成が重要であることから、ICT（情報通信技術）を活用し、視覚や聴覚に印象付ける分かりやすい授業を実践します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
ICT教育アドバイザー（情報化推進員）の派遣	全小・中学校で実施	全小・中学校で実施

②情報教育の推進 ID1-2-8

各小・中学校の情報教育担当教員を対象に連絡会を開催することで、情報教育の充実を図ります。

また、夏季休業期間中にICT活用研修を行い、教員のICT活用能力を高め、児童・生徒の情報活用能力の育成に努めます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①情報教育推進担当者連絡会の開催	全小・中学校で実施	全小・中学校で実施
②ICT活用研修		
③北区GIGAスクール構想推進委員会の開催		

③プログラミング教育の推進 ID1-2-9

情報や情報技術を受け身で捉えるのではなく、手段として活用していく力としてプログラミング教育を推進し、[知識及び技能][思考力、判断力、表現力][学びに向かう力、人間性等]を育成していきます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
プログラミング教材の貸出	全小・中学校で実施	全小・中学校で実施

No.3 国際理解教育の推進**①イングリッシュキャンプ事業** ID1-2-10

★未来応援プラン ID19

区立中学校2年生が豊かな自然環境の中で、外国人留学生と生活を共にし、様々な活動を行うことで、自国及び世界の伝統・文化への理解を深め、英語力や国際社会における基礎的・実践的コミュニケーション能力を育成します。

主な指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
イングリッシュキャンプ	推進	推進

[教育指導課]

②中学校生徒海外交流事業 ID1-2-11

アメリカ合衆国・ウォルナットクリーク市のセブンヒルズスクール生とのホームステイによる相互交流を通して、互いの国の生活、自然や文化、風俗や習慣に触れることにより、国際親善に貢献しようとする意欲や、国際理解を深める態度を育みます。

また、本場の英語に慣れ親しみながら、語学力、コミュニケーション能力、論理的な思考力など、グローバル社会でたくましく生きる力を育成します。

主な指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
ホームステイによる相互交流	推進	推進

[教育指導課]

③英語が使える北区人事業 ID1-2-12

★未来応援プラン ID17

小・中学校へ外国人の外国語指導助手(ALT)を配置し、児童・生徒の英語に触れる機会を積極的に増やすとともに、児童・生徒のコミュニケーション能力を高め、英語による交流ができる子どもを育成するなど、外国語教育・国際理解教育の推進を図ります。

主な指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
外国語指導助手(ALT)の配置	推進	推進

[教育指導課]

No.4 SDGsの達成に向けた教育の充実 ID1-2-15

SDGs 主要課題における基礎学力の保証や特別支援教育等、持続可能で質の高い教育の充実をはじめ、SDGs の考え方や17の目標内容を意識した教育の推進に向け、環境や人権、国際理解

教育、オリンピック・パラリンピック教育等を推進し、SDGs に関する教育活動の充実を図ります。

「持続可能な社会の創り手」の育成を見据えながら、日々の授業の中で自ら学び、共に学ぶなど、主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善を実施していきます。

主な指標	現状値（令和 5 年度）	目標値（令和 10 年度）
教科等（社会、理科、生活科、総合的な学習の時間）と関連付けた学習指導	実施	推進

[教育指導課]

No. 5 教員の質の向上と働き方改革への取組 ID1-2-18

教育に求められる「主体的・対話的で深い学び」等について自ら実践し、またはその技術・成果を他の教員に還元することができる教員や諸教育問題の解決に資する実践的な研究を行う研究者的な視点を持った教員の育成・確保について、教職大学院との連携・協力などを視野に入れながら、その方策について検討していきます。

また平成 31 年 3 月に策定した「北区立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、教員の勤務環境の改善と長時間勤務を解消するための取組を推進し、教員の心身の健康保持と日々の生活の質や教職人生を豊かにするとともに、学校教育の質的向上と子どもたちの健やかな成長をめざします。

主な指標	現状値（令和 5 年度）	目標値（令和 10 年度）
<教員の質の向上> ①小学校教員の教職大学院への派遣 <働き方改革> ②タイムレコーダーの導入 ③部活動指導員の配置	実施	推進

[教育指導課・生涯学習・学校地域連携課・中央図書館]

No. 6 北区ゆかりの偉人を学ぶ事業 ID1-2-20

北区ゆかりの偉人である渋沢栄一翁に関する副読本を区独自で作成・活用し、区行政の整備や社会事業に大きく寄与した功績等を学び、地域の誇りと愛着の心を育みます。

渋沢栄一翁のほか、芥川龍之介氏やドナルド・キーン氏など北区にゆかりのある偉人について、田端文士村記念館や令和 8 年度に開設予定の（仮称）芥川龍之介記念館と連携した取組を推進するとともに、ドナルド・キーン氏から寄贈があった書籍、絵画の中央図書館での展示、各種公開講座等を通じて学ぶ機会の充実を図ります。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
① 渋沢栄一翁の副読本の児童・生徒への配布 ② ドナルド・キーンコレクション(寄贈資料)コーナーの設置	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
学力フォローアップ教室 [教育指導課] ID1-2-1	小学校で習得すべき学力を小学校のうちに身に付けるため、つまずきを生じやすい小学校3・4年生を対象に放課後補習教室を実施します。また、小学校5・6年生にも同様に行うことで、中1ギャップの解消をめざします。	★ID11
学力パワーアップ事業 [教育指導課] ID1-2-2	基礎・基本の学力定着と向上を図るため、小・中学校に「学級経営支援員」を配置し、学級経営全般を支援するとともに、「学力パワーアップ講師」を配置し、児童・生徒一人ひとりに行き届くきめ細かな指導を実践します。	★ID10
中学校スクラム・サポート事業教育アドバイザーの活用 [教育指導課] ID1-2-3	全区立中学校の数学教員に対して専任の教育アドバイザーが巡回指導を行い、授業力の向上に努めま ず。数学・理科・外国語科について高い専門性を有する教育アドバイザーが、小・中学校を巡回し、教員の授業を観察し、その授業に関する指導・助言をすることにより、主体的・対話的で深い学びにつながる教員の授業力向上を図ります。	★ID12
小中一貫教育の推進施設 一体型小中一貫校による 教育内容の充実 [教育政策課・学校改築施設管理課・教育指導課] ID1-2-6	北区の教育が抱える諸課題の解決に資することを目指し設置する北区初の義務教育学校（施設一体型の小中一貫校）「都の北学園」の開校にあたり作成した「学校運営カリキュラム」を検証・再編成し、活用を図ることで、小中一貫教育のさらなる向上を図ります。	
スーパーサイエンススクール [生涯学習・学校地域連携課] ID1-2-13	小・中学生、高校生を対象に、科学やものづくりへの興味・関心を育てる場として、大学等と連携して専門的な講座を実施します。	★ID20
理科大好きプロジェクト	子どもたちの理科に対する興味と関心を高めると	

<p>[教育指導課] ID1-2-14</p>	<p>ともに、実験等を通じて理科の面白さや楽しさを実感できる機会を提供するため、包括協定締結大学であるお茶の水女子大学との連携により、小・中学校の理科授業における実験支援や実験教室等を実施します。</p> <p>また、区立小・中学校の全校に理科支援員を配置し、理科の観察や実験の充実を図ります。</p>	
<p>魅力ある学校図書館づくり事業 [教育指導課・中央図書館] ID1-2-16</p>	<p>意欲的な学習活動や読書活動につなげるため、本の知識が豊富な学校図書館指導員の配置、読み聞かせや学校図書館内の整備を支援するボランティアの協力、学校図書システムによる蔵書管理など、学校図書館にかかる環境整備の充実を図り、魅力ある学校図書館づくりを行います。</p>	
<p>検定料補助事業 [教育指導課] ID1-2-17</p>	<p>児童・生徒の学習意欲を向上させるとともに、義務教育終了時まで達成が求められる英語・数学・国語の基礎的な知識や技能の確実な定着を図るため、小・中学校に通う児童・生徒を対象に各種検定料を全額補助します。</p>	
<p>子どもの貧困問題の理解促進のための教職員研修の実施 [教育指導課・子ども未来課] ID1-2-19</p>	<p>日頃から子どもと接する教職員、保育士、幼稚園教諭、児童館・学童クラブのスタッフ等が、子どもの貧困問題についての理解を深め、子どものサインを見逃さず、適切な支援や対応につなぐスキルを高めるための研修を実施します。</p>	<p>★ID40、102</p>

(3) 自己実現の場と体験機会の提供

◆主な取組

- 子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むために、自然や文化芸術とのふれあいなど、様々な体験活動の機会を充実させます。
- 子どもたちの自立や社会に貢献する喜びの実感のため、地域活動やボランティア活動、区政に関わる活動を含めた幅広い社会参加の機会を、地域や学校等と連携して提供します。
- 子ども一人ひとりの社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てるキャリア教育を推進するとともに、起業を将来の職業選択肢の1つとして意識してもらうための取組等を充実させます。

【主要事業】

[教育指導課]

No.1 キャリア教育の推進 ID1-3-6

★未来応援プラン ID21

子ども一人ひとりの社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を支援し、それぞれにふさわしいキャリアを形成していくために必要な能力を身に付け、自分が自分として生きることを実現させていく児童・生徒を育てます。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
①キャリア教育 ②職場体験	推進	推進

[産業振興課]

No.2 起業家講演会 ID1-3-8

区内の学生を対象に、起業を将来の職業選択肢の1つとして意識してもらうため、起業家や経営者による講演会を実施します。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
起業家や経営者による講演会	—	50人

[産業振興課]

No.3 起業体験ワークショップ (隔年開催) ID1-3-9

起業家精神の醸成を図り、将来の起業家を育成するため、事業計画の検討から決算まで起業についてワークショップ形式で体験しながら学びます。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
起業体験ワークショップ	—	20人

[区長室]

No.4 【子どもの意見表明・社会参加の機会】

①中学生モニター・高校生モニター ID1-3-15

＜中学生モニター＞

モニター会議・施設見学を毎年度実施し、中学生の意見・要望・提案を聴き区政運営の参考にします。また、中学生の社会参加の契機づくりを行います。

＜高校生モニター＞

モニター会議を隔年で実施し、高校生の意見・要望・提案を聴き区政運営の参考にします。また、高校生の社会参加の契機づくりを行います。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
①中学生モニター会議	推進	推進
②高校生モニター会議		

[区長室]

②小学生との区政を話し合う会 ID1-3-16

小学生との区政を話し合う会を毎年度実施し、小学生の区政に対する意見・要望・提案を把握します。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
小学生との区政を話し合う会の開催	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策ID
子ども文化教室 [地域振興課] ID1-3-1	小学生から高校生を対象に、北区にゆかりのある芸術家等の協力を得ながら、伝統文化を体験・会得する教室を実施し、子どもの頃から本物の文化芸術に親しむ機会を充実させます。	
伝統工芸出張体験講座 [産業振興課] ID1-3-2	北区の未来を担う子どもたちに日本の伝統文化やものづくりの面白さを学んでもらうため、区内小学校や児童館で出張体験講座を行い、伝統工芸に関する	

	る知識や作品づくりの体験指導に取り組んでいます。	
児童ダンス☆演劇教室 [地域振興課] ID1-3-3	主に小学生を対象に、ダンス・発声・芝居等のトレーニングを通じて、円滑なコミュニケーションや運動能力、表現力などを伸ばすことをめざします。	
スクールコンサート [地域振興課] ID1-3-4	小中学生や就学前児童を対象に学校の体育館などで演奏会等を行い、鑑賞の機会を設け間近に触れることにより、文化芸術を楽しむ豊かな時間の体験やきっかけづくりを図ります。(希望園で実施)	
輝く☆未来の星コンサート [地域振興課] ID1-3-5	東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校の協力により、北区の子どもたちとのジョイントコンサートや同校生徒による室内楽コンサートを行うことにより、子どもたちの豊かな心を育てるとともに、将来、文化芸術をめざすきっかけづくりや親しむ機会の提供を図ります。	
北区中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業 [多様性社会推進課] ID1-3-7	中学生・高校生が、将来あらゆる分野の職業にチャレンジできるよう、職業選択の一つの機会として、様々な職業分野で活躍している方を講師派遣します。その仕事を選択した理由・向き合う姿勢等について講演してもらい、女子生徒の将来の職域拡大を図るとともに、男子生徒の意識啓発も行います。	★ID22、61
環境学習 [北区清掃事務所] ID1-3-10	環境にやさしい社会を創るには、ごみ減量とリサイクルの推進が重要です。幼少期にリサイクルやごみの分別の体験等を通じて学ぶ機会を提供するため、保育園・小学校等に清掃事務所職員が出向いて環境学習を実施します。	
こどもエコクラブ [環境課] ID1-3-11	子どもたちが主体となって、地域の中で楽しみながら長く続けられるような環境活動、環境学習を行う機会を提供し、支援します。	
環境大学事業 [環境課] ID1-3-12	幼児から各発達段階において講座を開発・開講します。講座には観察や実習を組み込むことで体感的理解を深め、将来的には講座受講者が若年層の環境教育に携わることができるようなカリキュラムを構成します。	
省エネ道場 [環境課] ID1-3-13	座学や工作などの体験を通して、楽しく遊びながら環境について学ぶことができる機会を提供します。	
子どもに対する 3R 啓発活動 [リサイクル清掃課]	区内の小中学生とその保護者向けに例年エコエコツアー（リサイクル施設などの見学会）を開催します。環境学習用啓発冊子「わたしたちができること」を作	

ID1-3-14	成し、区内小学校などの環境学習で活用していきます。	
自然体験活動の充実 [学校支援課] ID1-3-17	岩井移動教室や夏季施設などで自然体験活動を行い、自然や文化に親しみ情操を豊かにするとともに、集団生活を行うことにより、自立心・公德心・協調性などを育成します。	★ID18
夏休みわくわくミュージアム講座 [飛鳥山博物館] ID1-3-18	小中学生とその保護者を対象に、夏休み期間中にさまざまな体験講座を開催し、昔の知恵や工夫を知る機会とします。	

(4) 子どもの権利を守る仕組みの構築と体制の充実

◆主な取組

- 子どもが権利の主体としての自覚を持ち、その権利が保障されるよう、子どもの権利擁護に関する普及啓発活動を大人、子どもの双方に向けて発信します。
- 子どもの権利擁護委員を設置するとともに、子どもの権利保障の状況等に関して審議等を行う体制を整備します。

【主要事業】

[子ども未来課]

No.1 子どもの権利保障に係る普及啓発の実施 ID1-4-1

小中学生のほか、地域で子どもに関わる大人を対象とした出前講座を実施します。

また、乳幼児親子向け、小学校低学年・高学年、中高生、大人向けの対象別に表現を合わせた普及啓発用 Web ページの制作等による普及啓発を実施します。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
①子どもの権利保障に係る普及啓発の出前講座 ②普及啓発用 Web ページの制作・運用	—	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
子どもの権利擁護委員の設置 [子ども未来課] ID1-4-2	子どもの権利の侵害に関することについて相談に応じ、助言や支援を行う子どもの権利擁護委員を設置します。	
子ども権利に関する委員会の設置 [子ども未来課] ID1-4-3	子どもの権利保障の状況等に関して審議等を行う子どもの権利に関する委員会を設置します。	
【子どもの意見表明・社会参加の機会】 ①中学生モニター・高校生モニター [区長室] ID1-4-4	<p><中学生モニター> モニター会議・施設見学を毎年度実施し、中学生の意見・要望・提案を聴き区政運営の参考にします。また、中学生の社会参加の契機づくりを行います。</p> <p><高校生モニター> モニター会議を隔年で実施し、高校生の意見・要</p>	

(再掲 ID1-3-15)	望・提案を聴き区政運営の参考にします。また、高校生の社会参加の契機づくりを行います。	
②小学生との区政を話し合う会 [区長室] ID1-4-5 (再掲 ID1-3-16)	小学生との区政を話し合う会を毎年度実施し、小学生の区政に対する意見・要望・提案を把握します。	

(5) ころとからだの健全な成長への支援

◆主な取組

- 子どもたちの社会性や創造力を育み、健やかな成長の支援につながる、魅力ある遊びの環境整備を行います。
- ナショナルトレーニングセンター等と連携を図り、トップアスリートによるスポーツ教室等を開催し、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲及び能力を育成します。
- 子どものインターネット依存（ネット・スマホ依存）やゲーム依存の未然防止のため、学校教育の場でスマートフォン等の正しい利用方法を伝えるとともに、保護者に対しての啓発を行い、子どもの健やかな心身育成を図ります。
- 「北区いじめ防止条例」及び「北区いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見と適切な対処、再発防止の徹底を図ります。
- 不登校児童・生徒に対し、個々の状況に応じた支援を行い、多様な教育機会の確保を図ります。
- 性の多様性に向けての正しい理解と知識の普及啓発を行います。

【主要事業】

[子ども未来課]

No.1 プレーパーク事業 ID1-5-1

子どもたちが自分の意思と責任で自由に遊ぶことを通じて、自主性や創造性を育むことを目的とした外遊びができる、プレーパーク事業を市民活動団体と協働して推進していきます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
プレーパーク事業	推進	推進

[教育指導課]

No.2 人権教育の推進 ID1-5-4

小・中学校において人権教育の全体計画や年間指導計画に基づいた指導を行うことにより、子どもたちの人権に関する知的理解や、LGBT等も含め多様性を尊重するなど自他の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を身に付けられるようにします。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
人権教育研修	推進	推進

No. 3 【依存症の未然防止】メディアコントロール ID1-5-9

子どものインターネット依存（ネット・スマホ依存）、ゲーム依存の未然防止のため、学校教育の場でスマートフォン等の正しい利用方法を伝えるとともに、保護者に対しての啓発を行い、依存症の未然防止に努めます。

また、小学校4年生から中学校3年生までの児童・生徒に対し、健全育成やネットトラブル等の未然防止を図るため、携帯電話やスマートフォンの使い方のルールを配布します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
SNS 北区ルールの配付（小学4年生・中学1年生）	全小・中学校で実施	全小・中学校で実施

No. 4 いじめ防止の取組の徹底 ID1-5-10

「北区いじめ防止条例」及び「北区いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見と適切な対処、再発防止の徹底を図ります。また、関係機関と連携を図るため、「北区いじめ問題対策連絡協議会」を設置するほか、学識経験者や関係機関の代表者等による「北区いじめ問題対策委員会」を設置し、いじめ防止等の対策の推進を図ります。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①北区いじめ問題対策連絡協議会の開催	推進	推進
②北区いじめ問題対策委員会の開催		

No. 5 不登校児童・生徒に対する個々の状況に応じた支援 ID1-5-14

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行を踏まえ、不登校児童・生徒に対する個々の状況に応じた支援として、「校内別室指導員配置事業」を実施するとともに、多様な学びの場や居場所の確保を図っていきます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①校内別室指導員配置事業 ②多様な学びの場、居場所の検討・整備	①実施 ②検討・整備	推進

No.6 女性のための LINE 相談 ID1-5-18

学校や家庭等に関する悩みを抱えた児童・生徒からの相談に LINE で対応します。

主な指標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 10 年度)
LINE 相談事業	推進	推進

No.7 性の多様性への理解促進 ID1-5-19

性の多様性についての正しい理解と知識の普及啓発のため、区民向けに講座の実施やパンフレットの配布を行うとともに、相談体制の充実を図ります。また、LGBTQ+またはそうかもしれない児童・生徒の居場所を提供するため交流会を開催します。

主な指標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 10 年度)
①性の多様性理解のための啓発事業 ②区民向け啓発リーフレット等の発行 ③にじいろ電話・法律相談 ④交流会の開催	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
家庭教育力向上プログラム [学び未来課・生涯学習・学校地域連携課・教育指導課・中央図書館・子ども未来課・] ID1-5-2	「生活習慣の形成」、「家庭学習の定着」、「親子きずなづくり」の3つの家庭教育における課題を柱とした事業を積極的に展開します。 (具体的な取組) ①家庭教育学級 ②PTA研修会 ③ブックスタート ④親育ちサポート事業 ⑤メディアコントロール ⑥北区版家庭学習のすすめ	★ ID41
児童館での小学生対応事業 [子どもわくわく課]	児童の健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に、日常活動、クラブ活動、行事活動等を行い、地域の子どもを心身ともに健やかに育成していきま	★ ID49

<p>ID1-5-3</p>	<p>す。</p>	
<p>【トップアスリートによるスポーツ教室等】 ①トップアスリート直伝教室 [スポーツ推進課]</p>	<p>ナショナルトレーニングセンターや競技団体等と連携を図り、小中学生を対象にトップアスリートの技術や競技経験を活かした各種スポーツ教室を開催し、スポーツの楽しさや継続することの大切さを体得させることをめざします。</p>	
<p>ID1-5-5</p>		
<p>②キッズアスレティクス [スポーツ推進課]</p>	<p>オリンピック出場選手らの専門指導員を小学校に招聘し、「跳ぶ」「投げる」「走る」の三要素を基本とした運動能力向上プログラム、「キッズアスレティクス」を小学校単位で実施します。</p>	
<p>ID1-5-6</p>		
<p>③スポーツコンダクター [スポーツ推進課]</p>	<p>スポーツの楽しさや努力することの大切さを学んでもらうことを目的に世界で活躍するトップアスリートを保育園、幼稚園、認定こども園、小・中学校に派遣し、講演やスポーツ教室を実施します。</p>	
<p>ID1-5-7</p>		
<p>オリンピック・パラリンピック教育の推進及びレガシーの構築 [教育指導課]</p>	<p>東京 2020 大会閉幕後も、自らの人格形成を促し、国際社会や地域社会の一員としてもつべき素質を育むために重要なオリンピック・パラリンピック教育を継続することで、子どもたちに「ボランティアマインド」「障害者理解」「スポーツ志向」「日本人としての自覚と誇り」「豊かな国際感覚」の 5 つの資質を養い、東京 2020 大会で培われた教育資産をレガシーとして継承します。</p> <p>また、ハンガリー国競技団体が、北区の会場において、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の事前キャンプ」を実施することを踏まえ、同国に関する調べ学習や選手との交流等を通じて、国際理解教育を推進します。</p>	
<p>ID1-5-8</p>		
<p>いじめ相談ミニレター [教育総合相談センター]</p>	<p>いじめ相談ミニレターを区立小・中学校の児童・生徒に配布し、教員や保護者にも相談できない児童・生徒からの悩みごとや心配ごとの相談を受け、解決にあたります。</p>	
<p>ID1-5-11</p>		
<p>北区サポートチーム [教育指導課]</p>	<p>区立小・中学校の児童・生徒の生活指導上における個別の問題について、必要に応じて警察、児童相談所、子ども家庭支援センター等、複数の関係機関の担当者が連携して北区サポートチームを編成し、問題の解決を図ります。</p>	
<p>ID1-5-12</p>		
<p>ホップ・ステップ・ジャンプ教室（適応指導教室） [教育総合相談センター]</p>	<p>様々な原因で学校に行けない児童・生徒に対して学校以外の学びの場を提供しています。</p>	<p>★ ID27</p>

<p>ID1-5-13</p> <p>教育相談所の運営 [教育総合相談センター]</p> <p>ID1-5-15</p>	<p>児童・生徒の学習上・生活上の悩みや、保護者や教員の教育指導に関する問い合わせや相談に応え、児童・生徒の健全育成に資するとともに学校教育相談的な考え方や技法の向上の普及に努めます。</p>	<p>★ ID29、93</p>
<p>子どもと家庭の支援員 (学校と家庭の連携推進事業) [教育総合相談センター]</p> <p>ID1-5-16</p>	<p>いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、学校長の指揮監督の下、主に登校時の家庭訪問による児童・生徒及びその保護者への相談・助言を行います。</p>	<p>★ ID28、94</p>
<p>Q-Uの実施 [教育指導課]</p> <p>ID1-5-17</p>	<p>区立小・中学校の児童・生徒全員を対象にQ-U(楽しい学校生活を送るためのアンケート)を実施し、学校生活での満足度と意欲、学級集団の状況を確認し、いじめや不登校などの早期発見に努めます。</p>	
<p>性教育の適切な実施 [教育指導課]</p> <p>ID1-5-20</p>	<p>性教育については、学習指導要領に示された内容をすべての児童・生徒に確実に指導するとともに、現代的な課題を踏まえながら保護者の理解を得て必要な指導を行うなど、適切に実施します。</p>	
<p>デートDVについての啓発 [多様性社会推進課]</p> <p>ID1-5-21</p>	<p>デートDVについての啓発リーフレットを配布します。また、出前講座として、区内中学校・高校に出向き、デートDV講座を実施します。</p>	
<p>児童養護施設等を退所する子どもを応援する取り組み [子ども未来課・児童相談所開設準備担当課・子ども家庭支援センター・住宅課]</p> <p>ID1-5-22</p>	<p>国や東京都の動向や役割分担に留意しながら、児童養護施設等を退所する子どもを応援する取り組みを検討します。</p>	<p>★ ID53</p>
<p>困難を抱えやすい若者の就労支援事業への誘導強化 [産業振興課・生活福祉課]</p> <p>ID1-5-23</p>	<p>高校を中途退学したり無業等の状態にある若者が就職につながるよう、ハローワークや赤羽しごとコーナー、北区くらしとしごと相談センターなどの関係機関と連携を図りながら、若者の就労支援事業への誘導強化の取り組みを検討します。</p>	<p>★ ID54</p>
<p>赤羽しごとコーナー [産業振興課]</p> <p>ID1-5-24</p>	<p>ハローワーク王子と共同で開設している職業相談・職業紹介窓口。 就職支援アドバイザーを週2回配置し、相談者に応じた就職に関する助言・指導、就職に関する情報提供、応募書類の書き方及び面接指導等を行います。</p>	<p>★ ID56</p>
<p>北区くらしとしごと相談</p>	<p>生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、包括</p>	<p>★ ID57</p>

<p>センター（生活困窮者自立支援事業） [生活福祉課] ID1-5-25</p>	<p>的な相談支援を行い、就労支援、住居確保給付金、家計相談支援、就労準備支援など自立に向けた支援を行います。</p>	
---	---	--

(6) 子どもに対する相談体制の充実と居場所の確保

◆主な取組

- 小・中学校にスクールカウンセラーを配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを派遣するなど、専門家が子どもたちの抱える問題を受け止め、関係機関が連携し、解決に取り組めます。
- 子どもセンター・ティーンズセンター（児童館）や放課後子ども総合プランにおいて、子どもたちの安全・安心な居場所を確保するとともに、地域と連携した多彩な交流活動を展開します。
- 子どもに関する総合的な相談拠点としての複合施設を整備し、児童相談行政のさらなる充実・強化を図ります。

【主要事業】

[教育総合相談センター]

No.1 スクールカウンセラーの配置 ID1-6-2 ★未来応援プラン ID92

児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識や経験を有するスクールカウンセラーを区立小・中学校全校に配置し、悩みを抱える児童・生徒への相談・支援を行います。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
スクールカウンセラーの配置	区立小・中学校全校に1名以上配置	推進

[教育総合相談センター]

No.2 スクールソーシャルワーカーの派遣 ID1-6-3 ★未来応援プラン ID90

児童・生徒が抱えるいじめや不登校、家庭環境等の様々な課題の未然防止や早期発見、早期支援のため、スクールソーシャルワーカーを区立小・中学校全校に派遣し、学校や児童・生徒の生活圏内の社会資源との連携を図り、継続的かつ地域における一体的な支援を行っていきます。さらに、学校や地域の状況等を勘案し、中学校サブファミリーを単位とするスクールソーシャルワーカーの配置を視野に入れつつ、拡充を図っていきます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
スクールソーシャルワーカーの派遣・配置	区立小・中学校全校に派遣	拡充・推進

**No.3 放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)の
推進・情報発信** ID1-6-6

★未来応援プラン ID46

「放課後子ども教室」「放課後児童健全育成事業(学童クラブ)」の放課後対策事業を一体的におこない、小学校を会場として子どもたちの安全・安心な居場所を提供します。放課後や土曜日、長期休業期間に、自由遊びのほか、勉強やスポーツ、地域住民との交流等の活動をとおして大勢の大人や他学年の児童とふれあうことにより、子どもたちの社会性や協調性を育む取組の充実を図ります。

わくわく☆ひろばの事業内容や取組、活動内容については、保護者会や各実行委員会において積極的に発信し、地域との連携を推進します。

主な指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
①わくわく☆ひろば ②学童クラブ	推進	推進

No.4 子どもセンター・ティーンズセンターへの移行 ID1-6-9

★未来応援プラン ID50

児童館を乳幼児親子の居場所機能を中心とした子どもセンターと中高生世代の居場所となるティーンズセンターとして整備し、子育て支援と子育て支援にかかる事業の充実を図るとともに、中高生世代の自己実現の場や社会体験の機会を提供し、地域と中高生世代をつなぐ場としての機能の充実を図ります。

主な指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
子どもセンター・ティーンズセンターへの移行	検討	推進

No.5 子ども・教育に関する複合施設の整備 ID1-6-10

児童福祉法等の一部改正により、特別区が、児童相談所を設置できるようになったことを踏まえ、児童相談所・一時保護所の整備とあわせて、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センター等、子ども・教育に関わる総合的な相談拠点を一体的に整備します。

主な指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
子ども・教育に関する複合施設	整備	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
専門相談事業（子ども家庭支援センター心理相談） [子ども家庭支援センター] ID1-6-1	子育て中の親が抱える養育不安や児童虐待のおそれなどを軽減または解消するため、児童や保護者に対し臨床心理士が相談に応じます。	
スクールソーシャルワーカーの活用 [教育総合相談センター] ID1-6-4	いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など健全育成上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、学校・家庭・地域等の関係機関とのネットワークを構築してチームとして児童・生徒に支援を行い、課題の解決に努めます。	★ ID91
地域学校協働活動推進事業 [生涯学習・学校地域連携課] ID1-6-5	小・中学校にスクールコーディネーターを配置し、学校のニーズに合わせて、ボランティアの希望を配慮しながら適任者を学校に紹介して、地域学校協働活動ボランティアの活動を推進します。	★ ID95
学童クラブ巡回指導 [子どもわくわく課] ID1-6-7	特別な配慮を必要とする児童への対応として、必要に応じて児童の状況を学校と情報共有するほか、心理の専門職による巡回指導を推進します。	
学童クラブ、わくわく☆ひろばの学習支援の充実 [子どもわくわく課] ID1-6-8	地域や包括協定締結大学の学生ボランティアなどの協力を得ながら、学童クラブやわくわく☆ひろばにおける学習支援の充実に向けた取組みを検討します。	★ ID44
子どもの居場所づくり（子ども食堂）支援事業 [子ども未来課] ID1-6-8	家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごすことが多く、孤食の常況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業（子ども食堂）を実施する NPO やボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部を補助することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを支援します。	
児童館・児童室での中高生対応事業 [子どもわくわく課]	児童館を地域の中高校生の居場所として提供し、児童館運営のボランティア・次世代を担う人材として中高校生を育成します。	★ ID51

ID1-6-12		
----------	--	--

施策目標 2 家庭の育てる力を支援

(1) 多様な保育ニーズに対応した支援サービスの充実

◆主な取組

- 令和5年4月時点で保育園・学童クラブにおける待機児童・生徒は解消された状況ではあるが、地域ごとの保育サービスや学童保育のニーズを引き続き分析し、必要に応じた対応を検討します。
- 保護者の様々な就労形態に伴う多様化するニーズに柔軟に対応できるよう、多様な保育サービス・子育て支援サービスの提供体制を充実させます。
- 保育の質の向上に向けて、研修の充実や保育人材の確保支援等、保育事業者・保育士への支援に取り組みます。

【主要事業】

[子ども未来課]

No.1 保育所待機児童解消 ID2-1-1

◎事業計画 ID1-1

★未来応援プラン ID2

令和5年4月期の保育園入所における待機児童は解消された状況ではあるが、地域ごとの保育ニーズを引き続き分析し、必要に応じた対応を検討します。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
保育所定員	9,762人	9,831人

[子どもわくわく課・子ども未来課]

No.2 放課後児童健全育成事業(学童クラブ) ID2-1-2

◎事業計画 ID2-11

★未来応援プラン ID45

就労等により保護者が日中家庭にいない小学生に、遊びと生活の場を提供することにより健全な育成を図ります。また、待機児童は解消された状況ではあるが、定員拡大に関する施設整備を計画的に推進します。小学校3年生までは学童クラブで、4年生以上は児童館(子どもセンター)や放課後子ども総合プランの一般登録の利用で対応します。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
放課後児童健全育成事業(学童クラブ)定員	3,845人	4,005人

No. 3 保育の質の向上に向けた取組 ID2-1-3

保育所職員等（私立認可保育所等含む）を対象とした各種研修を充実させ、職員の資質や専門性の向上を図り、法に基づく指導検査とともに、園長経験者等による巡回指導チームを編成し、事故防止や保育士支援等を目的とした施設巡回指導を充実させ、より一層の保育の質の向上を図ります。保育の質の向上のため、保育事業者に対し、保育人材の確保・定着を図るための各種支援を行います。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①保育所職員等を対象とした各種研修	拡充・推進	拡充・推進
②施設巡回指導		
③保育事業者に対する支援策		

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
認可保育園 [保育課] ID2-1-4	国が定めた基準を満たした施設で、保育の必要性のある0～5歳までのお子さんに対して保育を行います。	
地域型保育事業 [保育課] ID2-1-5	区が施設・運営基準を定め、民間事業者が設置・運営している施設で保育の必要性のある0～2歳までのお子さんに対して保育を行います。	
認証保育所 [保育課] ID2-1-6	大都市の特性に着目し、東京都が独自に設けた基準により0～2歳までのお子さんに対して保育を行います。	
家庭福祉員 [保育課] ID2-1-7	保育士等の資格を持つ者が、0～2歳までのお子さんに対して、家庭的な雰囲気の中、自宅などで保育を行います。	
乳幼児ショートステイ事業 [子ども家庭支援センター] ID2-1-8	保護者が病気、出産や出張等の理由により、0～2歳未満の乳幼児を一時的に養育することが困難になった場合に、乳児院で必要な養育を行います。また、虐待の恐れやリスク等がみられる場合には、乳幼児を養育し、生活指導並びに発達及び行動の観察を行うとともに、保護者の支援を行う。	
子どもショートステイ事業 [子ども家庭支援センター]	保護者が病気、出産や出張等の理由により、一時的に児童を養育することが困難になった場合に、児童養護施設で必要な養育を行います。また、虐待の恐れ	◎ID2-6

一] ID2-1-9	やリスク等がみられる場合には、児童を養育し、生活指導並びに発達及び行動の観察を行うとともに、保護者の支援を行う。	
一時預かり保育事業 [保育課] ID2-1-10	利用要件を問わず、一時的に児童の養育ができない場合に、保護者にかわって保育園で保育します。	◎ID2-8
私立幼稚園の預かり保育 [子ども未来課] ID2-1-11	私立幼稚園において、通常の実施時間の前後や長期休暇中にお子さんを預かります。	
緊急保育事業 [保育課] ID2-1-12	保護者が傷病・出産等で緊急に児童を保育できなくなった場合に、保育園で一時的に保育します。	
延長保育 [保育課] ID2-1-13	長時間保育を必要とする保護者のニーズに対応するため、延長保育を実施します。	◎ID2-9
休日保育事業 [保育課] ID2-1-14	保護者が就労等で休日に児童の養育ができない場合に、保育園で保育を実施します。	
年末保育事業 [保育課] ID2-1-15	保護者が就労等で年末に児童の養育ができない場合に、保育園で保育を実施します。	
夜間保育 [保育課] ID2-1-16	おおむね午前11時～午後10時までの11時間保育を基準として、夜間の保育需要に応えます。	
病児・病後児保育（施設型） [保育課] ID2-1-17	病中または病気の回復期にあつて、集団保育が困難な児童を対象に、医療機関や保育所等で保育を行います。	◎ID2-10
病児・病後児保育（利用料金助成型） [保育課] ID2-1-18	ベビーシッター事業者が実施する居宅訪問型の病児・病後児保育サービスを利用した際、その利用料金の一部助成を実施します。	

(2) 子育てに関する相談・情報提供の充実

◆主な取組

- 子育てや教育について、身近なところで相談できる体制と、専門的な相談につなげる仕組みを整えるとともに、各機関が連携し適切な相談支援を行います。
- 子どもに関わる総合的な相談拠点として、児童相談所の整備にあわせ、子ども家庭支援センターや児童発達支援センター、教育総合相談センター等の機能を一体的に整備します。
- 子育てに対する不安を解消するため、多様な媒体を活用した子育てに関する情報発信の充実を図ります。

【主要事業】

[健康推進課・子ども家庭支援センター]

No.1 利用者支援事業 ID2-2-1

◎事業計画 ID2-1

★未来応援プラン ID85

子ども及びその保護者、または妊婦が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
①特定型	4か所 (※)	4か所 (※)
②母子保健型	※子ども家庭支援センター1か所 (特定型)、王子・赤羽・滝野川の各健康支援センターの3か所 (母子保健型)	※子ども家庭支援センター1か所 (基本型)、王子・赤羽・滝野川の各健康支援センターの3か所 (母子保健型)

[健康推進課・子ども家庭支援センター]

No.2 伴走型相談支援 (はぴママたまご面接・はぴママひよこ面接) ID2-2-2

★未来応援プラン ID63

育児不安の軽減や虐待の予防を目的に、はぴママたまご・ひよこ面接をはじめとして、関係機関と連携し、相談や情報提供などを通じて、妊娠期から子育て期の切れ目ない支援を推進します。

健康推進課健康支援センターでは、すべての妊婦を対象に母子健康手帳交付時、保健師等がはぴママたまご面接を実施し、相談や支援プランの策定を行います。子ども家庭支援センター及び児童館・子どもセンターでは、生後6か月までの子どもの保護者を対象に、はぴママひよこ面接を実施し、情報提供等を行います。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)

①はぴママ・たまご面接	推進	推進
②はぴママ・ひよこ面接		

[児童相談所開設準備担当課]

No. 3 子ども・教育に関する複合施設の整備 ID2-2-4 (再掲 ID1-6-10)

児童福祉法等の一部改正により、特別区が、児童相談所を設置できるようになったことを踏まえ、児童相談所・一時保護所の整備とあわせて、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センター等、子ども・教育に関わる総合的な相談拠点を一体的に整備します。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
子ども・教育に関する複合施設	整備	推進

[子ども未来課]

No. 4 子育て情報の提供・発信の充実 ID2-2-9 ★未来応援プラン ID99

子育てに関する情報発信の中心的な役割を果たす子育て応援サイト“きたハピ”及び“きたハピモバイル”において、北区の子育てに関する情報発信の充実を図るとともに、利用登録者増加の取組を継続することで、より多くの子育て世帯に情報を届けます。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
きたハピ登録	12,580件	20,000件

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策ID
子ども家庭支援センター事業 [子ども家庭支援センター] ID2-2-3	子どもと家庭の総合相談、子ども家庭在宅サービス、乳幼児親子の居場所づくり等を実施し、地域で安心して子育てができる環境づくりを推進します。また、児童虐待の通告窓口として、関係機関と連携して早期発見・早期対応に努めます。	◎ID2-2
子育てガイドブックの発行 [子ども未来課] ID2-2-5	出産前から就学前までのお子さんを育てている家庭を対象として、出産及び育児に関する不安を軽減するために、子育てに関する各種施策及び公共施設を案内する情報誌として、子育てガイドブックを作成し、子育て福袋に封入するとともに、関係施設で配布します。	★ID100

<p>「子どもたちの育つ姿 家庭版」の発行 [子ども未来課] ID2-2-6</p>	<p>在宅で子育てしている家庭や就学前の子どもが いる家庭への支援の一環として、子どもの成長の目 安として接し方や考え方の参考として活用できるよ うに「子どもたちの育つ姿 家庭版」を作成し、子育 て福袋に封入するとともに、関係施設で配布しま す。</p>	
<p>子育て福袋の配付 [子ども未来課] ID2-2-7</p>	<p>母子健康手帳の交付時に、子育てガイドブック、子 どもたちの育つ姿(家庭版)等を入れた「子育て福 袋」をお渡ししています。</p>	
<p>子育て支援情報配信メー ル・LINE [子ども未来課] ID2-2-8</p>	<p>保育園の空き情報及び子どもに関する講座やイベ ントの開催情報、区で行っている主に乳幼児が いる家庭を対象とした事業の案内などを、毎月10 日に区のホームページを通じて登録した希望者に メールまたはLINEで配信します。</p>	<p>★ID101</p>

(3) 親育ちへの支援

◆主な取組

- 出産や子育てに不安を持つ保護者が孤立することなく、また楽しく自信を持って子育てができるよう、子育て中の保護者が気軽に集い、情報交換や仲間づくりを通じて、自分にあった子育ての仕方を学ぶことができる場を提供し、「親育ち」への取組を推進します。
- 子どもセンター（児童館）、保育園、健康支援センター、子ども家庭支援センター等、区民にとって身近な場所で、子育てに関する講座や講習会等を実施します。
- 子育てに関して学ぶ場を提供する民間の活動や、保護者同士の仲間づくり活動・学び合い活動を支援します。

【主要事業】

[健康推進課]

No.1 出産育児講座（はぴママ学級） ID2-3-1

妊娠から産じょく期間中の生活及び育児に関する知識を習得するとともに、地域での子育て仲間を作ることを目的に実施します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
はぴママ学級	推進	推進

[子ども未来課]

No.2 親育ちサポート事業 ID2-3-3

乳幼児を育てる親を対象に、参加者同士が抱えている悩みや関心ごとを共有し、協力しながら自分に合った子育ての仕方を共に学ぶ、親育ちサポート講座「ノーバディズ・パーフェクト・プログラム（NPプログラム）」などを実施することで、親がいきいきと自信を持って子育てができるよう支援します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
NPプログラム	推進	推進

~~[子どもわくわく課・保育課]~~

~~No.3 地域育て合い事業 ID2-3-4~~

~~★未来応援プラン ID82~~

~~地域での総合的な子育て支援の拡充を図るため、併設または近隣に設置されている子どもセ~~

ンター（児童館）・保育園において、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの子育て支援事業を実施します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①子育て相談事業 ②乳幼児とのふれあい交流事業 ③在宅乳幼児支援事業 ④子育てサークル支援事業 ⑤まちぐるみの子育て支援事業	推進	推進

[子どもわくわく課]

No.4 乳幼児クラブ活動 ID2-3-5

子どもセンター（児童館）で、親子で楽しみながら、体操、工作、リズム遊びなどを行う乳幼児クラブ活動を実施し、乳幼児親子の交流や仲間づくりの活動を推進します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
乳幼児クラブ活動	延べ参加人数 68,595人	延べ参加人数 71,000人

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策ID
地域育て合い事業 ID2-3-4	地域での総合的な子育て支援の拡充を図るため、併設または近隣に設置されている子どもセンター（児童館）・保育園において、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの子育て支援事業を実施します。	
（仮称）赤ちゃん学級（両親学級） [健康推進課] ID2-3-2	産前の妊婦とそのパートナーを対象に育児不安の軽減を図るため、出産・育児に係る講座を実施します。	

(4) 妊娠・出産・子育て期の切れ目ない支援

◆主な取組

- 妊娠、出産、子育ての各時期に保健師等による助言や母子保健サービス、子育て支援サービスを利用できるように継続的かつ包括的に、切れ目のない支援を行います。
- 子どもセンター（児童館）、保育園等、身近な場所で気軽に相談できる体制を整えるとともに、専門的な相談が必要な場合には子ども家庭支援センター等につなげる体制を推進します。

【主要事業】

[健康推進課]

No.1 妊産婦健康診査等 ID2-4-1

◎事業計画 ID2-3

★未来応援プラン ID64

妊婦に対して、委託医療機関において妊婦健康診査（最大14回まで）、妊婦超音波検査（最大1回）、妊婦子宮頸がん検診（最大1回）を公費負担により実施します。産婦については乳児健康診査時に健診を実施することで、母子ともに安全安心な出産ができるよう支援を推進します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
妊婦健康診査等	妊婦検診延べ 31,914人 産婦健康診査 2,811人	妊婦検診延べ 38,852人 産婦健診 3,367人

[健康推進課]

No.2 伴走型相談支援（妊娠後期支援） ID2-4-3

出産・育児等の見通しを立てるため、妊娠後期に行うアンケートに基づく面談等やその後の情報発信、随時の相談受付等を実施することにより、妊娠の届時から妊婦・子育て世代に寄り添い、身近で相談に応じ、関係機関とも情報共有しながら必要な支援につなぎます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
伴走型相談支援（妊娠後期支援）	—	推進

No. 3 伴走型相談支援（妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業）
 ID2-4-4

 ◎事業計画 ID2-4
 ★未来応援プラン ID66

保健師や助産師が妊婦・産婦の健康管理のための訪問を実施します。また全戸訪問を実施し、新生児の発育・発達・育児等の助言指導を行い、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。さらに、支援が必要な家庭に対しては、継続的なフォローを実施し、適切なサービスに結び付けるなど、地域の中で子どもが健やかに育成することを支援していきます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
乳児家庭訪問人数	延べ2,213人	延べ2,681人

No. 4 乳幼児健康診査（3～4カ月、6・9カ月、1歳6カ月、3歳児）
 ID2-4-9

★未来応援プラン ID69

健康支援センター・委託医療機関にて集団・個別で健診を行います。専門職による育児・栄養・心理・歯科保健相談も行います。また育児支援の相談や情報提供を図り、早期に対応します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
乳幼児健康診査	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
妊婦歯科健康診査 [健康推進課] ID2-4-2	妊娠中の虫歯や歯周病のリスク軽減のため、希望者に歯科医師による歯科健診や歯科衛生士による歯みがき指導等を実施します。	★ID65
産後デイケア事業 [健康推進課] ID2-4-5	出産後の母子への心身のケアや育児サポートをしている民間団体・助産院が実施する、産後デイケアの取組に対して支援をします。	
産後ショートステイ事業 [健康推進課] ID2-4-6	産後ケア実施施設に宿泊し、産後の母体の回復や不安解消、自宅での育児に困らないための育児技術の習得を支援します。	
安心ママパパヘルパー事業 [子ども家庭支援センター] ID2-4-7	産前1ヶ月前から3歳になる前日までの子どもがいる家庭に対し、支援者の不在時にヘルパーを派遣し日常的な家事支援・育児支援を行い、産前産後のサポートの充実を図ります。	★ID87

<p>乳幼児健康診査の未受診者や子育て支援サービス等を利用しない家庭への働きかけ、支援の検討</p> <p>[子ども家庭支援センター]</p> <p>ID2-4-9</p>	<p>乳幼児健康診査の未受診者や子育て支援サービス等を利用しない子どもや家庭の状況把握や支援について、更なる検討を行います。</p>	<p>★ ID62</p>
<p>乳幼児歯科保健相談</p> <p>[健康推進課]</p> <p>ID2-4-10</p>	<p>特に 2 歳児を対象として、希望者に歯科医師による歯科健診や予防処置を実施するとともに、歯の生えてきた乳児には歯みがき教室を実施します。</p>	<p>★ ID80</p>

(5) 経済的負担の軽減

◆主な取組

- 幼児教育・保育の無償化に加え、区立小中学校及び幼稚園・認定こども園に係る給食費無償化を実施し、保護者の負担軽減の取組を行います。
- 子育てファミリー層の定住化を促進するため、より良い環境への住み替えや親元近居にかかる転居費用を助成します。
- 0歳から高校3年生相当の年齢までの子どもに係る保険診療適用の医療費を、区が全額助成します。

【主要事業】

[学校支援課]

No.1 学校給食費保護者負担軽減事業（学校給食費の無償化） ID2-5-1

区立小中学校給食費の無償化を実施し、保護者の経済的負担を軽減するとともに、児童生徒の健康の増進及び食育の推進を図るために望ましい栄養量を満たした学校給食を安定的に提供していきます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
区立小中学校給食費の無償化	推進	推進

[学校支援課・子ども未来課]

No.2 幼稚園・こども園の給食費無償化 ID2-5-2

保護者の経済的負担を軽減するため、幼稚園・認定こども園に通う児童の給食費無償化（給食費相当額の補助）を実施します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
幼稚園・こども園の給食費無償化	推進	推進

No.3 ファミリー世帯の定住促進**①ファミリー世帯転居費用助成** ID2-5-5

18歳未満の子ども（18歳に達してから最初の4月1日を迎えていない子を含む。）を2人以上扶養・同居し、区内に1年以上居住している世帯が、最低居住面積水準以上かつ、転居前より広い区内民間賃貸住宅に住み替える場合に、転居費用の一部（礼金と仲介手数料の合算額）を助成します（上限30万円）。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
ファミリー世帯転居費用助成	19件	20件

②親元近居助成 ID2-5-6

子育てや介護等を共助しあうため、北区内に住む親世帯に近居して、住宅を取得するファミリー世帯に対し、取得時の登記費用の一部を助成します（上限20万円）。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
親元近居助成	35件	70件

No.4 子ども医療費助成 ID2-5-8

★未来応援プラン ID130

0歳から高校3年生相当の年齢（18歳に達する日以後の最初の3月31日）までの子どもの保健の向上と健やかな育成を図り、子育て支援に資するため、子どもの医療費自己負担額（保険診療分）を助成します。（都・区制度）

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
子ども医療費助成	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策ID
私立幼稚園等入園祝金交付事業 [子ども未来課] ID2-5-3	私立幼稚園または区が指定する幼稚園類似の幼児施設に幼児を通わせる保護者に対し、初年度に祝金を交付します。	
保育園、幼稚園等の保育	令和元年度から開始された幼児教育・保育の無償	★ID5

<p>料の負担軽減 [学校支援課・子ども未来課・保育課] ID2-5-4</p>	<p>化と併せ、令和5年10月からは多子世帯の負担軽減を目的として第2子保育料を無償化しました。所得状況等に応じた保育料設定や子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の保育料の負担軽減、認証保育所等の保育料の一部補助等を行います。</p>	
<p>外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金 [子ども未来課] ID2-5-10</p>	<p>外国人学校に幼児、児童及び生徒を通学させている外国人の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、補助金を支給します。</p>	★ ID33
<p>児童手当の支給 [子ども未来課] ID2-5-7</p>	<p>家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を図るため、子どもを養育している者に対して手当を支給します。(国制度)</p>	★ ID129
<p>未熟児養育医療助成 [健康推進課] ID2-5-9</p>	<p>母子保健法に基づき、出生後、速やかに処置を講ずる必要がある未熟児に対し、必要な医療の給付を行います。</p>	★ ID68

施策目標 3 子育て家庭を支援する地域づくり

(1) 地域における子育て家庭への支援

◆主な取組

- 安心して子育てできるように、子どもセンター（児童館）等の子育て世代が集う支援拠点における交流事業や講座、相談窓口等の充実を図り、「孤育て」に陥りがちな親とのつながりを強化します。
- 幼稚園や保育園が、在宅児を含めた子育て家庭に対し、地域に根ざした子育て支援施設として子育てに関する情報や交流の場を提供します。
- 地域住民が子育て家庭を支援する、ファミリー・サポート・センター事業等の利用しやすい環境を整えます。
- 地域における子育て仲間づくりを支援するため、満1歳児の親子を地域の子どもセンター（児童館）等に招き、月ごとにお祝い会を実施します。

【主要事業】

~~[子どもわくわく課・保育課]~~

~~No.1 地域育て合い事業 ID3-1-2 (再掲 ID2-3-4)~~

~~★未来応援プラン ID82~~

~~地域での総合的な子育て支援の拡充を図るため、併設または近隣に設置されている子どもセンター（児童館）・保育園において、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの子育て支援事業を実施します。~~

主な指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
①子育て相談事業 ②乳幼児とのふれあい交流事業 ③在宅乳幼児支援事業 ④子育てサークル支援事業 ⑤まちぐるみの子育て支援事業	推進	推進

No.1 在宅児・未就園児への地域子育て支援活動

ID3-1-3

★未来応援プラン ID83

区立幼稚園・こども園で、在園児及び地域の未就園児の保護者に対して、子育てに関する相談や情報の提供、保護者同士の交流の機会の提供、幼稚園未就園児の体験入園などを実施して、地域の子育てを支援します。また、私立幼稚園において園庭開放や未就園児向けの交流事業を実施します。

保育園においては、ふれあい給食、育児相談など、近隣に居住している子どもとの交流事業を実施します。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
① (区立幼稚園・こども園) 未就園児の会	全園で実施	全園で実施
② (保育園) 地域との交流事業		

[子ども家庭支援センター]

No.2 ファミリー・サポート・センター事業

ID3-1-5

◎事業計画 ID2-7

保育園・学童クラブの送迎など、保護者の都合等でお子さんの育児ができないとき、「サポート会員」がお子さんを預かって育児支援を行います。実施にあたり、サポート会員の確保と人材の育成を図り、事業のさらなる周知や、会員が互いに利用しやすい事業となるよう取組を推進します。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
サポート会員によるサポート活動	未就学児 延べ4,142人 就学児 延べ3,259人	未就学児 延べ6,394人 就学児 延べ5,024人

[子ども未来課]

No.3 みんなでお祝い輝きバースデー事業

ID3-1-6

★未来応援プラン ID70

地域における子育て仲間づくりを支援するため、満1歳児の親子を地域の児童館、児童室、子どもセンターに招き、月ごとにお祝い会を実施します。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
お祝い会の開催	推進	推進

No.4 子どもなんでも窓口 ID3-1-8

妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実のため、全児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）で子ども・子育てに関してなんでも問い合わせ等のできる機能を担っていきます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
子どもなんでも窓口	全児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）で実施	全児童館（子どもセンター）で実施

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
子育てひろば事業 [子どもわくわく課・子ども家庭支援センター] ID3-1-1	地域の子育て家庭に対して、つどいの広場を提供し、子育て相談事業をはじめとした、総合的な子育て支援施策を推進します。	
地域育て合い事業 [子どもわくわく課・保育課] ID3-1-2（再掲 ID2-3-4）	地域での総合的な子育て支援の拡充を図るため、併設または近隣に設置されている子どもセンター（児童館）・保育園において、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの子育て支援事業を実施します。	
保育園における地域交流活動事業 [保育課] ID3-1-4	子育てに関する情報や体験の共有が行われるよう交流の場や機会を提供し、地域の特性に応じた幅広い活動を実施します。	
2歳児のための幼稚園入園準備・情報交換会（児童館） [子ども未来課] ID3-1-7	幼稚園に入園した子どもの保護者を児童館へ招き、次年度以降に幼稚園入園を予定している2歳児の保護者との情報交換・交流会を実施します。	★ ID81
専門相談員（臨床心理士）による子育て相談事業（児童館） [子どもわくわく課] ID3-1-9	児童館に専門相談員（臨床心理士）を配置し、子育てに関する相談を行います。 また、ZOOM アプリを活用し、オンライン相談も行います。	★ ID84
子育て応援とうきょうパ	子どもや子育て家庭が利用しやすい店舗やサービ	

スポーツ [子ども未来課] ID3-1-10	スなどの充実を図るため、区内の店舗や施設等に対して「子育て応援とうきょうパスポート事業」の活用を促すとともに、子育て家庭に向けた情報発信を行います。	
------------------------------	--	--

(2) 健やかに育ち、育てる地域活動の促進

◆主な取組

- 身近な子どもセンター（児童館）・保育園等にて、相談、サークル支援、交流促進、在宅乳幼児支援、地域におけるネットワークづくり等の総合的な子育て支援を行います。
- 子ども食堂など特色のある地域の団体やボランティアの活動を支援し、協働による事業に取り組みます。
- 地域ぐるみの子育てを推進するため、地域で活動する子育て支援団体等と、支援を必要とする家庭をつなげる体制を推進します。
- 地域で活動する各団体同士が情報交換や連携を図るとともに、子どもの健全育成や安全を確保する活動への支援を推進します。

【主要事業】

[地域振興課]

No.1 協働による地域づくりの推進 ID3-2-1

★未来応援プラン
ID142、143

(地域づくり応援団事業)

NPO やボランティア団体などが自主的に企画、実施する公共活動を支援します。

(政策提案協働事業)

NPO、ボランティア団体等の先駆性、創造性、専門性及び柔軟性を活かした事業の提案を募集し、提案された事業を、提案した団体の主体的な関わりの下で区との協働によるまちづくり事業を進め、多様で豊かな地域社会の実現を推進します。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
①地域づくり応援団事業	推進	推進
②政策提案事業		

[子ども未来課]

No.2 子どもの居場所づくり(子ども食堂)支援事業 ID3-2-2 (再掲 ID1-6-11)

家庭の事情等により、家で子どもだけで過ごすことが多く、孤食の常況にある子どもを対象に、食事の提供及び居場所づくりを行う事業(子ども食堂)を実施するNPOやボランティア団体等に対し、事業の運営に係る経費の一部を補助することにより、困難を抱える家庭の子どもたちが安心して過ごせる地域の居場所づくりを支援します。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
子ども食堂への助成	19 団体	24 団体

**No.3 子ども食堂等ネットワークによる
子どもの見守り体制強化事業** ID3-2-4

★未来応援プラン ID52

子ども食堂及びフードパントリーの開設・運営支援、子ども食堂ネットワーク等を活用した団体同士・団体と支援者（寄付希望者やボランティア希望者等）の連絡調整の推進について、北区社会福祉協議会に委託し、子どもの居場所の拡充を図ります。

また、子ども食堂・学習支援教室・フードパントリーと社会福祉協議会との間で、見守りや支援が必要と思われる子どもやひとり親家庭等に関する情報連携が円滑に行われ、適切な支援につなげるためコーディネートを行い、地域における子どもの見守り体制を強化を図ります。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
地域における子どもの見守り体制の強化	推進	推進

No.4 フードパントリー支援事業 ID3-2-7

子育て中の生活困窮世帯を対象に、食料の提供及びそれぞれの生活状況に応じて必要な支援へつなげる事業を実施する団体に対し、運営経費の一部として補助金を交付し、団体の事業継続を図ります。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
フードパントリー実施団体への助成	推進	推進

~~No.5 地域育て合い事業~~ ID3-2-7 ~~（再掲ID2-3-4、3-1-2）~~

★未来応援プラン ID82

~~地域での総合的な子育て支援の拡充を図るため、併設または近隣に設置されている子どもセンター（児童館）・保育園において、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの子育て支援事業を実施します。~~

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①子育て相談事業 ②乳幼児とのふれあい交流事業 ③在宅乳幼児支援事業 ④子育てサークル支援事業	推進	推進

⑤ ~~まちぐるみの子育て支援事業~~

[生涯学習・学校地域連携課]

No. 5 青少年地区委員会活動推進事業 ID3-2-6

区内各地区において、伝統や環境などの特性を生かして、スポーツ、野外活動などの余暇活動や地域環境浄化活動、非行防止に関する活動などの支援を行います。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
青少年地区委員会活動推進事業	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
フードパントリー支援事業 [子ども未来課]	子育て中の生活困窮世帯を対象に、食料の提供及びそれぞれの生活状況に応じて必要な支援へつなげる事業を実施する団体に対し、運営経費の一部として補助金を交付し、団体の事業継続を図ります。	
地域育て合い事業 [子どもわくわく課・保育課] ID3-2-7 (再掲 2-3-4) (再掲 3-1-2)	地域での総合的な子育て支援の拡充を図るため、併設または近隣に設置されている子どもセンター（児童館）・保育園において、子育て相談事業、乳幼児とのふれあい交流事業、在宅乳幼児支援事業、子育てサークル支援事業、まちぐるみの子育て支援事業を実施します。	

(3) 地域における子育てネットワークの育成・支援

◆主な取組

- 同じ目的を持って活動する関係各機関が情報提供を行い、横断的なネットワークを築くことにより、さらに充実した子育て支援が可能となる環境づくりに取り組みます。
- 身近な場所で気軽に参加できる親子向けイベント等を通して、地域の中における子育て支援グループのネットワークや保護者同士のネットワークの形成に取り組みます。

【主要事業】

[子どもわくわく課]

No.1 児童館ネットワーク事業 ID3-3-1

区内を7つの地域に分け、地域の子育て支援に携わる方や児童館（子どもセンター・ティーンズセンター）とその利用保護者との協働により、乳幼児親子や中高生との交流や居場所づくりなど、0～18歳までの児童を視野に入れて、子育て、子育ての環境づくりを推進します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
児童館ネットワーク事業	区内7地域で実施	推進

[子どもわくわく課]

No.2 子どもセンター・ティーンズセンターへの移行 ID3-3-2（再掲 ID1-6-9）

★未来応援プラン ID50

児童館を乳幼児親子の居場所機能を中心とした子どもセンターと中高生世代の居場所となるティーンズセンターとして整備し、子育て支援と子育て支援にかかる事業の充実を図るとともに、中高生世代の自己実現の場や社会体験の機会を提供し、地域と中高生世代をつなぐ場としての機能の充実を図ります。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
子どもセンター・ティーンズセンターへの移行	検討	推進

~~No.3 北区子ども・若者応援ネットワーク~~

~~北区で子ども・若者を応援するための市民活動団体のネットワークとその活動を支援する北区社会福祉協議会との連携を支援します。ネットワーク会議の開催や社会資源情報の収集、合同研修等を通して、地域課題を共有するとともに、子ども・若者が育つ力を支える取組を支援します。~~

主な指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
ネットワーク会議の開催	推進	推進

[子ども未来課・社会福祉協議会]

No.3 子ども食堂等ネットワークによる子どもの見守り体制強化 ★未来応援プラン ID50
 事業 **ID3-3-4** (再掲 ID3-2-4)

子ども食堂及びフードパントリーの開設・運営支援、子ども食堂ネットワーク等を活用した団体同士・団体と支援者（寄付希望者やボランティア希望者等）の連絡調整の推進について、北区社会福祉協議会に委託し、子どもの居場所の拡充を図ります。

また、子ども食堂・学習支援教室・フードパントリーと社会福祉協議会との間で、見守りや支援が必要と思われる子どもやひとり親家庭等に関する情報連携が円滑に行われ、適切な支援につなげるためコーディネートを行い、地域における子どもの見守り体制の強化を図ります。

主な指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
地域における子どもの見守り体制の強化	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
子どもの貧困・孤立防止対策ネットワーク事業 〔北区社会福祉協議会〕 ID3-3-4	学習支援や子ども食堂、居場所づくりといった子どもたちの支援を行う団体等のつながりの強化や、必要に応じてグループの立ち上げ支援を行い、地域の方で子どもたちへの支援活動を展開することで、子ども支援の輪を北区全体に広げていくことを目指します。	★ID145

(4) 地域における子育て支援の担い手の育成

◆主な取組

- 地域における子育て支援活動において、活動のリーダーや、各種ボランティア、福祉人材等、担い手となる人材を増やし、育て、長く定着してもらうことをめざします。また、地域の人々が活動に積極的に参加するための支援や、活動団体と区との連携、協働による事業を進めます。
- 保育士を目指す学生を受け入れるなど、地域における子育て支援の担い手の育成を大学等と連携を図りながら推進します。
- 地域における子育て支援の多様な担い手が、様々な子育て支援のニーズに応えられるよう、引き続き研修等を充実させていきます。

【主要事業】

[子どもわくわく課]

No.1 子育て応援隊研修 ID3-4-1

子どもセンター（児童館）において、子育て相談事業を行う民生委員・児童委員等の子育て応援隊に対して、必要な研修を行います。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
子育て応援隊研修	推進	推進

[子ども家庭支援センター]

No.2 子育て支援の担い手の育成 ID3-4-2

近隣の大学の学生ボランティアに、子育てに関する講演会時の託児の協力やファミリー・サポート・センター事業のサポート会員に登録してもらうなど、子育てに関する各種事業に関わってもらうことで、子育て支援の担い手の育成を支援していきます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
子育て支援の担い手の育成	推進	推進

[子どもわくわく課・保育課・子ども家庭支援センター]

No.3 研修生の受け入れ ID3-4-3

区内の保育園や子どもセンター（児童館）で、保育士をめざす学生や、東京都子育て支援員研修の受講生の研修を受け入れ、子育て支援の担い手の育成を支援していきます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①保育士をめざす学生の受け入れ ②東京都子育て支援員研修の受講生の受け入れ	推進	推進

(5) 子どもの安全を確保する活動の推進

◆主な取組

- 地域安全・安心パトロールの実施や「北区メールマガジン」による不審者等に関する情報配信を行うとともに、保護者や学校をはじめ、区民や企業等と連携し、地域ぐるみで子どもたちの見守りを推進します。
- 子どもを犯罪から守るため、子どもが自分で自分の身を守るよう「子ども防犯教室」を実施するとともに、保育園等子どもがいる施設の職員を対象とした「不審者対応訓練」を実施することで、子どもの安全への意識を高める事業を展開します。
- 子どもを事故や犯罪から守るため、通学路において関係者が連携して定期的な通学路の安全点検や安全対策に取り組むとともに、学校防犯カメラの設置・更新を行います。

【主要事業】

[生活安全担当課]

No.1 子どもがいる施設における防犯教室・不審者対応訓練 ID3-5-3

警察 0B の防犯推進員による、区内の保育園、幼稚園、子どもセンター（児童館）等の子どもを対象とした子ども防犯教室及び職員を対象とした不審者対応訓練を実施し、防犯意識の向上を図ります。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①子ども防犯教室	推進	推進
②不審者対応訓練		

[学校支援課・生涯学習・学校地域連携課・教育指導課・交通事業担当課・生活安全担当課・道路公園課]

No.2 通学路・施設の安全対策の推進

①通学路の安全強化 ID3-5-4

通学路の関係者（学校、教育委員会、警察、交通管理者、道路管理者、PTA 及び保護者、地域住民、児童交通指導員、子ども安全ボランティア等）の連携による通学路の安全対策の推進体制を構築し、（仮称）北区通学路交通安全プログラムに基づき、全小学校における定期的な通学路の安全点検の実施、対策の検討・実施、効果の把握、対策の改善・充実に継続的に取り組めます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
通学路の安全強化	推進	推進

②防犯カメラの設置・更新 ID3-5-6

学校の安全を図るために、防犯カメラを設置し、経年により老朽化した防犯カメラの更新を行います。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
防犯カメラの設置・更新	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
子ども見守りネットワーク [生活安全担当課] ID3-5-1	区内で子どもが犯罪被害に遭うおそれのある事案や、子どもへの声掛け事案が発生した場合に、小学校や保育園、幼稚園、子どもセンター（児童館）等の関係施設の所管課に対し一斉にメールを送信する等、各施設への迅速な周知を行います。	
安全・安心情報配信メール [生活安全担当課] ID3-5-2	安全・安心情報配信メール登録者向けに、不審者に関する情報を配信します。	
地域ふれあいパトロール事業 [子どもわくわく課] ID3-5-8	学童クラブ等の利用児童の安全確保のため、シルバー人材センターに委託し、付近のパトロールを実施します。	
北区自転車用ヘルメット購入補助事業 [交通事業担当課] ID3-5-9	令和5年4月1日から年齢を問わず自転車に乗る全ての人にヘルメットの着用が努力義務化されたことを踏まえ、区民が区内事業協力店で自転車用ヘルメットを購入する際、販売価格から補助額を値引した金額で購入できる制度を導入し、自転車にのる子どもの安全確保を図ります。（補助額：小学生以下及び65歳以上3,000円、それ以外2,000円）	
保育園・区立幼稚園・小学校等における門扉のオートロック化による不審者対策 [学校改築施設管理課・保育課] ID3-5-5	区立保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校において、門扉のオートロック機能により、不審者の侵入を防いでいきます。また、私立保育園に対しては、門扉へのオートロック機能導入の経費の一部を補助します。	
学童クラブ、区立幼稚園、	学童クラブ、区立幼稚園・認定こども園、保育園	

<p>保育園等におけるモニター付インターホンによる不審者対策</p> <p>[学校改築施設管理課・子どもわくわく課・保育課]</p> <p>ID3-5-7</p>	<p>等において、モニター越しに訪問者を確認できるモニター付インターホンの運用により、不審者対策を行っていきます。</p>	
<p>安全安心な給食の実施</p> <p>[保育課・学校支援課]</p> <p>ID3-5-10</p>	<p>園児・児童・生徒に安心安全でおいしい給食を提供するため、栄養士の管理の下で新鮮な食材を購入し、食品搬入時の点検や調理工程上の衛生管理に努め、保育園・区立小中学校・認定こども園で手づくりの給食を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調理従事者には毎月2回の細菌検査を実施します。 ・おかずの衛生検査を保育園は年4回、区立小中学校は年3回実施します。 ・日常点検票に基づき毎日衛生チェックをします。 ・北区保健所における給食調理場一斉衛生検査の実施及び衛生講習会を栄養士、委託調理従事員を含むスタッフが受講します。 	
<p>子どもに対する禁煙・防煙対策</p> <p>[教育指導課・健康推進課・生活衛生課]</p> <p>ID3-5-11</p>	<p>小学校及び中学校において行っている禁煙・防煙教育の充実を図り、直接子どもたちの理解を深めていきます。</p> <p>18歳未満の子を持つ禁煙治療費助成事業については、助成単価を増額することで禁煙への動機づけをより高めます。また、区立中学1年生を対象に喫煙・受動喫煙防止の啓発物を配布し、同時に喫煙習慣のある保護者に向けて禁煙治療費助成事業の案内を行い、家庭内での子どもの受動喫煙を防止するための実効性を高めていきます。</p>	

施策目標 4 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援

(1) 児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応及び総合的支援

◆主な取組

- 子ども家庭支援センターを中心に、関係各課、関係機関との情報共有をはじめとした連携を強化するとともに、地域全体で子育て家庭を支えるネットワークづくりを推進し、増加傾向にある児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応に努めます。
- 児童相談所の設置に向けて、東京都や他自治体と協力し、施設整備や人材育成等の検討・準備を推進します。
- 要保護児童対策地域協議会と配偶者からの暴力防止連絡協議会の機能を充実し、子ども家庭支援センターと児童相談所、健康支援センター、保育園、学校、子どもセンター（児童館）など関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援を行っていきます。

【主要事業】

[児童相談所開設準備担当課]

No.1 子ども・教育に関する複合施設の整備 ID4-1-1 (再掲 ID1-6-10、2-2-4)

児童福祉法等の一部改正により、特別区が、児童相談所を設置できるようになったことを踏まえ、児童相談所・一時保護所の整備とあわせて、子ども家庭支援センター、児童発達支援センター、教育総合相談センター等、子ども・教育に関わる総合的な相談拠点を一体的に整備します。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
子ども・教育に関する複合施設	整備	推進

[子ども家庭支援センター]

No.2 養育支援訪問事業 ID4-1-2

◎事業計画 ID2-5

★未来応援プラン ID86

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、具体的な養育に関する指導助言等を実施することによって、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
専門相談支援	延べ720回	延べ791回

No.3 要保護児童への対策及び配偶者からの暴力防止連絡協議会

★未来応援プラン ID89

ID4-1-3

要保護児童対策地域協議会を開催し、子ども家庭支援センターを中心に、児童相談所を始めとした関係機関が情報を共有しながら連携を一層推進し、要保護児童などへの適切な対応を図ります。また、配偶者からの暴力防止連絡協議会との合同開催により、関係機関相互の連携を図り、被害者の早期発見・支援等を検討するとともに、将来子どもたちが新たな加害者・被害者とならないよう、意識づくりへの予防啓発に取り組みます。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
①「要保護児童対策地域協議会」及び「配偶者からの暴力防止連絡協議会」代表者会議 ②居所不明児童対策会議	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策ID
養育支援家庭のための産前・産後育児サポート講座 [子ども家庭支援センター] ID4-1-4	養育支援を必要とする家庭を早期に把握して、居場所づくり・仲間づくりをすすめ、子育ての孤立化を防止し、児童虐待の未然防止を図ります。	
ペアレントトレーニング事業 [子ども家庭支援センター] ID4-1-5	子育てに不安感を抱いたり、子どもへの対応の仕方がわからない保護者に対し、ペアレントトレーニングを実施し、子育て力を向上させ、安定した親子関係を育み、児童虐待の未然防止を図ります。	

(2) 障害等特別な支援の必要がある子どもと家庭への支援

◆主な取組

- 障害またはその疑いのある乳幼児に対し、早期相談・早期療育が可能となるよう関係機関と連携しながら、児童発達支援センターを中心として発達支援を行います。
- 一人ひとりに応じた多様な学びの場の整備とともに、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習や副籍交流等を進め、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導及び必要な支援を行うなど、インクルーシブ教育システムの充実に向けて、特別支援教育の一層の充実に図ります。
- 日常的に医療的ケアを要する児童が、安心して学校生活を送ることができるよう、看護師を配置し、適切な医療的ケアを実施します。また、医療的ケアが必要で集団保育が可能な児童の保育園での受け入れを行います。
- ヤングケアラーなど支援が届いていない・届きにくい子どもと家庭を日常の様々な場面でできるだけ早期に発見し、具体的な支援や見守りにつなげていく取組を推進します。

【主要事業】

[子ども家庭支援センター]

No.1 児童発達支援センター ID4-2-1

★未来応援プラン ID6

18歳未満の子どもの発達や障害またはその疑いのある児童に対して、相談から療育までの総合的な支援を行うとともに、地域の中核的な施設として保育所等訪問支援事業や区民に障害理解の啓発活動など、地域支援に取り組みます。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
相談から療育までの総合的な支援	推進	推進

[教育総合相談センター]

No.2 特別支援教室における指導の充実 ID4-2-5

★未来応援プラン ID24

発達障害の児童が、すべての学校に在籍していることを前提とし早期に特別支援教育につなげるために、全小・中学校に特別支援教室を設置して、専門性の高い教員が巡回し、個に応じた特別支援教育を実施しています。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
特別支援教室の巡回指導	推進	推進

No.3 小・中学校巡回指導・専門家チームの派遣 ID4-2-6

障害特性を踏まえた適切な把握や障害に応じた適切な指導内容・方法に関し、学校及び担当教員を対象に効果的な指導や助言・支援を行うため、教育総合相談センターの特別支援教育指導員や心理士等で構成される巡回指導・専門家チームを派遣します。

主な指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
巡回指導・専門家チームの派遣	推進	推進

[保育課]

No.4 教育・保育施設における巡回指導員の派遣 ID4-2-7

障害児の教育・保育を推進するため、保育園、幼稚園・認定こども園に巡回指導員を派遣します。

主な指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
巡回指導員の派遣	推進	推進

[教育総合相談センター]

No.5 インクルーシブ教育システムの構築 ID4-2-8 ★未来応援プラン ID25

共生社会の実現に向けて全ての子どもが可能な限り共に学ぶことに配慮しつつ、自立と社会参加に向けて一人ひとりの教育的ニーズに応じた連続性のある多様な学びの場の充実を図ります。

主な指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
インクルーシブ教育システムの構築	推進	推進

[教育総合相談センター・保育課]

No.6 医療的ケアを必要とする子どもへの支援 ID4-2-16

日常的に医療的ケアを要する児童が、安心して学校生活等を送ることができるよう、看護師を配置し、適切な医療的ケアを実施します。

医療的ケアが必要で集団保育が可能な児童の保育園での受け入れを行います。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
医療的ケアを必要とする児童 受け入れ・支援	実施	推進

[障害福祉課]

No.7 医療的ケア児等コーディネーターの配置事業 ID4-2-17

保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐため、医療的ケア児等コーディネーターを配置します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
医療的ケア児等コーディネーターの配置	検討	配置

[子ども家庭支援センター]

No.8 ヤングケアラーの子どもと家庭の支援 ID4-2-18

ヤングケアラー連絡会を設置し、関係機関の連携強化と支援策の検討を行います。また、ヤングケアラーコーディネーターを配置し、ヤングケアラーの早期発見や現状把握に努め、適切なサービスへつなげていきます。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①ヤングケアラー連絡会の開催 ②ヤングケアラーコーディネーターの配置	実施	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策ID
保育園の特別支援児保育 [保育課] ID4-2-2	公私立保育園において、適正に職員を配置し、児童の発達の状況に応じた保育を行います。	★ID7
幼稚園等の特別支援児受け入れ [学校支援課・子ども未来]	区立幼稚園及び認定こども園において、わずかな手助けがあれば集団の中で他の幼児と一緒に園生活を送ることができる特別な支援を必要とする幼児を	★ID8

課] ID4-2-3	受け入れます。また、私立幼稚園等でも、特別支援対象児の受け入れを行います。	
小・中学校特別支援学級の設置 [教育総合相談センター] ID4-2-4	一人ひとりの児童・生徒に応じた多様な学びの場の充実を図るため、小・中学校に知的障害及び自閉症・情緒障害を対象とした特別支援学級の設置を進めていきます。	★ ID23
障害児通所支援事業（児童発達支援） [障害福祉課] ID4-2-9	乳幼児健診等で心身の発達に遅れやつまずき、あるいは疑いが認められた児童に対して、児童発達支援事業所において日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行います。また、医療的ケア児のニーズに対応するため、重症心身障害児を対象とした事業所の誘致を図ります。	
障害児通所支援事業（放課後等デイサービス） [障害福祉課] ID4-2-10	通学中の障害児に対して、放課後や学校休業日に放課後等デイサービス事業所において生活能力向上のために必要な訓練を行うとともに、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。また、医療的ケア児のニーズに対応するため、重症心身障害児を対象とした事業所の誘致を図ります。	
北区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業 [障害福祉課] ID4-2-11	在宅生活を送られている医療的ケアの必要な重症心身障害児等を介護されている家族等の休息、就労又は求職活動を支援することを目的として、訪問看護師が自宅等に出向き、一定時間家族の代わりに見守りを行います。	
障害児保育巡回指導員の派遣 [子どもわくわく課・保育課・子ども家庭支援センター] ID4-2-12	障害児の保育を推進するため、保育園及び学童クラブへ巡回指導員を派遣します。また、私立幼稚園にも巡回指導員を派遣します。	★ ID9
特別支援学級就学奨励費 [学校支援課] ID4-2-13	特別支援学級へ就学する児童・生徒の保護者及び学校教育法施行令第22条3の規定に該当する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、学用品購入費等就学に必要な経費について援助を行います。	★ ID32
特別児童扶養手当の支給 [子ども未来課] ID4-2-14	心身に障害があり、一定の条件に該当する20歳未満の児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。（国制度）	★ ID128
障害者世帯・ひとり親世帯転居費用助成 [住宅課]	（ひとり親世帯の内容）区内に1年以上居住しているひとり親世帯が、自己の責任によらない立ち退きを受けて、区内の民間賃貸住宅に転居した場合に、	★ ID137

ID4-2-15	礼金と仲介手数料の合計額について 15 万円を限度に助成します。	
----------	----------------------------------	--

(3) ひとり親家庭への支援

◆主な取組

- 生活の中に多くの課題を抱えている家庭に対し、生活全般に係る悩み事の相談に応じることや、交流会・講習会を行うことで、ひとり親家庭の孤立を防ぎ、必要な支援に確実につなぐ体制を整備します。
- ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や東京都と連携しながら、就業に向けた能力開発や技術取得の支援を推進します。
- 経済的な理由やひとり親世帯等の家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分についていない子どもを対象に、学習意欲や学力の向上のための子どもの状況に寄り添った学習の場の提供を推進します。
- 居住支援協議会において、ひとり親家庭等住宅確保要配慮者の、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に必要なしくみについて協議します。

【主要事業】

[子ども未来課]

No.1 ひとり親家庭等相談支援事業（そらまめ相談室）

ID4-3-1

★未来応援プラン ID97

ひとり親家庭の保護者等へ生活一般の悩み事に対する助言や、関係機関、各種支援策の情報提供等の相談支援を行います。また、カウンセラーの資格等を有する者を常時配置するほか、家計相談や養育費等の法律相談に対応するため、ファイナンシャルプランナーや弁護士を配置するなど、より専門的な相談にも対応する体制を推進します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
そらまめ相談室	推進	推進

[生活福祉課]

No.2 生活困窮・ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援

①生活困窮・ひとり親家庭等の小学生の学習支援事業 ID4-3-4

★未来応援プラン ID42

「生活困窮者自立支援法」に基づき、貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯及びひとり親家庭等の小学生に対する学習支援事業を行います。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
対象小学生への学習支援教室	推進	推進

②生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業

ID4-3-5

★未来応援プラン ID43

経済的な理由やひとり親世帯等の家庭の事情により、家庭での学習が困難な子どもや学習習慣が十分についていない子どもを対象に、学習意欲や学力の向上のため、子どもの状況に寄り添った学習の場の提供を推進します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
対象中学生への学習支援教室	推進	推進

No.3 ひとり親家庭の親の就業促進

ID4-3-12

★未来応援プラン ID110

ハローワーク等と連携して就労支援を行うとともに、就業に向けて教育訓練講座への参加や資格取得などを支援し、ひとり親家庭の生活の自立に向けた支援を推進します。また、ひとり親家庭に対して、自立支援給付金事業を実施します。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
①自立支援教育訓練給付金事業	推進	推進
②高等職業訓練促進給付金		

No.4 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進

ID4-3-13

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者等住宅の確保に配慮を要する者）が民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、住宅確保要配慮者または民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供や、その他の必要な支援について協議を行います。

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
子どもを養育している者等の民間賃貸住宅への円滑な入居促進	推進	推進

No.5 ひとり親家庭医療費助成 ID4-3-17

★未来応援プラン ID131

ひとり親家庭等（ひとり親または父か母が障害のある家庭で、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（児童が障害の場合は20歳未満まで）の保健の向上に寄与するとともに、ひとり親家庭等の福祉の増進を図るため、本人及び扶養者の保険診療にかかる医療費自己負担額（保険診療分）の全額または一部を区が助成します。（都制度）

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
ひとり親家庭医療費助成	推進	推進

No.6 児童扶養手当の支給 ID4-3-18

★未来応援プラン ID126

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）のいるひとり親家庭または父か母が重度の障害を有する家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。（国制度）

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
児童扶養手当の支給	推進	推進

No.7 児童育成手当の支給 ID4-3-19

★未来応援プラン ID127

18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育するひとり親家庭または父か母が重度の障害を有する家庭及び20歳未満の障害児を養育する家庭に対し、児童の福祉の増進を図るため、手当を支給します。（都制度）

主な指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和10年度）
児童育成手当の支給	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策ID
ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業 [子ども未来課]	ひとり親家庭の生活や就労を支援する講習会の実施や、ひとり親家庭がお互いの悩みを打ち明け、相談しあう機会となるイベント等を実施します。	

<p>ID4-3-2</p> <p>ひとり親家庭への生活支援の充実 [子ども未来課及び関係課]</p>	<p>家計と子育ての両方を一人で担い困難を抱えるひとり親家庭に対し、養育費の確保のための相談支援や、生活支援など、精神的負担の軽減も含めた総合的な支援の充実を図ります。</p>	<p>★ ID122</p>
<p>ID4-3-3</p> <p>ひとり親ガイドブック等の発行 [子ども未来課]</p>	<p>支援を必要としているひとり親家庭等が、必要な情報を容易に得られ適切な支援へと確実につながるよう、パンフレットやガイドブックの作成など、わかりやすい情報発信に努め、窓口や支援への誘導強化を図ります。</p>	<p>★ ID98</p>
<p>ID4-3-6</p> <p>ひとり親家庭に対する相談体制の整備(母子・父子自立支援員) [生活福祉課]</p>	<p>ひとり親家庭の母・父の就労支援をはじめ、必要な場合には、母子生活支援施設などの施設入所の案内、健康支援センター、児童相談所など他の機関の紹介や当該機関との連携により、生活上の問題の解決と自立に向けて支援を行います。</p>	<p>★ ID111</p>
<p>ID4-3-7</p> <p>ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 [生活福祉課]</p>	<p>ひとり親家庭の親が、その能力を開発し、適職につくために受講した教育訓練費用の一部を区が給付することによって、ひとり親家庭の自立を支援します。</p>	<p>★ ID112</p>
<p>ID4-3-8</p> <p>ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業 [生活福祉課]</p>	<p>ひとり親家庭の親の経済的な自立を促進するため、就業に結びつきやすい資格の取得及び技能の修得を支援し、修業期間中の生活の負担を軽減する目的で給付金を支給します。</p>	<p>★ ID113</p>
<p>ID4-3-9</p> <p>ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業【北区社会福祉協議会事業】 [北区社会福祉協議会]</p>	<p>ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金受給者に対して、養成機関の入学費用や就職準備金を貸し付け、修学を容易にすることにより資格取得を促進し、自立の促進を図ります。</p>	<p>★ ID114</p>
<p>ID4-3-10</p> <p>ひとり親家庭自立支援プログラム策定 [生活福祉課]</p>	<p>児童扶養手当を受給または受給見込みのひとり親家庭の親を対象に、個々に合わせた自立支援プログラム(就労計画書)を策定し、就労支援員が公共職業安定所と連携して就労を支援します。</p>	<p>★ ID115</p>
<p>ID4-3-11</p> <p>セーフティネット住宅家賃低廉化補助事業 [住宅課]</p>	<p>住宅確保要配慮者(子どもを養育する者等住宅の確保に特に配慮が必要な方)の入居を拒まない住宅として登録した住宅(セーフティネット住宅)のうち、「専用住宅」として登録された民間賃貸住宅の賃貸人に対し、当該住宅の家賃の一部を補助します。</p>	
<p>ID4-3-14</p> <p>母子生活支援施設(浮間ハイマート)</p>	<p>区内在住で、生活上の様々な問題を抱え、子ども(18歳未満の児童)の養育に困窮した母子世帯が入</p>	<p>★ ID124</p>

<p>[生活福祉課] ID4-3-15</p>	<p>所する児童福祉施設で、生活支援等を通じて自立の促進を支援します。</p>	
<p>障害者世帯・ひとり親世帯転居費用助成 [住宅課] ID4-3-16 (再掲 ID4-2-15)</p>	<p>区内に1年以上居住しているひとり親世帯が、自己の責任によらない立ち退きを受けて、区内の民間賃貸住宅に転居した場合に、礼金と仲介手数料の合計額について15万円を限度に助成します。</p>	<p>★ ID137</p>
<p>東京都母子及び父子福祉資金貸付 [生活福祉課] ID4-3-20</p>	<p>東京都内に、6ヶ月以上（修学・就学支度資金を除く）に居住している母子家庭の母又は父子家庭の父等で、20歳未満の子ども等を扶養している方へ修学、就職、転宅等の各種資金を貸し付けます。</p>	<p>★ ID132</p>
<p>女性福祉資金貸付 [生活福祉課] ID4-3-22</p>	<p>区内に居住している寡婦や未婚の女性の方などが経済的に自立し安定した生活を送るための資金を貸し付けます。</p>	<p>★ ID134</p>

(4) 生活困窮家庭への支援

◆主な取組

- 生活習慣や学習習慣の定着が不十分な生活困窮家庭への支援として、子どもの居場所づくりや学習支援事業、自立に向けた支援など、区民や NPO・ボランティア団体等と連携した多岐に渡る支援を行います。
- 生活保護世帯の子どもが、家庭環境や経済的な事情で進学をあきらめることがないように、学習のための費用の助成を行います。
- 子どもが元気で健やかに学校生活を過ごせるよう、家庭の経済事情に応じて給食費や学用品費などの費用を援助します。

【主要事業】

[生活福祉課]

No.1 生活困窮・ひとり親家庭等の子どもに対する学習支援

①生活困窮・ひとり親家庭等の小学生の学習支援事業 [ID4-4-1] ★未来応援プラン ID42
(再掲 ID4-3-4)

「生活困窮者自立支援法」に基づき、貧困の連鎖の防止のため、生活保護受給世帯の子どもを含む生活困窮世帯及びひとり親家庭等の小学生に対する学習支援事業を行います。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
対象小学生への学習支援教室	推進	推進

[子ども未来課]

②生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業 [ID4-4-2]
(再掲 ID4-3-5)

★未来応援プラン ID43

経済的な理由やひとり親世帯等の家庭の事情により、家庭での学習が困難な子どもや学習習慣が十分についていない子どもを対象に、学習意欲や学力の向上のため、子どもの状況に寄り添った学習の場の提供を推進します。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
対象中学生への学習支援教室	推進	推進

No.2 自立支援プログラム(次世代育成支援プログラム)

ID4-4-4

★未来応援プラン ID38

生活保護世帯で中学生・高校生の子どもの持つ保護者に塾費用を助成することにより、保護者と子どもの進級や進学意識を高め、高校・大学入学までの継続支援と子どもの社会的自立を促します。

主な指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
塾費用等の助成	推進	推進

[学校支援課]

No.3 就学援助

ID4-4-6

★未来応援プラン ID30、31

経済的理由によって児童・生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対し、義務教育に必要な費用(学用品購入費など)の一部を支給します。

主な指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
義務教育に必要な費用の支給	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策ID
生活保護制度 [生活福祉課] ID4-4-3	生活保護受給者に対し、国の定める基準によりその困窮の程度に応じて、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費及び就労自立給付金を支給します。	★ID125
高等学校等就学費の支給 [生活福祉課] ID4-4-5	生活保護受給世帯において、高等学校等に就学し卒業することが自立助長に効果的と認められる場合に、生活扶助費等とは別に、生業扶助費として高等学校等の就学費を支給します。	★ID39
外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金 [子ども未来課] ID4-4-7	外国人学校に幼児、児童及び生徒を通学させている外国人の保護者に対し、経済的負担を軽減するため、補助金を支給します。	★ID33
修学旅行支度金の支給 [生活福祉課] ID4-4-8	生活保護受給世帯で小学5、6年生または中学3年生の子どもがいる保護者に対し、修学旅行に参加する際に必要となる費用を支給します。	★ID34
北区奨学資金貸付事業	修学意欲がありながら、家庭の経済事情から高校、	★ID35

<p>[教育政策課]</p> <p>ID4-4-9</p>	<p>高等専門学校等の教育を受けることが困難な方に対して奨学資金の貸し付けを行います</p>	
<p>その他奨学金制度等の周知</p> <p>[教育政策課]</p> <p>ID4-4-10</p>	<p>北区奨学資金制度の周知のほか、修学資金を必要としている方の個々のニーズに合った各種貸付事業の情報を提供するなど、利用者の選択肢を広げる支援に努めます。</p>	★ ID36
<p>受験生チャレンジ支援貸付事業【北区社会福祉協議会事業】</p> <p>[地域福祉課・北区社会福祉協議会]</p> <p>ID4-4-11</p>	<p>学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室の受講費用及び高等学校、大学等の受験費用に必要な資金を貸し付け、低所得世帯の子どもを支援します。 (北区社会福祉協議会に委託)</p>	★ ID37
<p>生活困窮世帯の保護者への自立支援の推進</p> <p>[生活福祉課]</p> <p>ID4-4-12</p>	<p>経済的に困難な状況にある家庭の保護者に対し、就業による自立に向けた包括的な支援を推進します。</p>	★ ID107
<p>北区くらしとしごと相談センター（生活困窮者自立支援事業）</p> <p>[生活福祉課]</p> <p>ID4-4-13</p>	<p>生活保護に至る前段階の生活困窮者に対し、包括的な相談支援を行い、就労支援、住居確保給付金、家計相談支援、就労準備支援など自立に向けた支援を行います。</p>	★ ID108
<p>就労準備支援事業（生活困窮者自立支援事業）</p> <p>[生活福祉課]</p> <p>ID4-4-14</p>	<p>平成 29 年度より、雇用による就業が困難な生活困窮者に対し、就労準備支援プログラムを作成し、「日常生活自立に関する支援」、「社会生活自立に関する支援」、「就労に関する支援」を一貫して行います。</p>	★ ID109
<p>被保護者就労支援事業</p> <p>[生活福祉課]</p> <p>ID4-4-15</p>	<p>生活保護受給者からの就労等に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、自立に向けた就労支援を行います。</p>	★ ID116
<p>被保護者自立促進事業</p> <p>[生活福祉課]</p> <p>ID4-4-16</p>	<p>生活保護受給者及び中国残留邦人等に対し、就労支援、社会活動参加支援等の自立支援に要する経費の一部を支給します。</p>	★ ID117
<p>中高年者向け就職支援セミナー</p> <p>[産業振興課]</p> <p>ID4-4-17</p>	<p>就職活動の流れと注意点や求人情報収集の仕方などを解説するセミナーを実施します。</p>	★ ID119
<p>就職フェア in 王子</p> <p>[産業振興課]</p> <p>ID4-4-18</p>	<p>ハローワーク王子等と共同で、区内企業への就職を促すことを目的に、区内企業を対象とした合同就職面接会を実施します。</p>	★ ID121
<p>生活福祉資金貸付</p> <p>【北区社会福祉協議会事</p>	<p>低所得・高齢・障害者世帯の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図る</p>	★ ID135

業] [北区社会福祉協議会] ID4-4-19	ことを目的に資金の貸付を行います。	
区営住宅の供給 [住宅課] ID4-4-20	住宅に困っている一定所得以下の方のために、低廉な家賃で住宅を供給しています。	★ ID136
住居確保給付金の支給 (生活困窮者自立支援事業) [生活福祉課] ID4-4-21	離職等により住居を失ったもしくは失う恐れのある方に対し、住居確保と就労支援のため、一定期間の家賃助成を行います。	★ ID138
子どもの貧困に関する区民向け講演会をはじめとした啓発活動 [子ども未来課] ID4-4-22	子どもの貧困について、平成 29 年度から地域や企業、NPO などに向けた講演会等の啓発活動を実施するとともに、積極的な情報発信により、幅広く理解と協力を求め、困難を抱える家庭の子どもや保護者を地域全体で見守り、支える機運の醸成と支援に関わる人材の育成を図ります。	★ ID139
北区応援サポーター寄附制度への子どもの貧困対策に関するメニュー設定 [企画課・税務課・子ども未来課] ID4-4-23	北区応援サポーター寄附制度を通じて、区民全体に子どもの貧困対策への理解と協力を広く呼びかけ、困難を抱える家庭の子どもや保護者を見守り、支える機運の醸成を図ります。	★ ID140

(5) 多文化共生に向けた支援

◆主な取組

- 外国人の子どもの就学機会が適切に確保されるよう周知していくとともに、日本語活用が困難な児童・生徒が日本語を習得できるよう支援していきます。
- 日本語活用が困難な保護者に対しては、「やさしい日本語」の活用によるほか、多言語による子育てに関する情報の提供を推進します。

【主要事業】

[学校支援課・教育総合相談センター・教育指導課]

No.1 日本語学級 ID4-5-1

★未来応援プラン ID26

日本語指導や学校生活適応指導を中心に、帰国児童・生徒、外国人児童・生徒の実態に即した指導を行い、自己のもつ能力や特性を十分に発揮させ、集団生活によりよく適応できるよう支援するとともに、引き続き、児童・生徒数の推移や地域性等を十分踏まえながら、日本語学習環境の充実を推進します。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
①日本語学級の設置 ②日本語適応指導員の派遣 ③日本語適応指導教室担任研修	推進	推進

[総務課]

No.2 【日本語活用が困難な保護者や子どもへの対応】
やさしい日本語研修 ID4-5-4

外国人とのコミュニケーションを図るためのツールとして、「やさしい日本語」の活用を推進します。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
やさしい日本語研修	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
-----	------	-----------

<p>【日本語活用が困難な保護者や子どもへの対応】</p> <p>①はぴママ面接・乳幼児健診等における妊婦や保護者への対応</p> <p>[健康推進課]</p> <p>ID4-5-2</p>	<p>はぴママ面接・乳幼児健診等においては、使用する問診票や案内について正しく理解してもらうため、多言語による問診票等を作成していくとともに、タブレット端末による通訳システムを運用します。</p>	
<p>②区立小・中学校や保育園等における通訳派遣</p> <p>[総務課]</p> <p>ID4-5-3</p>	<p>区立小・中学校や保育園等において、保護者や子どもが手続や相談をする際の支援として、通訳を派遣します。</p>	
<p>③子育てガイドブックの外国語表示</p> <p>[子ども未来課]</p> <p>ID4-5-5</p>	<p>子育てガイドブックにやさしい日本語によるページ及び外国語で閲覧される方向けの二次元コードを搭載することで、日本語でなくても子どもや子育てに関する情報提供を推進します。</p>	

施策目標 5 安心して子育てと仕事ができる環境づくり

(1) ワーク・ライフ・バランスの理解促進

◆主な取組

- 性別や年齢にかかわらず、子育て中であるなど個人の置かれた状況に応じて、多様で柔軟な働き方ができる社会をめざして、ワーク・ライフ・バランスの重要性の周知活動を行い、さらなる理解促進に努めます。
- すべての人がライフステージに合わせた自分らしい多様な生き方ができるよう、キャリア形成や就労・復職に対する支援、働き方に対する意識改革等、様々な取組を推進します。

【主要事業】

[多様性社会推進課]

No.1 ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供 ID5-1-1

ワーク・ライフ・バランスの取組や推進方法等に役立つ情報について、講座や情報誌等で周知活動を行います。

主な指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供	推進	推進

[多様性社会推進課]

No.2 働き方に対する意識改革 ID5-1-2

男性も女性も共に家事・育児の担い手として活躍できるよう、女性だけでなく男性の育休取得も促進するなど、働き方の見直しについての啓発を民間企業(企業経営者・人事労務管理者等)に働きかけていきます。

主な指標	現状値(令和5年度)	目標値(令和10年度)
民間企業に対する従業員の働き方の見直しについての啓発	推進	推進

No. 3 東京都北区 SDGs 推進企業認証制度 ID5-1-4

SDGs 認証制度の評価項目に、ワーク・ライフ・バランスに関する評価を含めるとともに、区内企業における SDGs の取組み促進を図ります。

主な指標	現状値（令和 5 年度）	目標値（令和 10 年度）
東京都北区 SDGs 推進企業認証制度	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
区職員へのワーク・ライフ・バランス推進 [職員課] ID5-1-3	区職員に対して、特定事業主行動計画に基づき、育児の日やノー残業デーを設定するなど、区が率先してワーク・ライフ・バランスを推進します。	

(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

◆主な取組

○仕事と子育ての両立を推進するため、企業への働きかけを行うとともに、雇用環境や労働条件を整備する企業の取組を支援します。

【主要事業】

[多様性社会推進課]

No.1 アドバイザー派遣制度の推進 ID5-2-1

ワーク・ライフ・バランスに取り組もうとする企業や、ワーク・ライフ・バランスの取組をさらに向上させようとする企業に、専門のアドバイザーを派遣します。

主な指標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
アドバイザー派遣	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
区民相談室 (法律相談等) [広報課] ID5-2-2	日常生活で生じた法律問題や困りごとなどをもつ区民を対象に、相談内容に応じて弁護士・司法書士等が相談に対応します。	★ ID104
こころと生き方・DV相談 [多様性社会推進課] ID5-2-3	DV相談 (配偶者等からの暴力)、夫婦・親子関係、職場等での人間関係など、生きていく上での悩みや問題の相談に対応します。	★ ID105

(3) 性別による固定的な役割分担意識にかかわらず子育てを担う社会の推進

◆主な取組

- 男女の固定的役割分担意識を解消し、男女ともに育児や家事に積極的に関わり、共に子育てを担う地域づくりを進めます。
- 幼稚園、保育園、認定こども園、小・中学校の日常活動の中で、子どもたちが発達段階に応じて男女共同参画の考え方を身につけることができるよう配慮を行うとともに、男女の固定的役割分担にとらわれないキャリア教育を推進します。

【主要事業】

[多様性社会推進課]

No.1 女性のための LINE 相談 ID5-3-3 (再掲 ID1-5-18)

学校や家庭等に関する悩みを抱えた児童・生徒からの相談に LINE で対応します。

主な指標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 10 年度)
LINE 相談事業	推進	推進

[教育指導課]

No.2 学校教育等における男女共同参画意識の形成 ID5-3-5

子どもたちが、その成長に応じた学びの場において、長期的な男女共同参画意識の啓発を行うため、教職員への研修の充実や、小・中学校、幼稚園、認定こども園、保育園での意識啓発を行い、固定的性別役割分担にとらわれないキャリア教育を推進します。

主な指標	現状値 (令和 5 年度)	目標値 (令和 10 年度)
教職員への研修の実施	推進	推進

【事業】

事業名	事業内容	関連計画施策 ID
父親への支援事業 [子ども未来課] ID5-3-1	子どもセンター (児童館) において、父親向けの支援事業や親育ちサポート事業 (「パパのための NP プログラム」) を実施し、父親の育児参加を支援します。	

	また、これらの講座を通して、父親同士のコミュニケーションの場を提供し、ネットワークづくりのきっかけをつくります。	
女性のための法律相談 [多様性社会推進課] ID5-3-2	離婚や相続、セクシュアル・ハラスメントなど、身の回りで起こる様々な問題に関する相談に、女性弁護士が相談に対応します。	★ID106
女性再就職支援事業 [産業振興課] ID5-3-4	結婚・育児・介護等で離職し再就職を希望する区内女性を対象として、企業等で働くための技能・技術などを学ぶためのセミナーや、再就職にあたっての個々の相談に応じる個別相談会を実施します。	★ID120

第5章 子ども・子育て支援事業計画

3 / 3

1 子ども・子育て支援事業計画の考え方

本章「子ども・子育て支援事業計画」では、「子ども・子育て関連3法」に基づく、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実をめざし、北区における幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の見込み量や確保方策を定めます。

2 区域設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとしています。

本計画では、保育及び放課後児童健全育成事業を3つの区域（赤羽地域、王子地域、滝野川地域）に分けて、その他の事業については北区全域を1区域として、サービスの提供体制を検討します。

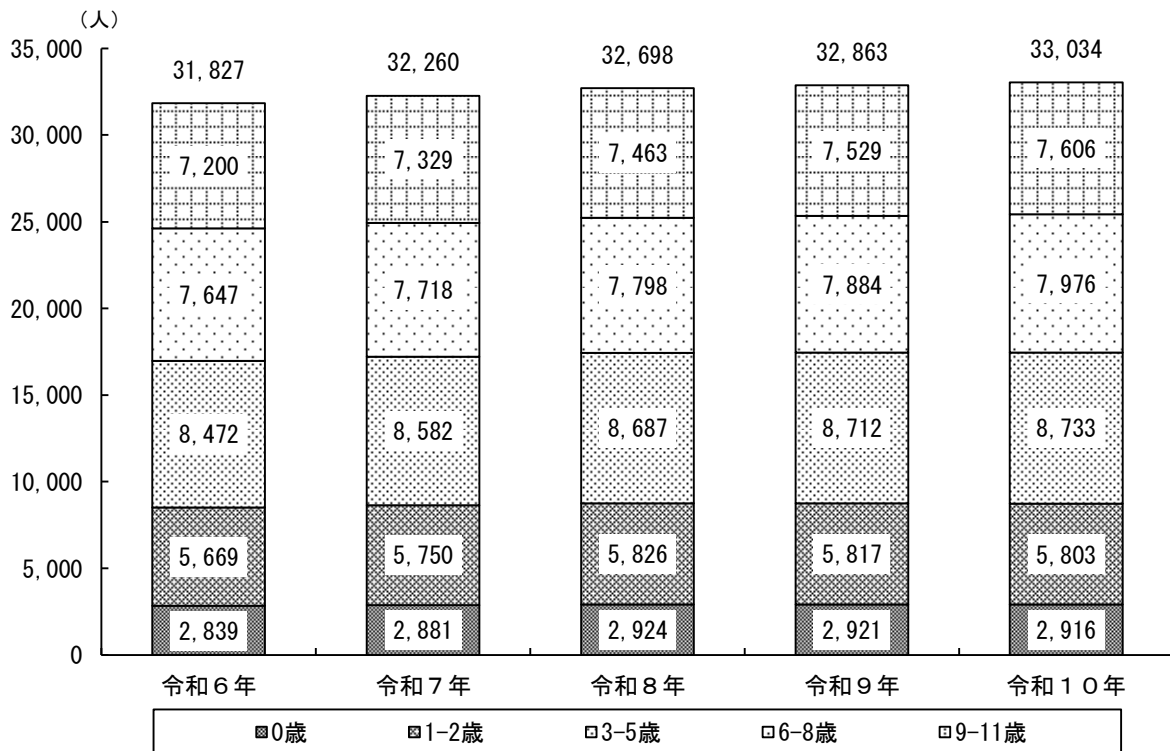
図 北区全域図



3 人口推計

「北区基本計画 2020」の改定のために実施された北区人口推計調査に基づき、2041 年までの年少人口の推計が令和 3 年 10 月に報告されました。この年少人口を令和 6 年から令和 10 年の 5 年間について 0 歳から 11 歳まで歳児別に推計し、幼児期の学校教育・保育の量の見込み及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを算出していきます。

図 人口推計



4 子ども・子育て支援事業計画の体系

子ども・子育て支援事業計画では、幼児期の学校教育・保育の量の見込み、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期等を定めます。

<p>幼児期の 学校教育・保育</p>	<p>(1) 保育園 認定こども園※ (保育利用分) 地域型保育※ (2) 幼稚園 認定こども園 (教育利用分)</p>
<p>地域子ども・子育て 支援事業</p>	<p>(1) 利用者支援事業 (2) 地域子育て支援拠点事業 (3) 妊婦健康診査 (4) 乳児家庭全戸訪問事業 (5) 養育支援訪問事業 (6) 子育て短期支援事業 (ショートステイ) (7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) (8) 一時預かり事業 (9) 延長保育事業 (10) 病児病後児保育事業 (11) 放課後児童健全育成事業 (学童クラブ) (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 (13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業</p>

※ 認定こども園：幼稚園と保育園両方の役割を持つ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のことです。

※ 地域型保育：原則 19 人以下の少人数単位で 0～2 歳のお子さんを預かる事業です。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の 4 つのタイプがあります。

5

幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 保育園 認定こども園 (保育利用分) 地域型保育

【今後の方向性】

- 令和5年4月期の保育園入所における待機児童が解消された状況を踏まえ、当面、認可保育所、小規模保育事業所等の公募は行わないこととしますが、地域ごとの保育ニーズを引き続き分析し、必要に応じた対応を検討します。
- 多様なサービスを選択できるように、保育事業の充実を図ります。

量の見込みの 考え方	申込実績から算出した入所希望率を基に算出。
確保方策の 考え方	人口推計及び入所希望率を基に、認可定員の過不足数を算出し、待機児童を解消できるように確保量を設定する。

■ 北区全域

(人)

	1年目 (令和6年度)			2年目 (令和7年度)			3年目 (令和8年度)			4年目 (令和9年度)			5年目 (令和10年度)			
	2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	4,768	3,375	696	4,829	3,423	707	4,889	3,468	718	4,902	3,462	716	4,914	3,451	714	
②確保方策	特定教育・保育施設※	5,429	3,231	711	5,369	3,216	701	5,309	3,201	691	5,249	3,186	681	5,189	3,171	671
	特定地域型保育事業※	0	267	102	0	267	102	0	267	102	0	267	102	0	267	102
	認可外保育施設等	0	72	19	0	72	19	0	72	19	0	72	19	0	72	19
② - ① 過不足	661	195	136	540	132	115	420	72	94	347	63	86	275	59	78	

※ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業：

幼稚園、保育園、認定こども園のうち、子ども・子育て支援法第31条の「確認」を受けた施設を「特定教育・保育施設」、地域型保育事業のうち、同法第43条の「確認」を受けた事業を「特定地域型保育事業」と呼びます。

※ 子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもに対して、年齢と保育の必要性の有無によって、以下のように3つの認定区分が設けられています。

1号認定・・・保育の必要性がなく、幼稚園等での教育を希望する3～5歳

2号認定・・・保育の必要性がある、3～5歳

3号認定・・・保育の必要性がある、0～2歳

なお、2号認定者のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強い方の量の見込みは「(2) 幼稚園・認定こども園(教育利用分)」に入ります。

■ 赤羽地域

(人)

	1年目 (令和6年度)			2年目 (令和7年度)			3年目 (令和8年度)			4年目 (令和9年度)			5年目 (令和10年度)			
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	2,047	1,355	267	2,074	1,377	272	2,101	1,399	277	2,116	1,405	278	2,130	1,407	278	
②確保方策	特定教育・保育施設*	2,318	1,307	291	2,298	1,307	286	2,278	1,307	281	2,258	1,307	276	2,238	1,307	271
	特定地域型保育事業*	0	58	20	0	58	20	0	58	20	0	58	20	0	58	20
	認可外保育施設等	0	48	13	0	48	13	0	48	13	0	48	13	0	48	13
② - ① 過不足	271	58	57	224	36	47	177	14	37	142	8	31	108	6	26	

■ 王子地域

(人)

	1年目 (令和6年度)			2年目 (令和7年度)			3年目 (令和8年度)			4年目 (令和9年度)			5年目 (令和10年度)			
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	1,526	1,120	222	1,541	1,132	225	1,558	1,144	228	1,547	1,128	224	1,534	1,110	221	
②確保方策	特定教育・保育施設*	1,659	1,052	238	1,639	1,042	233	1,619	1,032	228	1,599	1,022	223	1,579	1,012	218
	特定地域型保育事業*	0	99	37	0	99	37	0	99	37	0	99	37	0	99	37
	認可外保育施設等	0	24	6	0	24	6	0	24	6	0	24	6	0	24	6
② - ① 過不足	133	55	59	118	43	56	101	31	53	112	47	57	125	65	60	

■ 滝野川地域

(人)

	1年目 (令和6年度)			2年目 (令和7年度)			3年目 (令和8年度)			4年目 (令和9年度)			5年目 (令和10年度)			
	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	2号		3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
①量の見込み	1,195	900	207	1,214	914	210	1,230	925	213	1,239	929	214	1,250	934	215	
②確保方策	特定教育・保育施設*	1,452	872	182	1,432	867	182	1,412	862	182	1,392	857	182	1,372	852	182
	特定地域型保育事業*	0	110	45	0	110	45	0	110	45	0	110	45	0	110	45
	認可外保育施設等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
② - ① 過不足	257	82	20	218	63	17	182	47	14	153	38	13	122	28	12	

○ 3号認定子どもの保育利用率※

■ 北区全域

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
3号認定確保方策	4,402	4,377	4,352	4,327	4,302
0-2歳推計人口	8,508	8,631	8,750	8,738	8,719
保育利用率	51.7%	50.7%	49.7%	49.5%	49.3%

■ 赤羽地域

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
3号認定確保方策	1,737	1,732	1,727	1,722	1,717
0-2歳推計人口	3,498	3,556	3,615	3,628	3,635
保育利用率	49.7%	48.7%	47.8%	47.5%	47.2%

■ 王子地域

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
3号認定確保方策	1,456	1,441	1,426	1,411	1,396
0-2歳推計人口	2,619	2,648	2,679	2,641	2,601
保育利用率	55.6%	54.4%	53.2%	53.4%	53.7%

■ 滝野川地域

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
3号認定確保方策	1,209	1,204	1,199	1,194	1,189
0-2歳推計人口	2,391	2,427	2,456	2,469	2,483
保育利用率	50.6%	49.6%	48.8%	48.4%	47.9%

※ 保育利用率：満3歳未満の子どもの人口に占める、保育所等の利用定員数（前頁、前々頁の3号確保方策の値の合計数）の割合です。

(2) 幼稚園 認定こども園 (教育利用分)

【今後の方向性】

○就学前教育のさらなる充実と、未就学児童を有する家庭の子育て支援を図るため、既存の区立幼稚園を区立認定こども園へ移行していきます。

量の見込みの 考え方	「北区の子ども」はニーズ調査の結果を基に算出。 「他区市町村の子ども」は各年度の北区の子どもの量の見込みの 47%を見込む。
確保方策の 考え方	募集定員数から算出。 「北区の子ども」は量の見込みの 100%を確保する。 特定教育・保育施設と確認を受けない幼稚園の内訳は、「北区の子ども」見込み数に、令和 6 年度想定の利用定員総数に対する各利用定員数の割合を乗じて算出。 「他区市町村の子ども」は、利用定員数から「北区の子ども」の確保数を差し引いた後の受け入れ可能数とする。

		令和 6 年度		令和 7 年度		令和 8 年度		令和 9 年度		令和 10 年度	
		1号	2号 幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	1号	2号 幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	1号	2号 幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	1号	2号 幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い	1号	2号 幼児期の 学校教育の 利用希望が 強い
① 量の 見込み	北区の 子ども	1,723	817	1,745	828	1,767	838	1,772	841	1,777	843
		2,540		2,573		2,605		2,613		2,620	
	他区市町村 の子ども	1,194		1,209		1,224		1,228		1,231	
② 確保 方策	北区の 子ども	2,540		2,573		2,605		2,613		2,620	
	特定教育・ 保育施設	254		257		261		261		262	
	確認を受け ない幼稚園	2,286		2,316		2,344		2,352		2,358	
	他区市町村 の子ども	1,240		1,256		1,272		1,276		1,279	
	特定教育・ 保育施設	124		126		127		128		128	
	確認を受け ない幼稚園	1,116		1,130		1,145		1,148		1,151	
② - ① 過不足		46		47		48		48		48	

※ 特定教育・保育施設：区立幼稚園、確認を受けた私立幼稚園、認定こども園（教育利用分）

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども子育て支援の推進にあたって、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。具体的には次の業務を行います。

①利用者支援

利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、助言等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにします。

②地域連携

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。

③本事業の実施にあたり、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。

【今後の方向性】

- 妊娠期から支援の必要な妊婦を把握し、早期から関わりを持つとともに、必要に応じて関係機関とも連携して支援を推進します。
- 子育て家庭や妊産婦のニーズにあわせて、幼稚園・保育園などの施設や、地域の子育て支援事業などの情報提供を行い、必要に応じて相談・助言を行っていきます。
- 地域連携を推進するため、子ども家庭支援センターは「特定型」から「基本型」への移行をめざします。

確保方策の 考え方	<p>「特定型」：利用者支援を実施する窓口。子ども家庭支援センター1カ所。</p> <p>「基本型」：利用者支援と地域連携を実施する窓口。子ども家庭支援センターは「特定型」から「基本型」への移行をめざす。</p> <p>「母子保健型」：王子・赤羽・滝野川の各健康支援センター3カ所で実施する子育て世代包括支援センター事業。</p> <p>引き続き、地域の子育て家庭にとって適切な施設・事業の利用の実現を図る。</p>
--------------	--

(カ所)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
確保方策	4	4	4	4	4

(2) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を設置し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

【今後の方向性】

- 児童館は乳幼児親子の居場所機能を中心とする子どもセンターへの移行を進め、乳幼児親子専用室の確保、乳幼児活動や相談事業の充実、交流・参加型事業の充実など、子育て支援拠点としての事業を充実していきます。
- 区の施設における場の提供だけでなく、多様なニーズに応えるため、引き続き地域で活動する団体とも連携を図ってサービスの提供を行います。
- 子育て支援拠点の充実に向け、現行の児童館に加え、NPOなどと連携し、商店街の空き店舗などを活用して街中に整備し、子どもや保護者が気軽に集える場所を増やしていきます。
- 子ども家庭支援センターは乳幼児親子に対して、遊びと交流の場、子育て支援情報等を提供するとともに子どもや子育て家庭の身近な相談窓口として、育児、しつけ、児童虐待など様々な相談に対応していきます。

量の見込みの 考え方	ニーズ調査を基に算出。 就学前の子どもの保護者について「地域子育て支援拠点事業を利用している人の利用回数」と「利用していないが今後利用したい人の利用意向回数」から算出。
確保方策の 考え方	量の見込みの100%を確保する※。

(延べ人数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み	328,030	332,569	336,859	337,143	337,161
確保方策	328,030	332,569	336,859	337,143	337,161

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(3) 妊婦健康診査

【事業概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

【今後の方向性】

○公費負担による妊婦健康診査を実施することで定期的な受診を推進し、母子ともに安全安心な出産をめざします。

量の見込みの 考え方	人口推計から予測した妊婦数（母子手帳交付数）に、1人あたりの平均受診回数（実績）を乗じて算出。
確保方策の 考え方	量の見込みの100%を確保する※。

（延べ回数、（ ）内は実人数）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み	37,825回 (3,278人)	38,379回 (3,326人)	38,956回 (3,376人)	38,921回 (3,373人)	38,852回 (3,367人)
確保方策	37,825回 (3,278人)	38,379回 (3,326人)	38,956回 (3,376人)	38,921回 (3,373人)	38,852回 (3,367人)

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

【今後の方向性】

○乳児と保護者の状況を把握し、必要な助言や支援を行うとともに、保護者の不安や悩みを軽減し、特に支援が必要と認められる家庭については、早期に関係機関と連携して必要なサービスにつなげていきます。

量の見込みの 考え方	各年の0歳児推計数に、91.9%（里帰り出産等を考慮し、過去の実績から算出した割合）を乗じて算出。
確保方策の 考え方	量の見込みの100%を確保する※。

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み	2,610	2,649	2,688	2,685	2,681
確保方策	2,610	2,649	2,688	2,685	2,681

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(5) 養育支援訪問事業

【事業概要】

子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施することによって、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図ります。

【今後の方向性】

○特定妊婦など、妊娠期から支援を必要とする人を把握し、子育ての不安が強く養育が困難な家庭に対し、家庭で自立した生活が送れるよう子育てを支援していきます。

量の見込みの 考え方	対象年齢人口に対する訪問家庭数の割合実績から推計。
確保方策の 考え方	量の見込みの 100%を確保する※。

(延べ人数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み	762	772	783	787	791
確保方策	762	772	783	787	791

※ 量の見込みの 100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

(6) 子育て短期支援事業 (ショートステイ)

【事業概要】

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、子どもを児童福祉施設で一時的に預かります。また、不適切な養育状態にある家庭など虐待のおそれやリスク等がみられる場合児童を養育し、生活指導並びに発達及び行動の観察を行うとともに、保護者の支援を行います。

【今後の方向性】

- ひとり親家庭の増加や共働き世帯の増加、児童虐待新規受理件数等に伴い、ニーズの増加が見込まれます。
- 利用者がより使いやすい事業となるよう、対象年齢の拡大や利用目的の拡充などを検討していきます。

量の見込みの 考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 「一時預かり等の事業の今後の利用希望者数」に「利用したい合計日数の平均」を乗じ、ショートステイやその他等の保育事業の利用者割合から推計。
確保方策の 考え方	1日あたり利用人数を3人とし、開所日数を乗じて算出。 ※1日の定員は子どもショートステイ7人、乳幼児ショートステイ1人とあわせて8人まで。

(延べ人数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	816	856	898	942	989
②確保方策	1,095	1,095	1,095	1,095	1,095
② - ① 過不足	279	239	197	153	106

(7) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業) 就学児[※]

【事業概要】

育児の支援を受けたい乳幼児や小学生のいるファミリー会員と、育児の支援を行うサポート会員との有償の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

【今後の方向性】

- 利用内容の多くは保育園・学童クラブ等への送り迎えであり、年少人口の増加や共働き世帯の増加等に伴い、利用ニーズは今後も増えることが見込まれます。
- 安定したサポート会員の確保と人材の育成を充実させていきます。
- 事業のさらなる周知や、両会員が互いに使いやすい事業となるよう取り組みを進め、地域での子育て支援を推進していきます。

量の見込みの 考え方	過去の利用申込数の実績を参考に段階的に増加することを推定。 ※未就学児の利用については、(8) の一時預かり事業で量を見込んでいます。
確保方策の 考え方	令和4年度の利用実績から段階的に確保数を増やし、令和10年度に実働サポート会員160人が月6回、就学児分の利用割合に応じた活動をした人数が確保できるよう算出。

(延べ人数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	3,693	3,988	4,307	4,652	5,024
②確保方策	3,860	4,162	4,464	4,766	5,069
② - ① 過不足	167	174	157	114	45

(8) 一時預かり事業

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育園、認定こども園、私立幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育・養育を行います。

新制度の一時預かり事業には、現行の預かり保育（幼稚園）、一時保育（保育園）を基本としつつ、幼稚園等での主に園児を対象にした一時預かり（「幼稚園型」という。）や保育園等の空き定員を利用した一時預かり（「余裕活用型」という。）等、いくつかの種類があります。

【今後の方向性】

- 保護者に用事が生じたときや、多様な家庭の課題（子育てに伴う心理的、身体的負担や求職、介護等）の解消のため、保育園等における一時預かり保育の重要性は高まっています。利用方法の周知等にさらに努めます。
- 保育園等における定員の見直しのタイミング等を捉え、保育事業者の意向等も踏まえつつ、一時預かり保育の確保方策を講じます。
- 就労等により保育の必要性を認定された保護者が幼稚園を利用する場合、預かり保育利用料の補助を行うとともに、幼稚園に対しては一時預かり事業（預かり保育）を推奨し、待機児童対策に資することをめざします。

○幼稚園の一時預かり（預かり保育）

量の見込みの 考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 1号認定の保護者の利用意向率に平均利用希望日数を乗じた延べ人数と、2号認定の保護者のうち特に幼稚園の希望が強い保護者の人数に平均年間就労日数を乗じた延べ人数を合計。
確保方策の 考え方	量の見込みの100%を確保する*。

(延べ人数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
量の見込み	178,936	180,016	182,845	187,228	192,582
確保方策	178,936	180,016	182,845	187,228	192,582

※ 量の見込みの100%を確保する事業については、確保方策を量の見込みと同数にしています。

○幼稚園以外（保育園の一時預かり保育・緊急保育、ファミリー・サポート・センター事業(就学前)、トワイライトステイ）

量の見込みの 考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 計画期間における人口推計に対して利用希望日数を乗じて算出。
確保方策の 考え方	各事業の利用可能数を合計する。

(延べ人数)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	47,693	48,350	48,979	49,013	49,018
②確保方策	50,100	50,100	50,100	50,100	50,100
② - ① 過不足	2,407	1,750	1,121	1,087	1,082

(9) 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等で保育を実施します。

【今後の方向性】

- 保護者が安心して仕事と子育てを両立できるよう、様々な就労形態に対応した保育サービスの充実が求められています。
- 利用実績やニーズに合わせた延長保育の充実に努めます。

量の見込みの 考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。
確保方策の 考え方	各園の延長保育定員数に基づき算出。

(人)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	1,146	1,162	1,177	1,177	1,176
②確保方策	1,865	1,895	1,895	1,895	1,895
② - ① 過不足	719	703	688	688	689

(10) 病児病後児保育事業

【事業概要】

病児・病後児について、病院・保育園等に付設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育を行います。

【今後の方向性】

- 保護者の子育てと就労の両立を支援する病児保育のニーズが高まっています。病児・病後児が安心して過ごせる保育環境を整えるために、安全・安心な施設や保育体制づくりに努めます。
- 平成 27 年度に開始した居宅訪問型病児・病後児保育事業については、病中における施設往來の負担にも配慮し、補完的な制度として継続していきます。

量の見込みの 考え方	ニーズ調査の結果を基に算出。 計画期間における人口推計に対して利用希望数を乗じて算出。
確保方策の 考え方	病児・病後児保育を実施事業所数に、利用定員と実施日数を乗じて算出。

(延べ人数)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
①量の見込み	2,980	2,980	2,980	2,980	2,980
②確保方策	3,675	3,675	3,675	3,675	3,675
② - ① 過不足	695	654	615	613	612

(11) 放課後児童健全育成事業 (学童クラブ)

【事業概要】

就労等により、保護者が昼間家庭にいない小学校児童に対し、放課後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ります。

【今後の方向性】

- 「北区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、従事者数、施設・設備、開所に係る基準を満たすよう、整備を進めます。
- 待機児童^{*}の解消については、学校ごとの児童数や利用ニーズの動向を踏まえ、学校内及び周辺の公共施設の活用等、あらゆる方法を検討し、定員の拡大に向けた整備を進めるとともに、放課後子ども教室（一般登録）に延長時間を設け、待機児童が生じない仕組みを令和6年度から構築します。
- 小学校4年生以上の児童については、一般登録で対応していきます。

量の見込みの 考え方	学童クラブの利用実績から算出した利用率を基に算出。
確保方策の 考え方	各年度の定員の不足数を算出し、待機児童を解消できるように必要な確保量を設定。

■ 北区全域

(人)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	1年生	1,497	1,513	1,530	1,547	1,565
	2年生	1,174	1,184	1,197	1,210	1,223
	3年生	936	946	955	966	978
	合計	3,607	3,643	3,681	3,723	3,765
②確保方策		3,845	3,845	3,845	3,885	3,965
② - ① 過不足		238	202	164	162	200
量の見込み	4年生	423	426	431	436	441
	5年生	166	170	174	175	178
	6年生	72	74	75	76	77
	合計	661	670	681	687	695
確保方策		0*				

■ 赤羽地域

(人)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	1年生	620	624	630	640	650
	2年生	496	498	502	510	517
	3年生	427	431	433	440	447
	合計	1,543	1,553	1,565	1,589	1,614
②確保方策		1,565	1,565	1,565	1,605	1,645
② - ① 過不足		22	12	0	16	31
量の見込み	4年生	140	141	142	144	146
	5年生	52	53	54	55	55
	6年生	34	35	36	36	36
	合計	227	229	232	235	237
確保方策		0*				

■ 王子地域

(人)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	1年生	473	478	481	484	487
	2年生	355	357	360	362	364
	3年生	263	265	268	269	271
	合計	1,091	1,100	1,109	1,115	1,122
②確保方策		1,255	1,255	1,255	1,255	1,255
② - ① 過不足		164	155	146	0140	133
量の見込み	4年生	138	139	140	141	142
	5年生	39	39	40	40	41
	6年生	17	17	18	18	18
	合計	193	195	198	199	200
確保方策		0*				

■ 滝野川地域

(人)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
①量の見込み	1年生	404	411	418	423	428
	2年生	323	329	334	338	342
	3年生	246	250	254	257	260
	合計	973	990	1,006	1,018	1,030
②確保方策		1,025	1,025	1,025	1,025	1,065
② - ① 過不足		52	35	19	7	35
量の見込み	4年生	145	147	149	151	153
	5年生	75	77	79	80	82
	6年生	21	21	22	22	23
	合計	240	245	251	254	258
確保方策		0*				

※ 各学童クラブでは定員を設けており、4年生以上を含めた学童クラブを希望するすべての児童を受け入れることが難しいため、学童クラブでは1～3年生までの児童の育成を行います。4年生以上の児童の育成については、放課後子ども総合プラン一般登録を利用することとしています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の方向性】

○給付対象者を適切に把握し、必要な給付を行っていきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【事業概要】

地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

事業内容は以下の2つです。

①新規参入施設等への巡回支援

保育所等を開設しようとする新規参入事業者が、スムーズに事業を開始、運営できるよう支援する事業です。

②認定こども園特別支援教育・保育経費

私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを私立認定こども園で受け入れる場合に、職員（幼稚園教諭免許状又は保育士資格を有する者）の加配に必要な費用を補助します。

【今後の方向性】

○国が示す基準等をもとに、対象事業者及び対象者への適切な支援を実施していきます。

第6章 子どもの未来応援プラン

1 基本目標

未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、貧困の連鎖の解消に取り組みます。

2 貧困の連鎖の解消のための3つの柱

本計画の基本理念である「すべての子どもが自分らしく輝き 健やかに成長できるよう子どもの育ちを支援するまち」の実現をめざし、貧困の連鎖の解消に向けて、次のとおり3つの柱を設定します。

柱1 子どもの育ち、学びを支える

○すべての子どもたちが、生まれ育った家庭環境や経済状況にかかわらず、自己肯定感や自己有用感を高め、希望をもって夢に挑戦できるよう、困難に負けない生きる力を育み、成長をささえる環境を整えます。

- 施策1 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援
- 施策2 学校教育における学び、成長の支援
- 施策3 子どもの居場所づくりの推進
- 施策4 困難を抱えやすい子ども（若者）への支援

柱2 ライフステージに応じた相談・支援

○困難を抱える家庭の子どもと保護者が孤立することのないよう、様々な場面や関わりの中から子どもの貧困のサインを早期に把握し、子どもの成長段階に応じた切れ目のない良質かつ適切な支援に確実につなぐための重層的な支援体制をつくります。

○困難を抱える家庭の保護者への就労支援や生活支援等により、生活の自立を応援します。

- 施策5 孤立しないしくみづくり
- 施策6 保護者への就労、生活支援

柱3 地域全体で見守り、支える

○地域ぐるみで子どもの貧困問題に対する関心や理解を深め、地域社会全体で困難を抱える家庭の子どもと保護者を見守り、ささえるネットワークを構築します。

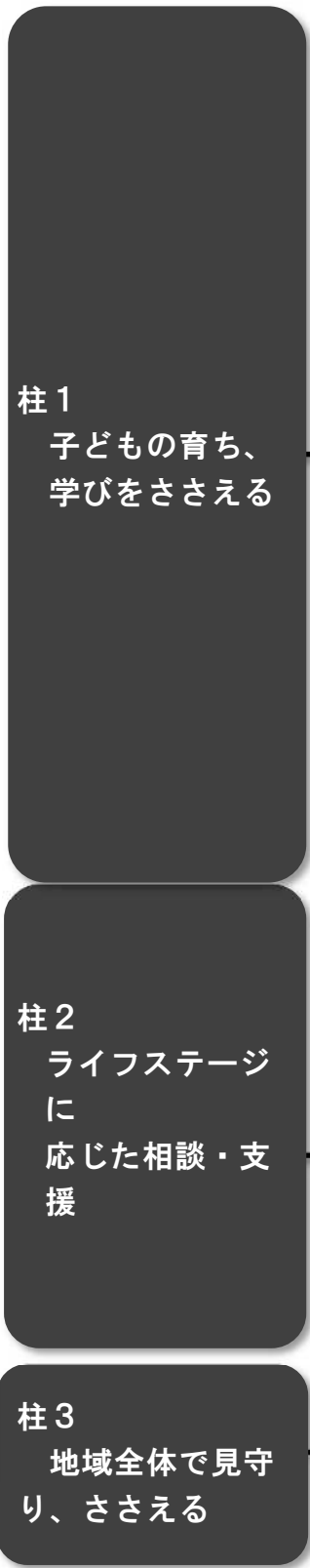
- 施策7 地域全体でささえるネットワークの構築

施策体系

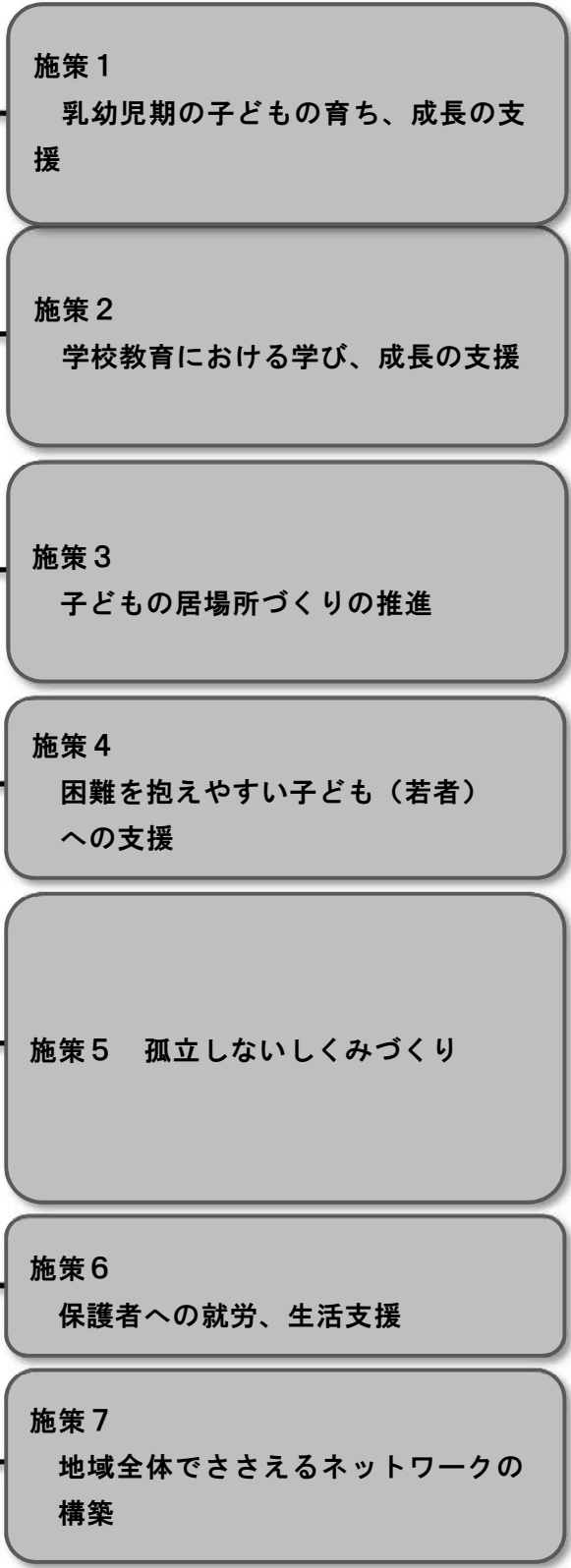
■基本目標

未来を担う北区の子どもたちが、生まれ育った環境にかかわらず、
自分の将来に夢と希望を持って健やかに成長・自立できるよう、
子どもたちの育ちや学びを支える地域社会の実現をめざし、
貧困の連鎖の解消に取り組みま

■ 3つの柱



■施策



3 子どもの貧困に関する指標

本計画の進捗や効果を把握するため、子どもの貧困に関する指標を設定し、その数値の変化を確認することで、子どもの貧困の状況を把握し、取組みの検証・評価を行っていきます。

子どもの貧困の要因は様々であり、そこから生じる課題も教育機会の確保や生活の安定、保護者の就労など多岐にわたることに加えて、それらが複雑に絡み合っていることから、現時点では、各指標に数値目標を設定することは困難であると考えています。

指標については、必要に応じて見直しを行い、追加や修正を行っていきます。

■ 北区における子どもの貧困に関する指標

No.	対象期	指標名	対象者
1	妊娠・ 出産期	妊娠届出後の妊婦への面接を実施する割合	妊婦
2	乳幼児 期	乳児健診（3～4か月児健診）、乳幼児健診（1歳6か月児健診）、乳幼児健診（3歳児健診）の平均受診率	区内3～4か月児、1歳6か月児、3歳児
3	乳幼児 期	歯科検診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合	区内3歳児
4	乳幼児 期	歯科検診で未処置のむし歯がある子どもの割合	区内3歳児
5	小学生	歯科検診でむし歯ありの判定を受けた子どもの割合	区立小学1年生
6	小学生	歯科検診で未処置のむし歯がある子どもの割合	区立小学1年生
7	小・ 中学生	子どもの朝ごはん摂取率	区立小学2、4、6年生、中学2年生
8	小・ 中学生	「自分には良いところがある」の質問で肯定的に答える子どもの割合	区立小学6年生、中学3年生
9	小・ 中学生	「ほっとできると感じる居場所はありますか」の質問で「ある」と答える子どもの割合	区立小学5年生、中学2年生
10	小・ 中学生	「（ほとんど）毎日、家事や家族のお世話等をする時間が1日のうち1時間以上ありますか。ああって、自分が好きに使える時間がほとんどないですか」の質問で「はい」と答える子どもの割合	区立小学5年生、中学2年生
11	小・ 中学生	「全国学力・学習状況調査」の児童・生徒の平均正答率	区立小学6年生、中学3年生
12	小・ 中学生	「北区基礎・基本の定着度調査」の児童・生徒の達成率	区立小学2、4、6年生、中学2年生
13	小・ 中学生	学校外学習時間が1時間未満の児童・生徒の割合	区立小学6年生、中学3年生
14	小・	小学校・中学校の不登校者数（率）	区立小・中学校の

	中学生		児童・生徒
15	中学生	区立中学校の高校進学率	区立中学3年生
16	中学生	生活保護世帯の子どもの高校進学率	生活保護受給世帯の中学3年生
17	中学生	「将来の夢や目標をもっていますか」の質問で肯定的に答える子どもの割合	区立中学3年生
18	高校生	区内都立高校の中退者数(率) (全日制・定時制)	区内都立高校の生徒
19	高校生	区内都立高校の卒業時の進路未決定者数(率) (全日制・定時制)	区内都立高校の生徒
20	ひとり 親家庭	ひとり親家庭に対する就労支援事業による就業率及び 正規雇用率	ひとり親家庭

柱1

子どもの育ち、学びをささえる

施策1 乳幼児期の子どもの育ち、成長の支援

◆主な取組

○困難を抱える家庭の子どもを含むすべての乳幼児期の子どもが、今後の育ちや学びをささえる基盤となる基本的な生活習慣や自己肯定感を育みながら健やかに成長できるよう、子どもの育ちを支えます。

【事業】

施策ID	事業名	次世代育成行動 計画施策ID [◎事業計画ID]	所管課
1-1-1	きらきら0年生応援プロジェクト	1-1-1	教育政策課
1-1-2	区立認定こども園の設置・運営	1-1-2 [◎1-2]	学校支援課
1-1-3	子どもセンター・ティーンズセンターへの移行の推進	1-6-9 / 3-3-2	子どもわくわく課
1-1-4	保育所待機児童解消	2-1-1 [◎1-1]	子ども未来課
1-1-5	保育園、幼稚園等の保育料の負担軽減	2-5-4	学校支援課 子ども未来課 保育課
1-1-6	児童発達支援センター	4-2-1	子ども家庭支援センター
1-1-7	保育園の特別支援児保育	4-2-2	保育課
1-1-8	幼稚園等の特別支援児受け入れ	4-2-3	学校支援課 子ども未来課
1-1-9	障害児保育巡回指導員の派遣	4-2-12	子どもわくわく課 保育課 子ども家庭支援センター

施策2 学校教育における学び、成長の支援

◆主な取組

○困難を抱える家庭の子どもを含む、すべての学齢期の子どもたちの確かな学力と豊かな人間性、健やかな体を育み、困難な状況にあってもたくましく生きる力を身に付けられる教育環境を整えます。

【事業】

施策ID	事業名	次世代育成行動 計画施策ID [◎事業計画ID]	所管課
1-2-1	学力フォローアップ教室	1-2-1	教育指導課
1-2-2	学力パワーアップ事業	1-2-2	教育指導課
1-2-3	中学校スタラム・サポート事業教育アドバイザーの活用	1-2-3	教育指導課
1-2-4	本気でチャレンジ教室	1-2-4	教育指導課
1-2-5	イングリッシュキャンプ事業	1-2-10	学校支援課
1-2-6	英語が使える北区人事業	1-2-12	教育指導課
1-2-7	スーパーサイエンススクール	1-2-13	生涯学習・学校地域連携課
1-2-8	子どもの貧困問題の理解促進のための教職員等研修の実施	1-2-19	教育指導課 子ども未来課
1-2-9	キャリア教育の推進	1-3-6	教育指導課
1-2-10	北区中学生・高校生のための職業教育キャラバン事業	1-3-7	多様性社会推進課
1-2-11	自然体験活動の充実	1-3-17	学校支援課
1-2-12	家庭教育力向上プログラム	1-5-2	学び未来課 生涯学習・学校地域連携課 教育指導課 中央図書館 子ども未来課
1-2-13	ホップ・ステップ・ジャンプ教室 (適応指導教室)	1-5-13	教育総合相談センター
1-2-14	教育相談所の運営	1-5-15	教育総合相談センター
1-2-15	子どもと家庭の支援員 (学校と家庭の連携推進事業)	1-5-16	教育総合相談センター
1-2-16	小・中学校特別支援学級の設置	4-2-4	教育総合相談センター
1-2-17	特別支援教室の推進	4-2-5	教育総合相談センター
1-2-18	インクルーシブ教育システムの構築	4-2-8	教育総合相談センター
1-2-19	特別支援学級就学奨励費	4-2-13	学校支援課
1-2-20	自立支援プログラム	4-4-4	生活福祉課

	(次世代育成支援プログラム)		
1-2-21	高等学校等就学費の支給	4-4-5	生活福祉課
1-2-22	就学援助	4-4-6	学校支援課
1-2-23	外国人学校児童生徒保護者負担軽減補助金	2-5-10	子ども未来課
1-2-24	修学旅行支度金の支給	4-4-8	生活福祉課
1-2-25	北区奨学資金貸付事業	4-4-9	教育政策課
1-2-26	その他奨学金制度等の周知	4-4-10	教育政策課
1-2-27	受験生チャレンジ支援貸付事業 【北区社会福祉協議会事業】	4-4-11	地域福祉課 社会福祉協議会
1-2-28	日本語学級	4-5-1	学校支援課 教育総合相談センター 教育指導課

施策3 子どもの居場所づくりの推進

◆主な取組

- 経済的な理由や家庭の事情により、家庭での学習が困難な子どもの状況に寄り添った学習の場や居場所の提供を推進し、困難を抱える家庭の子どもの将来的な自立を促進します。
- 困難を抱える家庭の子どもを含む、すべての子どもたちが、放課後等を安全・安心に過ごすことができる多様な学習の場や居場所づくりを推進します。

【事業】

施策ID	事業名	次世代育成行動 計画施策ID [◎事業計画ID]	所管課
1-3-1	児童館での小学生対応事業	1-5-3	子どもわくわく課
1-3-2	放課後子ども総合プラン(わくわく☆ひろば)の推進・情報発信	1-6-6	子どもわくわく課
1-3-3	学童クラブ、わくわく☆ひろばの学習支援の充実	1-6-8	子どもわくわく課
1-3-4	子どもセンター・ティーンズセンターへの移行(再掲1-1-3)	1-6-9	子どもわくわく課
1-3-5	児童館・児童室での中高生対応事業	1-6-12	子どもわくわく課
1-3-6	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	2-1-2 [◎2-11]	子どもわくわく課
1-3-7	子ども食堂等ネットワークによる子どもの見守り体制強化事業	3-2-4/3-3-4	子ども未来課
1-3-8	生活困窮・ひとり親家庭等の小学生の学習支援事業	4-3-4/4-4-1	生活福祉課
1-3-9	【再掲】生活困窮・ひとり親世帯等の中学生の学習支援事業	4-3-5/4-4-2	子ども未来課

施策 4 困難を抱えやすい子ども（若者）への支援

◆主な取組

○児童養護施設等を退所する子どもや、高校を中途退学したり無業等の状態にある若者など困難を抱えやすい状況にある子ども（若者）が、希望する未来を実現できるよう応援、支援します。

【事業】

施策ID	事業名	次世代育成行動 計画施策ID [◎事業計画ID]	所管課
1-4-1	児童養護施設等を退所する子どもを応援する取組み	1-5-22	子ども未来課 子ども家庭支援センター 住宅課
1-4-2	困難を抱えやすい若者の就労支援事業への誘導強化	1-5-23	産業振興課
1-4-3	赤羽しごとコーナー	1-5-24	産業振興課
1-4-4	北区くらしとしごと相談センター (生活困窮者自立支援事業)	1-5-25	生活福祉課

柱2

ライフステージに応じた相談・支援

施策5 孤立しないしくみづくり

◆主な取組

○困難を抱える家庭の子どもと保護者が孤立することのないよう、母子保健の取組みや保育園・幼稚園、学校などでの関わりの中で気づき、必要な支援が確実につながるしくみを構築します。

【事業】

施策ID	事業名	次世代育成行動 計画施策ID [◎事業計画ID]	所管課
2-5-1	スクールカウンセラーの配置	1-6-2	教育総合相談センター
2-5-2	スクールソーシャルワーカーの派遣	1-6-3	教育総合相談センター
2-5-3	スクールソーシャルワーカーの活用	1-6-4	教育総合相談センター
2-5-4	学校支援ボランティア活動推進事業	1-6-5	生涯学習・学校地域連携課
2-5-5	利用者支援事業	2-2-1 [◎2-1]	健康推進課 子ども家庭支援センター
2-5-6	伴走型相談支援（はぴママたまご面接・はぴママひよこ面接）	2-2-2	健康推進課 子ども家庭支援センター
2-5-7	子育てガイドブックの発行	2-2-5	子ども未来課
2-5-8	子育て支援情報配信メール・LINE	2-2-8	子ども未来課
2-5-9	子育て情報の提供・発信の充実	2-2-9	子ども未来課
2-5-10	妊産婦健康診査等	2-4-1 [◎2-3]	健康推進課
2-5-11	妊婦歯科健康診査	2-4-2	健康推進課
2-5-11②	伴走型相談支援（妊娠後期支援）	2-4-3	健康推進課
2-5-12	伴走型相談支援 （妊産婦及び乳児家庭全戸訪問事業）	2-4-4 [◎2-4]	健康推進課
2-5-13	安心ママパパヘルパー事業	2-4-8	子ども家庭支援センター
2-5-14	乳幼児健康診査（3～4カ月、6・9 カ月、1歳6カ月、3歳児）	2-4-7	健康推進課
2-5-15	乳幼児健康診査の未受診者や子育て支援サービス等を利用しない家庭への働きかけ、支援の検討	2-4-9	健康推進課 子ども家庭支援センター
2-5-16	乳幼児歯科保健相談	2-4-10	健康推進課
2-5-17	未熟児養育医療助成	2-5-9	健康推進課

2-5-18	地域育て合い事業（児童館、保育園）	2-3-4 /3-1-2 /3-2-7	子どもわくわく課 保育課
2-5-19	在宅児・未就園児への地域子育て支援活動	3-1-3	学校支援課 子ども未来課 保育課
2-5-20	みんなでお祝い輝きバースデー事業	3-1-6	子ども未来課
2-5-21	2歳児のための幼稚園入園準備・情報交換会（児童館）	3-1-7	子ども未来課
2-5-22	専門相談員（臨床心理士）による子育て相談事業（児童館）	3-1-9	子どもわくわく課
2-5-23	養育支援訪問事業	4-1-2 [◎2-5]	子ども家庭支援センター
2-5-24	要保護児童への対策及び配偶者からの暴力防止連絡協議会との連携	4-1-3	子ども家庭支援センター 多様性社会推進課
2-5-25	見守りサポート事業	4-1-6	子ども家庭支援センター
2-5-26	ひとり親家庭等相談支援事業（そらまめ相談室）	4-3-1	子ども未来課
2-5-27	ひとり親家庭向けの生活支援講習会・交流事業	4-3-2	子ども未来課
2-5-28	ひとり親ガイドブック等の発行	4-3-6	子ども未来課
2-5-29	区民相談室（法律相談等）	5-2-2	広報課
2-5-30	こころと生き方・DV相談	5-2-3	多様性社会推進課
2-5-31	女性のための法律相談	5-3-2	多様性社会推進課

施策6 保護者への就労、生活支援

◆主な取組

- 経済的に困難な状況にある家庭やひとり親家庭の保護者に対し、生活に関する相談や個々の状況に応じたきめの細かな支援を行い、生活自立を応援します。
- 特に、家計と子育ての両方を一人で担うひとり親家庭に対しては、資格取得などの正規雇用につながる支援や、精神的負担の軽減も含めた総合的な支援を図ります。

【事業】

施策ID	事業名	次世代育成行動 計画施策ID [◎事業計画ID]	所管課
2-6-1	児童手当の支給	2-5-7	子ども未来課
2-6-2	子ども医療費助成	2-5-8	子ども未来課
2-6-3	特別児童扶養手当の支給	4-2-14	子ども未来課
2-6-4	障害者世帯・ひとり親世帯転居費用助成	4-2-15	住宅課
2-6-5	ひとり親家庭への生活支援の充実	4-3-3	子ども未来課 関係課
2-6-6	ひとり親家庭に対する相談体制（母子・父子自立支援員）	4-3-7	生活福祉課
2-6-7	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業	4-3-8	生活福祉課
2-6-8	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金事業	4-3-9	生活福祉課
2-6-9	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業【北区社会福祉協議会事業】	4-3-10	北区社会福祉協議会
2-6-10	ひとり親家庭自立支援プログラム策定	4-3-11	生活福祉課
2-6-11	ひとり親家庭の親の就業促進	4-3-12	生活福祉課
2-6-12	母子生活支援施設（浮間ハイマート）	4-3-15	生活福祉課
2-6-13	ひとり親家庭医療費助成	4-3-17	子ども未来課
2-6-14	児童扶養手当の支給	4-3-18	子ども未来課
2-6-15	児童育成手当の支給	4-3-19	子ども未来課
2-6-16	東京都母子及び父子福祉資金貸付	4-3-20	生活福祉課
2-6-17	母子福祉応急小口資金貸付	4-3-21	生活福祉課
2-6-18	女性福祉資金貸付	4-3-22	生活福祉課
2-6-19	生活保護制度	4-4-3	生活福祉課
2-6-20	生活困窮世帯の保護者への自立支援の推進	4-4-12	生活福祉課

施策ID	事業名	次世代育成行動 計画施策ID [◎事業計画ID]	所管課
2-6-21	北区くらしとしごと相談センター (生活困窮者自立支援事業)【再掲】	4-4-13	生活福祉課
2-6-22	就労準備支援事業 (生活困窮者自立支援事業)	4-4-14	生活福祉課
2-6-23	被保護者就労支援事業	4-4-15	生活福祉課
2-6-24	被保護者自立促進事業	4-4-16	生活福祉課
2-6-25	中高年者向け就職支援セミナー	4-4-17	産業振興課
2-6-26	就職フェア in 王子	4-4-18	産業振興課
2-6-27	生活福祉資金貸付 【北区社会福祉協議会事業】	4-4-19	北区社会福祉協議会
2-6-28	区営住宅の供給	4-4-20	住宅課
2-6-29	住居確保給付金の支給 (生活困窮者自立支援事業)	4-4-21	生活福祉課
2-6-30	女性再就職支援事業	5-3-5	産業振興課

柱 3

地域全体で見守り、ささえる

施策 7 地域全体でささえるネットワークの構築

◆主な取組

○子どもの貧困について、地域の理解と協力を求め、困難を抱える家庭の子どもと保護者を見守り、ささえる人材や活動のすそ野を広げるとともに、関係機関、地域、企業、NPO、ボランティア、民生委員・児童委員等の協力関係のもと、困難を抱える家庭の子どもと保護者を地域全体で見守り、ささえるネットワークの構築に取り組みます。

【事業】

施策ID	事業名	次世代育成行動 計画施策ID [◎事業計画ID]	所管課
3-7-1	協働による地域づくりの推進	3-2-1	地域振興課
3-7-2	政策提案協働事業	3-2-2	地域振興課
3-7-3	地域ネットワークづくり等の役割を担うコーディネーターの配置	3-2-7	子ども未来課
3-7-4	子どもの貧困・孤立防止対策ネットワーク事業【北区社会福祉協議会事業】	3-3-4	北区社会福祉協議会
3-7-5	子どもの貧困に関する区民向け講演会をはじめとした啓発活動	4-4-22	子ども未来課
3-7-6	北区応援サポーター寄附制度への子どもの貧困対策に関するメニュー設定	4-4-23	企画課 税務課 子ども未来課